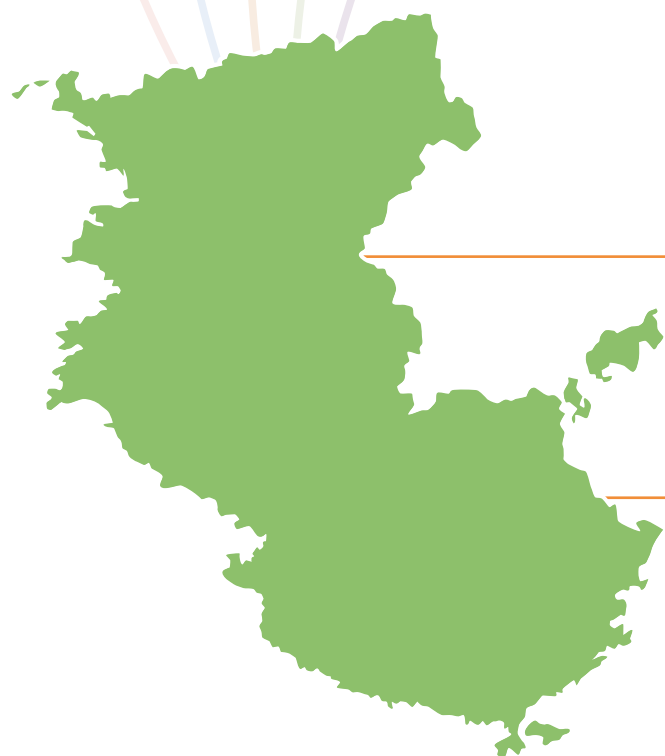


# 和歌山県

長期総合計画

2017<sub>年度</sub> ▶▶▶ 2026<sub>年度</sub>



世界とつながる  
愛着ある元気な和歌山

～県民みんなが楽しく暮らすために～

## 目の不自由な方のための音声コード

音声コードは、2cm角の中に約1,000文字の情報が記憶できるもので、専用の読み取り機がコードを音声に変換し、文章内容を読み上げます。右の切りかきは、目の不自由な方がコードのある場所を確認するためのものです。







# 「世界とつながる 愛着ある元気な和歌山」 ～県民みんなが楽しく暮らすために～ の実現に向けて

本県では、これまで2008（平成20）年に策定した長期総合計画に基づき、「未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山」の実現に向けて、各種施策を着実に進め、交通ネットワークの充実、戦略的な観光政策による観光客の増加、出産・子育て環境の充実、先進的な防災対策の推進、企業への充実した支援体制の整備など「将来を拓く礎」を築いてきました。



その計画の最終年度は2017（平成29）年度となっており、終了まであと1年を残していましたが、本県を取り巻く状況は、本格的な人口減少社会の到来や相次ぐ大規模自然災害の発生、経済・社会のグローバル化の進展、情報通信技術等の急速な進歩など大きく変動しています。

こうした時代の流れに取り残されることなく、状況の変化に適切かつ迅速に対応していくため、2017（平成29）年度から10年間の道しるべとなる新たな長期総合計画を策定しました。策定にあたっては、多くの県民の皆様の御意見をお伺いするとともに、県外で御活躍の有識者の方々からも幅広い分野の御意見をいただき、県庁をあげて議論を行ったところです。

この計画では、本県のもつ優れた特色（強み）を積極的に生かして県政を発展させていく姿を、『「世界とつながる 愛着ある元気な和歌山」～県民みんなが楽しく暮らすために～』と表現し、めざす将来像としています。県政を進める上での指針とすることはもちろんのこと、県民の皆様にも共鳴していただき、県民一人一人の主体的な活動の指針となることが重要であると考えています。

計画に掲げためざす将来像の実現に向け、共に歩んでまいりましょう。

2017（平成29）年4月

和歌山県知事 仁坂 吉伸



# 目次

## 序 章 計画の策定の姿勢 5

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画の期間
- 第3節 県政運営の基本姿勢

## 第1章 和歌山県がめざす将来像 7

- 第1節 長期総合計画（2008（平成20）年度～）の成果検証
- 第2節 認識すべき時代の潮流
- 第3節 和歌山県の特性・課題等
- 第4節 和歌山県がめざす将来像

## 第2章 将来像に向けた取組 33

- 第1節 ひとを育む
- 第2節 しごとを創る
- 第3節 いのちを守る
- 第4節 くらしやすさを高める
- 第5節 地域を創る

## 第3章 計画の推進 141

- 第1節 計画の推進に向けて
- 第2節 持続可能な財政構造との両立

## 参考資料「長期総合計画（2008（平成20）年度～）」の主な成果 144



# 序章 計画の策定の姿勢

## 第1節 計画策定の趣旨 ..... 6

## 第2節 計画の期間 ..... 6

## 第3節 県政運営の基本姿勢 ..... 6

1. 県民のための県政 ..... 6
2. 長期的な視点に立った透明で論理的な県政 ..... 6
3. 県議会との連携・協力 ..... 6



## 第1節 計画策定の趣旨

長期総合計画は、本県の10年後の未来を展望した「めざす将来像」を県民の皆様にわかりやすく示すとともに、その将来像の実現に向けて取り組む施策の基本的方向を明らかにすることを目的としています。

2008（平成20）年3月に策定した「和歌山県長期総合計画」は、策定後9年が経過しました。

この間、日本が本格的な人口減少に転じる中、本県においては全国よりも早い流れで人口減少が進み、今後何も対策を講じなければ2060年には50万人程度まで激減すると予測されています。このため、2015（平成27）年6月に「和歌山県長期人口ビジョン」を策定し、「高齢者1人を現役世代2人で支える人口形態」を作らなければならないという考えに基づき、2060年のめざすべき県人口を70万人程度とする目標を掲げたところです。

また、近年の大規模災害の相次ぐ発生は、災害対応や国土形成の在り方を大きく変えることとなり、経済・社会のグローバル化の進展や外国人観光客の急増は、産業政策や観光戦略の見直しを必要とし、情報通信技術等の急速な進歩は、生活や仕事を大きく変えようとしています。

こうした時代の潮流に取り残されることなく、状況の変化に適切かつ迅速に対応するため、新たな長期総合計画を策定しました。

県民と共有できる将来像を示すことで、県民の主体的な活動の指針としても活用されることを期待しています。

## 第2節 計画の期間

本計画の期間は2017（平成29）年度から2026（平成38）年度までの10年間とします。

## 第3節 県政運営の基本姿勢

### 1. 県民のための県政

県政の運営にあたっては、県民の幸福を第一に考え、県民の皆様が和歌山県に生まれ、暮らして本当によかったと思える故郷和歌山を創造するため、知事をはじめ全ての職員が使命感をもち、和歌山県の発展のために取り組んでいきます。

### 2. 長期的な視点に立った透明で論理的な県政

和歌山県の将来を展望し、その繁栄のため、長期的な視点に立って県政を運営していきます。

また、県民の皆様にとって、ある部分で苦痛を伴うものであっても、それを恐れて政策を実行しないことで、将来いかなる事態が到来するかを見極め、包み隠さず全てを明らかにし、和歌山県の発展に必要な論理に沿った政策を展開していきます。

### 3. 県議会との連携・協力

「和歌山県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」により、この計画は県議会の議決を得て策定されました。その実行にあたっては、県民を代表する県議会と深く連携・協力し、「車の両輪」として県政を運営していきます。



# 第1章 和歌山県がめざす将来像

## 第1節 長期総合計画(2008(平成20)年度～)の 成果検証 ..... 8

## 第2節 認識すべき時代の潮流 ..... 8

1. 増加する世界人口と日本の人口減少 ..... 8
2. 経済・社会のグローバル化 ..... 10
3. 情報通信技術等の急速な進歩 ..... 11
4. 広域交通ネットワークの充実 ..... 12
5. 国土の強靱化 ..... 12
6. 自然と共生する持続可能な社会 ..... 13
7. 価値観の多様化 ..... 14

## 第3節 和歌山県の特性・課題等 ..... 15

1. 和歌山県の特性 ..... 15
2. 和歌山県の課題 ..... 17
3. 将来を拓く礎 ..... 23

## 第4節 和歌山県がめざす将来像 ..... 27

1. 【分野別】5つの将来像 ..... 27
2. めざす将来像に向けた取組(新たな施策体系)の考え方 ..... 30
3. 10年後の和歌山県人口の見通し ..... 31



## 第1節 長期総合計画(2008(平成20)年度～)の成果検証

本計画を策定するにあたり、長期総合計画(計画期間:2008(平成20)年度から2017(平成29)年度)の成果検証を行い、引き続き取り組むべき課題については、その対策を第2章「将来像に向けた取組」に盛り込んでいます。

なお、2017(平成29)年1月末現在における主な成果は、参考資料に掲載しています。

## 第2節 認識すべき時代の潮流

### 1. 増加する世界人口と日本の人口減少

世界人口は、アジアやアフリカを中心に増加し、2050年には97億人に達すると予測されています。

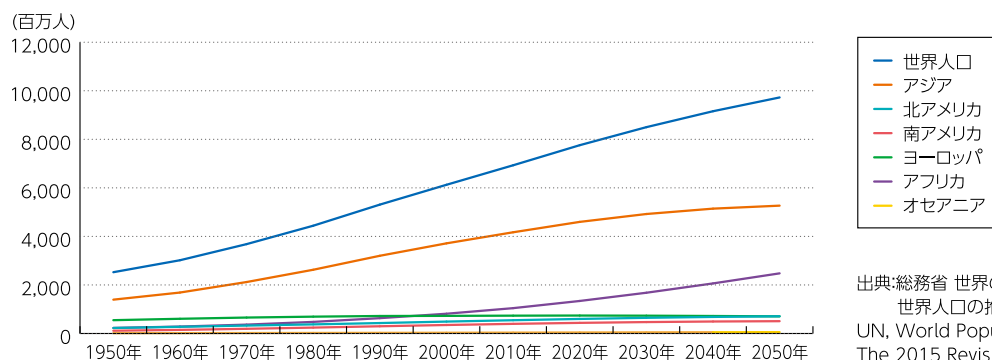
一方で、我が国の人口は2008(平成20)年をピークに減少局面に入っており、2015(平成27)年における国勢調査の人口は1億2,709万人で2010(平成22)年の国勢調査に比べ96万3千人の減少となっています。人口減少には少子化が大きく影響しており、合計特殊出生率は1974(昭和49)年以降低下傾向で推移し、2005(平成17)年には過去最低である1.26まで落ち込みました。2015(平成27)年には1.45となり、回復傾向にあるものの、依然として人口置換水準(2.07)には届いていません。

長期間にわたる少子化の影響もあり、我が国は、世界でも類をみない超高齢社会になっています。高齢者人口(65歳以上の人口)は2015(平成27)年の国勢調査では、3,347万人で、総人口に占める高齢者人口の割合(以下「高齢化率」という。)は27%です。

高齢者人口の増加により、医療や介護の需要増が見込まれており、少子高齢化がさらに進んでいけば、全世代に占める生産年齢人口(15～64歳の人口)の割合がますます減少し、増え続ける社会保障費を賄えるだけの保険料収入や税収を確保することが困難になります。

また、生産年齢人口が減少することで、労働力不足や個人消費の縮小などによる経済の低迷も懸念されます。

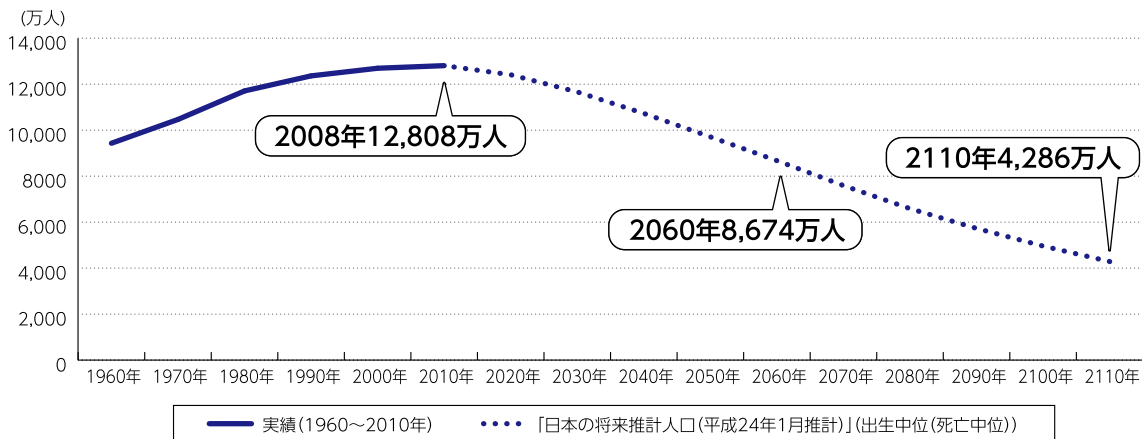
#### ■ 世界人口の推移(国際連合予測)



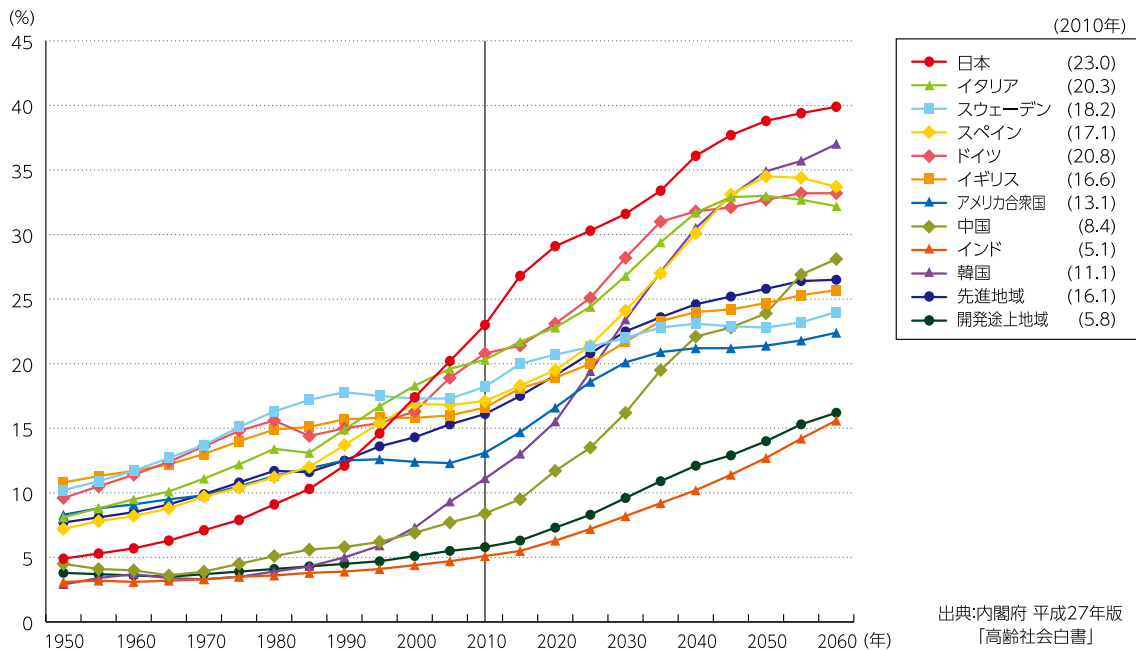
出典:総務省 世界の統計2016  
世界人口の推移  
UN, World Population Prospects:  
The 2015 Revision



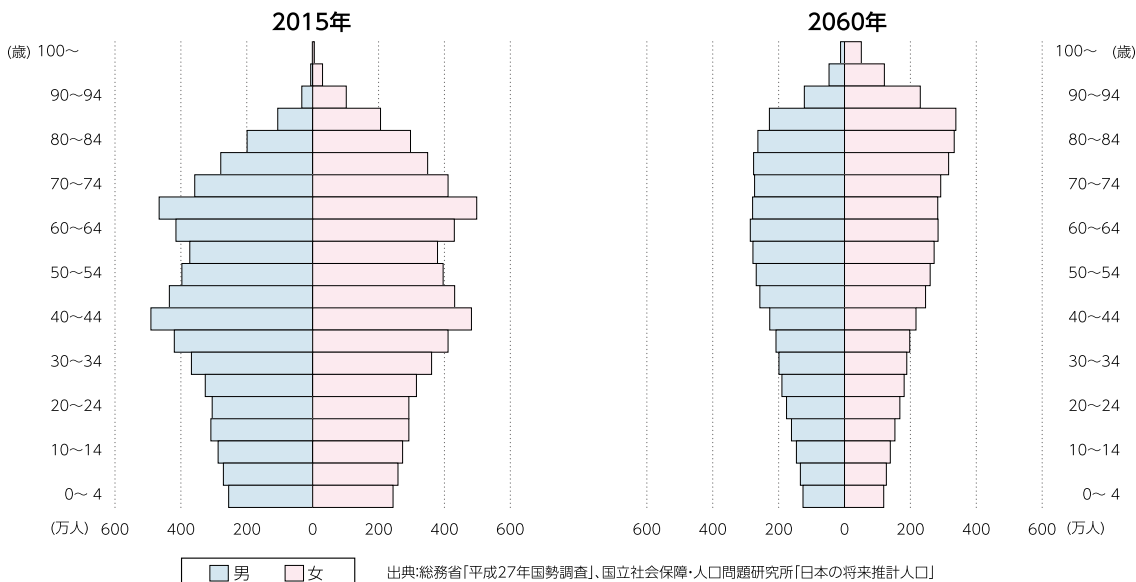
## 日本の人口の長期的な見通し



## 世界の高齢化率の推移



## 日本の人口の年齢構成



## 2. 経済・社会のグローバル化

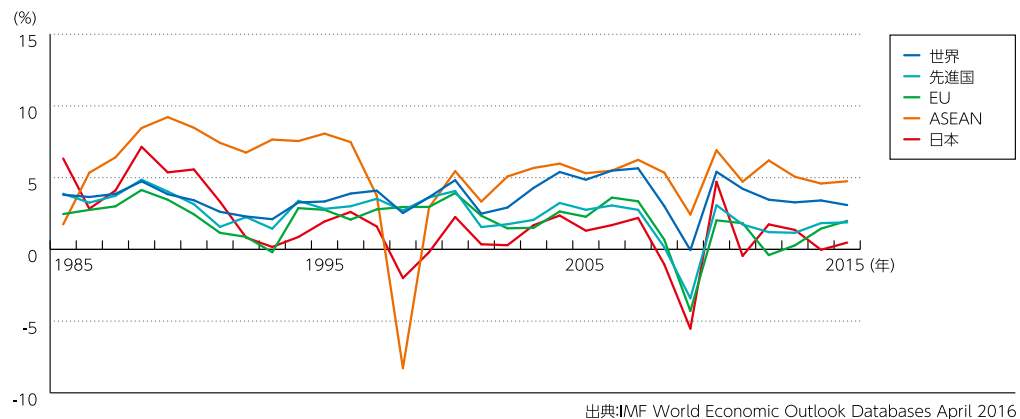
我が国の経済成長率の低迷が懸念される中、中国・インドなどは、経済成長率が高く、このような国々との競争が激化していく一方で、我が国にとって魅力のある市場ともなっています。

また、近年、FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）等が世界的に結ばれ、これまでのWTO（世界貿易機関）体制をさらに発展させるような動きが出てきています。

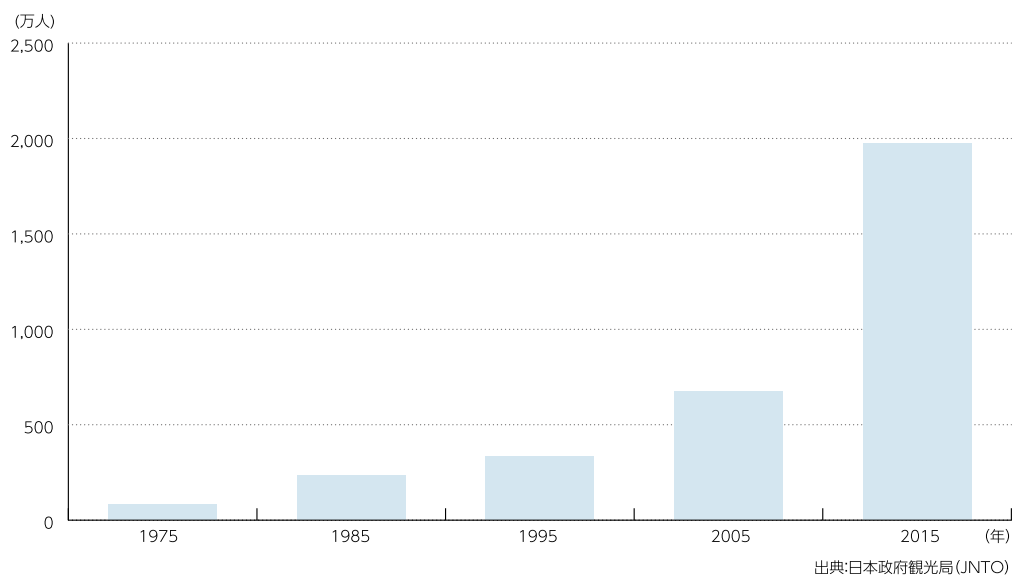
さらに、訪日外国人旅行者数が急増しており、2020（平成32）年東京オリンピック等を控え、政府は年間訪日外国人旅行者数の目標を従来の2千万人から4千万人に引き上げ、2030（平成42）年の目標を6千万人としています。

このように経済のグローバル化が急速に進展しており、日本の個人や企業も、もはや世界の中での自らの位置づけを意識し、世界を相手にして自らの発展や自己実現を図らなければならなくなっています。

### ■ 経済成長率



### ■ 外国人旅行者数〈日本全体〉





### 3. 情報通信技術等の急速な進歩

スマートフォンやタブレット端末の普及により、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、eコマース（電子商取引）、動画視聴などの利用者が急増しており、クラウドコンピューティングなどインターネット等を活用したサービスが生活に浸透しています。

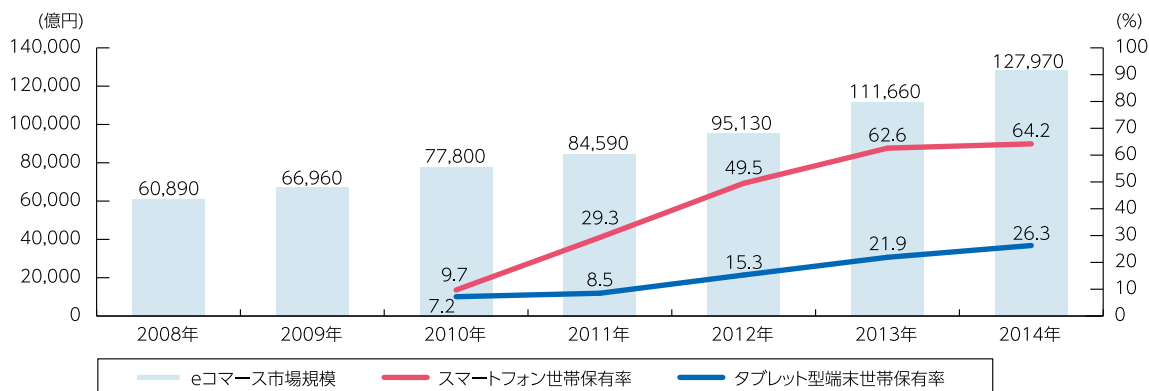
IoT（インターネットにつながるモノ）の利用が広がり、収集・蓄積されたビッグデータをAI（人工知能）が解析することで、人間だけでは思いつきもしなかった新しい価値、商品、サービスが生まれようとしています。

具体的には、車両の自動走行や企業などの製造現場、福祉、医療、建設現場などあらゆる分野での応用が期待されており、金融面でも新たなサービス（FinTechなど）が生み出されています。また、パソコンの性能やインターネットの接続環境が向上したことで、新たな就業形態（テレワーク、クラウドソーシングなど）が普及しています。

これらの情報通信技術等の急速な進歩は、我々の生活に大きな変革をもたらそうとしています。

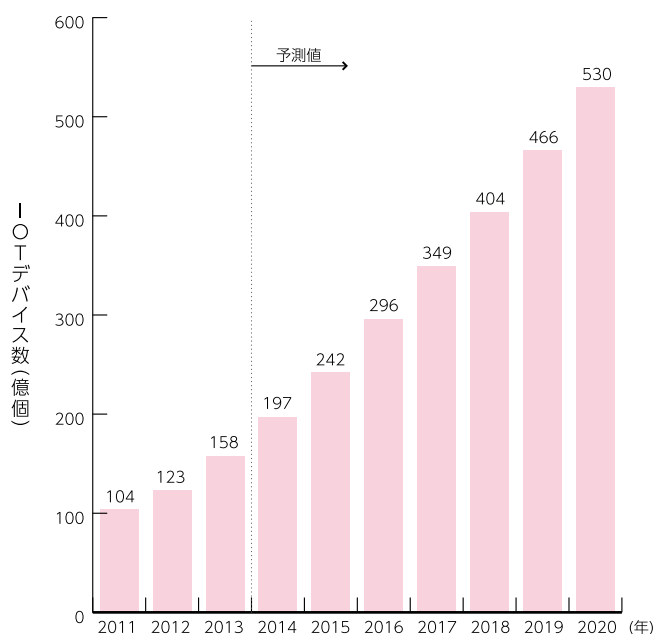
こうした中、政府は初等中等教育から研究者レベルまで包括的なICT人材の育成を推進する方針を示しています（産業競争力会議「名目GDP600兆円に向けた成長戦略」）。

#### ■ スマートフォン等の普及とeコマースの利用拡大



出典：総務省「平成27年度情報通信白書」、経済産業省「電子商取引に関する実態調査」

#### ■ IoTの推移・予測と適用分野の例



| 分野          | 適用イメージ例                                                                |
|-------------|------------------------------------------------------------------------|
| 施設          | ・施設内設備管理の高度化(自動監視・制御等)                                                 |
| エネルギー       | ・需給関係設備の管理を通じた電力需給管理<br>・資源採掘や運搬等に係る管理の高度化                             |
| 家庭・個人       | ・宅内基盤設備管理の高度化<br>・宅内向け安心・安全等サービスの高度化                                   |
| ヘルスケア・生命科学  | ・医療機関/診察管理の高度化<br>・患者や高齢者のバイタル管理<br>・治療オプションの最適化<br>・創薬や診断支援等の研究活動の高度化 |
| 産業          | ・工業プロセスの広範囲に適用可能な産業用設備の管理・追跡の高度化<br>・鉱業、灌漑、農林業等における資源の自動化              |
| 運輸・物流       | ・車両テレマティクス・追跡システムや非車両を対象とした輸送管理の高度化<br>・交通システム管理の高度化                   |
| 小売          | ・サプライチェーンに係る高度な可視化<br>・顧客・製品情報の収集<br>・在庫管理の改善<br>・エネルギー消費の低減           |
| セキュリティ・公衆安全 | ・緊急機関、公共インフラ(環境モニタリング等)、追跡・監視システム等の高度化                                 |
| IT・ネットワーク   | ・オフィス関連機器の監視・管理の高度化<br>・通信インフラの監視・管理の高度化                               |

出典：総務省「平成27年度情報通信白書」

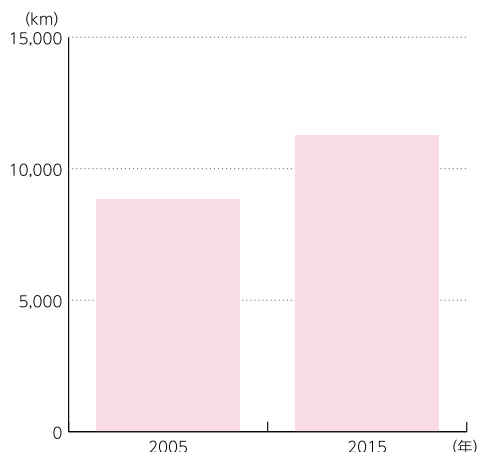


## 4. 広域交通ネットワークの充実

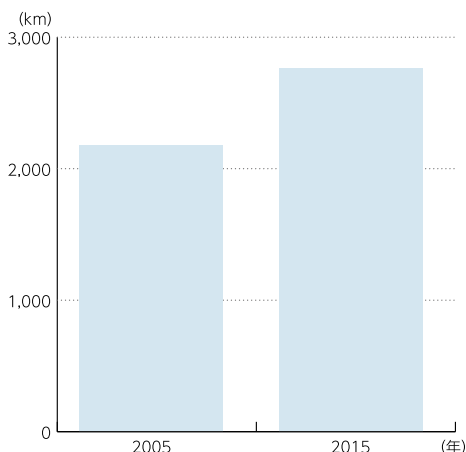
新東名高速道路、新名神高速道路など、日本の大動脈となる高速道路の建設をはじめ、各地を結ぶ高速道路ネットワークの整備が進められています。また、北陸新幹線や北海道新幹線が開業するとともに、リニア中央新幹線の工事が着手されるなど、高速輸送鉄道の整備が進んでいます。こうした広域交通ネットワークの充実により、国内の時間距離が短縮され、交流人口の増加や物流の活性化など、産業や生活に大きな変化をもたらしています。

また、空港や港湾など国内外を結ぶ交通ネットワークの充実により、国境を越えた「ひと」・「もの」の流れも活発化しています。航空機による訪日のほか、クルーズ客船の寄港も増加しており、2016（平成28）年の訪日外国人旅行者は2千万人を超えました。本県に近接する関西国際空港でも、近年、国際線の発着が増加しており、世界との時間距離が短縮され、世界がより身近なものになっています。

■ 高速道路の総延長



■ 新幹線ネットワークの総延長



## 5. 国土の強靱化

2011（平成23）年の東日本大震災、2016（平成28）年の熊本地震など、近年、激甚な地震災害が発生しています。また、南海トラフ地震や首都直下地震は、今後30年以内に発生する確率が70%程度と評価されています（2017（平成29）年1月13日地震調査研究推進本部公表）。

我が国では、太平洋側の臨海部を中心に重厚長大型産業が発展し、それに併せて鉄道や道路、港湾などの社会資本が整備され、人口と産業が集中した太平洋ベルトと呼ばれる国土軸を形成してきました。こうした地域で大規模災害が発生した場合、多くの人命が失われ、物流も含めた産業活動が停止するなど、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受け、国全体が機能不全に陥るおそれがあります。

このような事態を避けるため、また、災害時の救助・救援を可能にする観点からも、東西をつなぐ新たな幹線となる道路・鉄道などの代替ルートを整備し、その沿線に産業を発展させるなど、リダンダンシー（冗長性）を確保することにより、災害に強い国土を形成することが求められています。



## 6. 自然と共生する持続可能な社会

21世紀末（2081～2100年）までの世界平均地上気温の1986（昭和61）～2005（平成17）年平均に対する上昇量は、温室効果ガスの排出量が非常に多い場合、2.6～4.8℃となる可能性が高いと予測されています※。我が国は、COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、温室効果ガス排出量を2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比マイナス26%の水準とすることを削減目標としています。

我が国の温室効果ガス排出量の約9割をエネルギーの使用により発生した二酸化炭素が占めている状況の中、2015（平成27）年7月の「長期エネルギー需給見通し」（経済産業省）において、将来のエネルギー需給構造のあるべき姿が示されました。温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、需給見通しで示された姿の実現が不可欠であり、徹底した省エネルギーの実施と、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大が強く求められています。

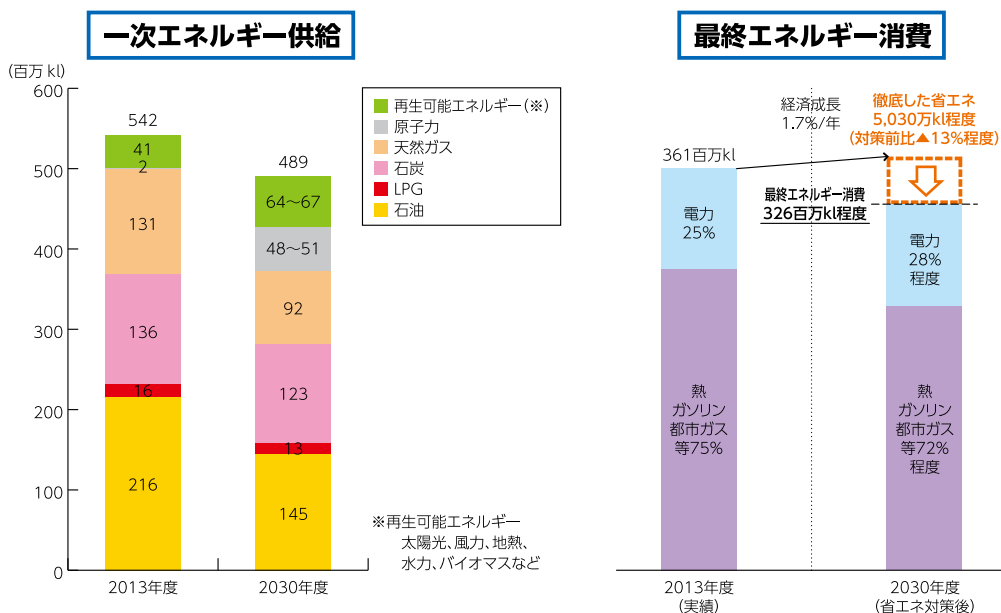
また、FAO（国連食糧農業機関）が公表したFRA（世界森林資源評価）2015によれば、人口の増加、食料や土地に対する需要の拡大等に伴い、森林が農地や他の土地利用に転用されており、世界の森林面積は、依然として減少傾向にあります。

さらに、こうした自然環境の破壊や地球温暖化などにより、生物の絶滅リスクが高まっています。

地球環境は人間が生きていくための基盤です。自然環境や地球生態系を守り、その恵みを持続的に享受していくため、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現を併せてめざすことで、持続可能な社会を構築していくことが求められています。

※IPCC（気候変動に関する政府間パネル）による地球温暖化問題についての第5次評価報告書

### 2030(平成42)年度のエネルギー需給構造



注：一次エネルギー供給と最終エネルギー消費の差は、発電ロス、輸送中のロス並びに発電・転換部門での自家消費

出典：資源エネルギー庁「長期エネルギー需給見通し関連資料」



## 7. 価値観の多様化

経済や社会情勢の変化を背景として、国民の意識や価値観が多様化しています。

内閣府の「国民生活に関する世論調査」(2016(平成28)年7月調査)によれば、「今後の生活において、これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさか」という質問について、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」と答えた者の割合が3割に対して、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい」と答えた者の割合が6割となっています。

また、同じく内閣府の「農山漁村に関する世論調査」(2014(平成26)年6月調査)によれば、農山漁村地域への定住願望をもつ都市住民の割合は、2005(平成17)年11月調査の2割から3割に上昇し、「田舎暮らし」に希望をもつ人が増えています。

このほか、働くことについての考え方、結婚・子育てについての考え方など、国民の意識や価値観は人それぞれであり、それぞれのライフスタイルに応じて個性と能力を十分に発揮でき、生きがいを感じられる社会を実現していくことが求められています。



## 第3節 和歌山県の特性・課題等

### 1. 和歌山県の特性

#### (1) 恵まれた風土

本県には、古事記・日本書紀につづられた神話の舞台となった地や、縁の深い神社が数多くあります。

起源や内容を異にする「熊野三山」、「高野山」、「吉野・大峯」の3つの「山岳霊場」とそれらを結ぶ「参詣道」は、2004（平成16）年に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されました。2016（平成28）年には、世界遺産の追加登録が行われ、県内の世界遺産登録市町は橋本市・上富田町・串本町を加え、11市町になりました。

文化史的・学術的に重要な歴史資産等も数多く、国宝は全国6位、重要文化財は全国7位の指定数となっており、日本三大火祭りの1つ「那智の扇祭り」などの伝統行事も県内各地で盛んに行われています。日本三古湯「白浜温泉」をはじめ、温泉資源も豊富です。

また、美しい自然を後世に残そうという意識が高く、1974（昭和49）年には天神崎の自然を保全するため田辺市民が立ち上がり、日本のナショナルトラスト運動の先駆けとなりました。2005（平成17）年には「串本沿岸海域」がラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）の対象に登録され、2014（平成26）年には、貴重な地質とそこで育まれた優れた自然や文化等が評価され、紀南地方の9市町村のエリアが「南紀熊野ジオパーク」として日本ジオパークに認定されました。

このような優れた自然や文化については、万葉の昔から、大宮人たちが数多くの歌に詠み、郷土が生んだ詩人佐藤春夫（さとう はるお 新宮市 1892～1964）は“空青し、山青し、海青し”と謳っています。



#### (2) 進取の気性の県民性

醤油、かつお節、古式捕鯨などの発祥地に住む和歌山県人は、新しい技術を生み出す豊かな発想力と、それを全国各地に伝える積極性を備えるなど、進取の気性に富んだ県民性をもつといわれています。また、北米やブラジル、オーストラリアなど海外へ移住して、人生を切り拓いた人々も多くいます。

歴史に名を残した人物を見ると、江戸時代に活躍した人物として、世界初の全身麻酔による乳がん摘出手術に成功した華岡青洲（はなおかせいしゅう 紀の川市 1760～1835）や1854（安政元）年の大地震の際、広村（現広川町）に押し寄せた津波を村人たちに知らせるため、自分の稲むらを燃やして人々を救った濱口梧陵（はまぐちごりょう 広川町 1820～1885）がいます。濱口梧陵の行動は世界に紹介され、第70回国連総会本会議（2015（平成27）年12月22日）で11月5日が「世界津波の日」に制定された由来となっています。

明治以降を見ても、政治家・外交官である陸奥宗光（むつむねみつ 和歌山市 1844～1897）や世界的な博物学者であり、民俗学の創始者の1人である南方熊楠（みなかたくまぐす 和歌山市





1867～1941)、合気道の創始者の植芝盛平（うえしばもりへい 田辺市1883～1969）、日本の電機産業を世界一の水準に高めた松下幸之助（まつしたこうのすけ 和歌山市1894～1989）など、多様な分野で多くの人物が活躍してきました。

また、和歌山県の人々は、全国から集う熊野参詣の人々を「浄不浄、信不信等を問わず」受け入れてきたことで示されている心温かさを有しており、古くからの奉仕・慈善の徳目を重視する風土で育まれています。現在も、心が広く、温かく、親切でいながら、実直で進取の気性に富んだ人々が、県の内外を問わず、さまざまな分野で活躍しています。

### （3）特色ある産業

商工業においては、鉄鋼、石油、化学といった基礎素材型産業の割合が高く、製造品出荷額等の約7割を占め、本県経済の発展を支えてきました。また、中小企業が集積しており、さまざまな業種の企業が活躍し、なかには世界の中でトップの地位を築いている企業もあります。さらに、地場産業も古くから栄え、丸編ニット、パイル織物、染色などの繊維関連産業をはじめ、機械金属、化学、日用家庭用品など全国シェアが高い産業も数多くあります。こうした産業では、それまで培ってきた技術を発展させ、進取の気性に富んだ県民性を生かしたイノベーションが展開されており、ニット製品のコンピュータ横編み機、無洗米装置、産業用インクジェットプリンタ、写真処理機など世界から注目される技術が生み出されています。

また、本県では、恵まれた自然条件を生かした農林水産業が盛んです。

農業においては、果実の構成比が農業産出額の62%と半分以上を占めており、全国に比べて特異な構成となっています。2015（平成27）年では、梅、柿、みかんが全国1位、桃が全国3位の産出額を誇り、果樹王国わかやまの地位を築いています。2015（平成27）年には、400年にわたり高品質な梅を持続的に生産してきた「みなべ・田辺の梅システム」がFAO（国連食糧農業機関）の世界農業遺産に認定されました。また、さやえんどう等の野菜や花きの生産も盛んで、冬季温暖な気候と高度な施設栽培技術を生かした集約型農業が展開されています。

林業においては、温暖多雨の気候が樹木の生育に適し、古くから「木の国」と呼ばれ、スギ、ヒノキなどの優良材の生産県として全国に知られています。また、木材以外にも、サカキ、コウヤマキなど神前・仏前に供える枝物、紀州備長炭、サンショウ、ワサビ等、さまざまな特産林産物が豊かな森林資源から生み出されています。

水産業においては、瀬戸内海と太平洋に面した海域では、タチウオ、イサキ、シラス、イセエビなど多種多様な水産物に恵まれ、それぞれの海域特性に応じたさまざまな漁業が営まれています。特に紀南地方では、勝浦漁港における延縄漁法による生マグロ水揚げ量は全国一を誇るとともに、捕鯨は400年を超える歴史をもつ伝統的な産業として、今も受け継がれています。また、養殖においては、2002（平成14）年に世界で初めてクロマグロの完全養殖に成功するとともに、アユの養殖生産量が全国上位を誇っています。さらに、新たな養殖魚種の開発に取り組み、日本で初めてスマの人工種苗（人工的にふ化させた稚魚）の量産化に向けた技術開発に成功し販売も始まっています。



## 2. 和歌山県の課題

### (1) 全国に先駆けて進行する人口減少と超高齢社会

本県の人口は、全国よりも早い流れで減少が進んでおり、1985（昭和60）年の108万7千人をピークに減少に転じ、1995（平成7）年には、経済対策に伴う公共投資の増加や阪神・淡路大震災の影響等による一時的な転入超過があったものの、その後は減少が続き、今後、何も対策を講じなければ2060年には「50万人」程度まで激減すると予測されています（国立社会保障・人口問題研究所 2013（平成25）年3月推計）。

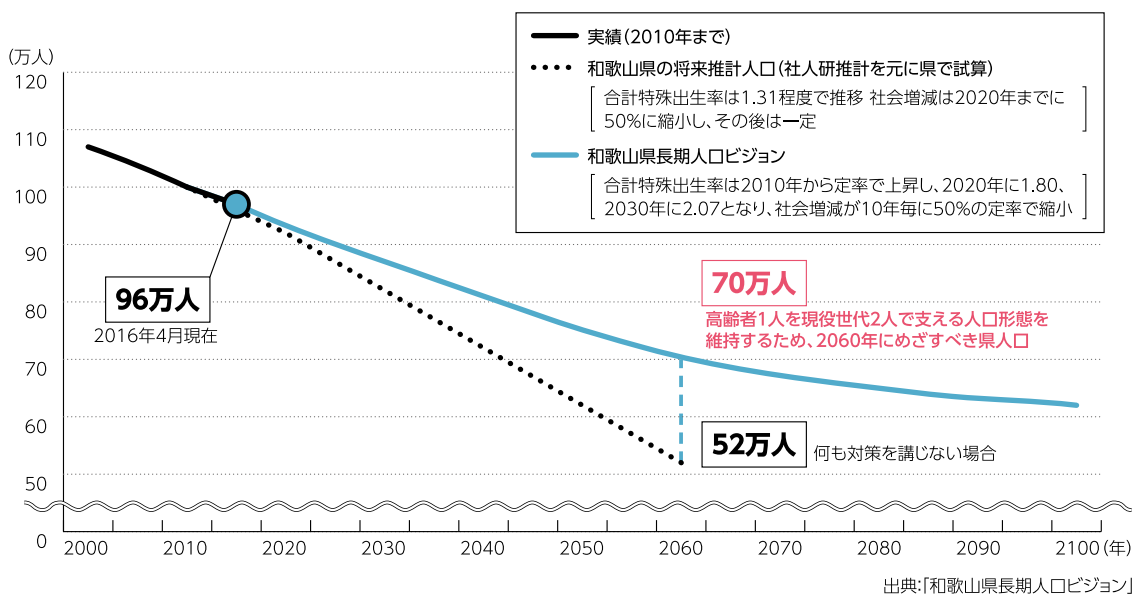
こうした状況の中、本県では全国に先駆けて2015（平成27）年6月に「和歌山県長期人口ビジョン」を策定し、「高齢者1人を現役世代2人で支える人口形態」を作らなければならないという考えに基づき、2060年のめざすべき県人口を「70万人」程度とすることを目標として掲げたところです。

本県の合計特殊出生率は回復傾向（2005年1.32→2015年1.54）にありますが、人口置換水準（2.07）には届いておらず、出生数は減少傾向（2005年7,835人→2015年7,030人）にあります。第2次ベビーブーム世代（1971（昭和46）～1974（昭和49）年生まれ）が40代となり、今後親となる20～30代の人口が減少していきます。

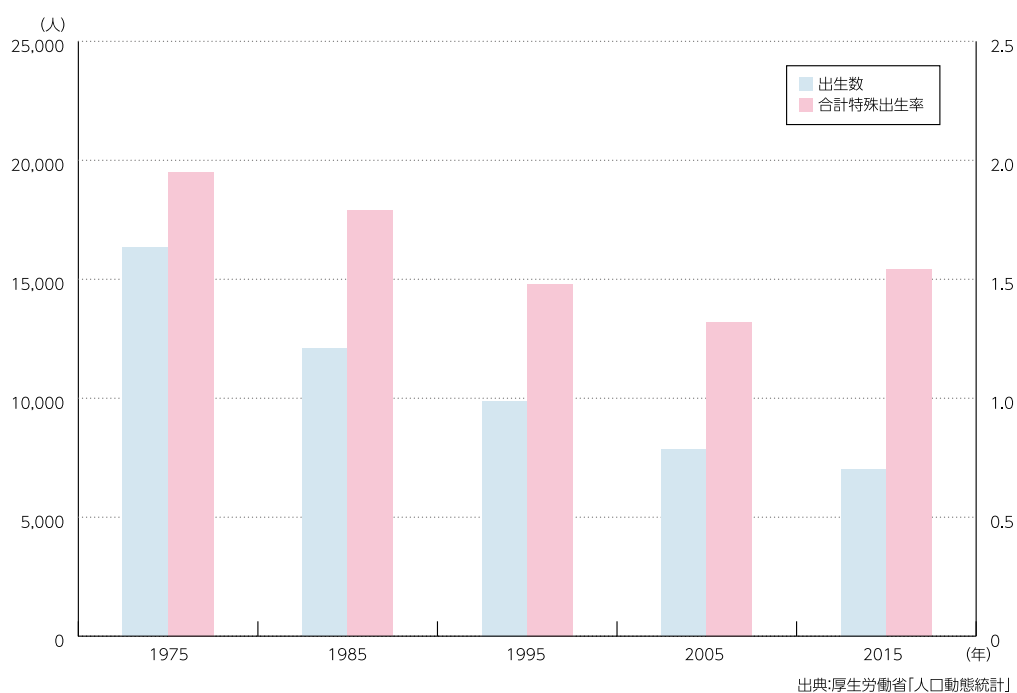
また、本県人口の転入・転出の状況は1954（昭和29）年以降、一時期を除いて転出超過の状況が続き、なかでも15～29歳の若年層の転出が際立って多く、県外に進学先や職を求めている状況です。

こうした若年層の減少により、本県では1970年代以降急速に高齢化が進展し、2000（平成12）年の国勢調査では、高齢化率は全国に先んじて「超高齢社会」とされる段階（21%）を超え、2015（平成27）年の国勢調査では、いよいよ30%を超え、31%となりました。

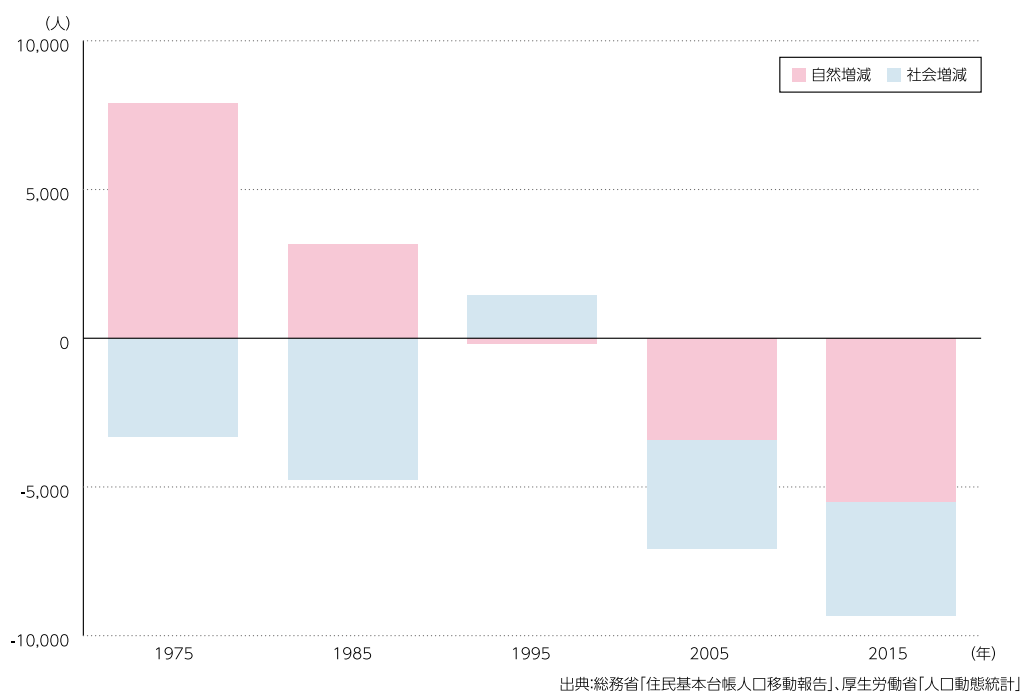
#### 和歌山県の人口推移



## ■ 出生数と合計特殊出生率の推移



## ■ 自然増減と社会増減の推移





## (2) 人口減少に伴う生活機能の低下

何も対策を講じなければ、第2次ベビーブーム世代が65歳以上となる2040年には、県内各地域で人口が激減すると予測されています。

都市部においては、外縁部への拡散により優良農地が虫食いの的に減少するとともに、中心部の空洞化が進み都市機能が低下しています。また、中山間地域においては、人口減少によって社会生活に支障が生じ、今後、存続が危ぶまれる集落の増加が見込まれます。

### 国立社会保障・人口問題研究所による推計(2013.3)

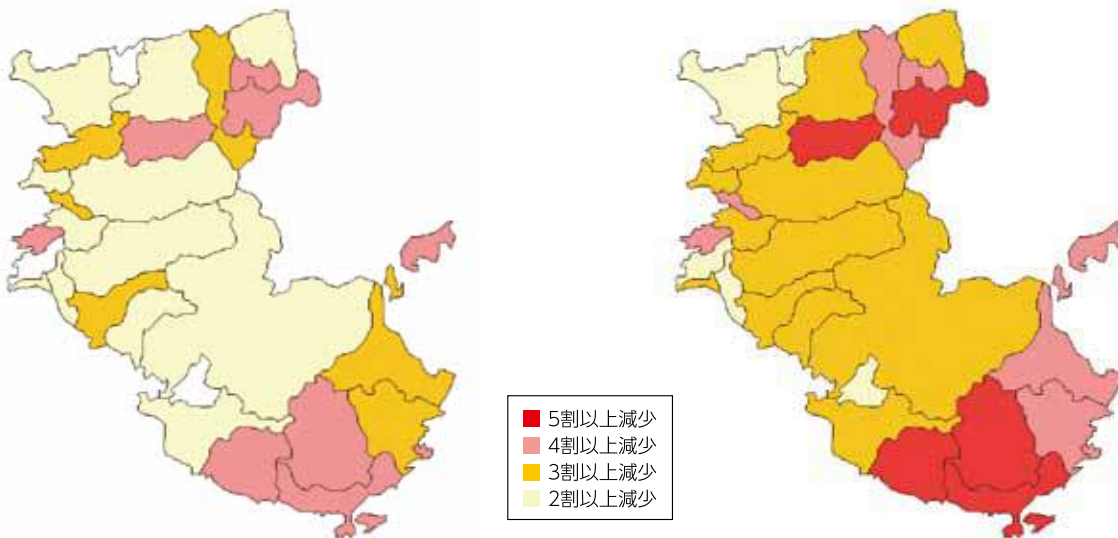
※和歌山県長期人口ビジョンはあるべき将来人口であるため、課題としては左記推計を提示

#### ■ 人口の推移(全人口)

(2015年→2040年)

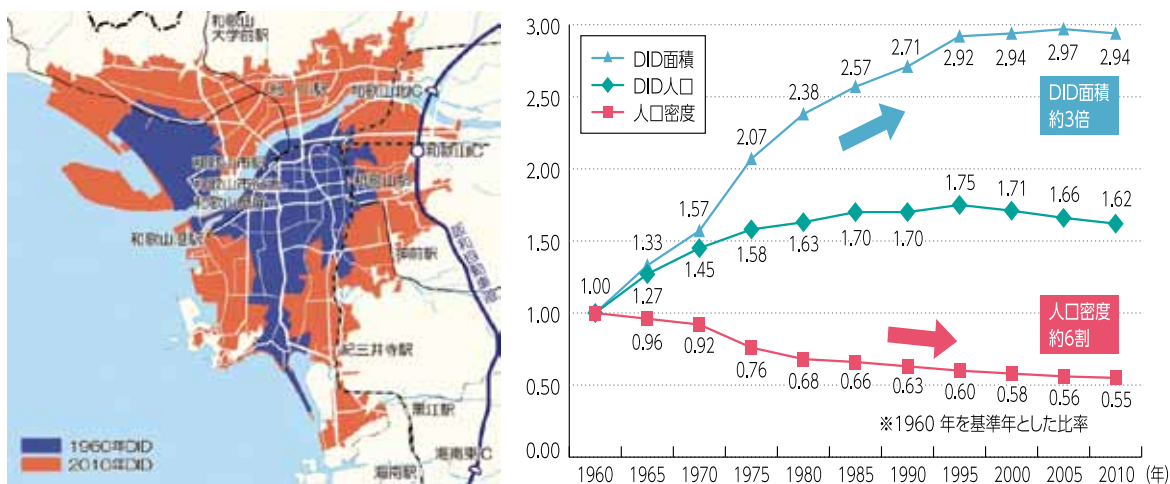
#### ■ 人口の推移(生産年齢人口(15～64歳))

(2015年→2040年)



出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 2013年3月推計」

#### ■ 和歌山市におけるDID(人口集中地区)の拡大と人口密度の低下



#### DIDの定義(一部抜粋)

- ① 国勢調査の基本単位等を基礎単位区とし、原則として人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上の基本単位区等が市町村の境界域内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域
- ② 文教レクリエーション施設、工場等の産業施設、社会福祉施設等がある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等が隣接している場合は、①の地域に含める



## (3) 経済を支える労働力の減少

本県は全国と比べ、生産額における第2次産業の割合が高く、就業者における第1次産業の割合が高くなっています。

今後生産年齢人口が減少し、加えて本県は若者の転出が多い状況にあることから、産業を担う労働力の確保が大きな課題です。特に農業は、2000（平成12）年から2010（平成22）年の10年間で就業者が2割減少するとともに、就業者に占める65歳以上の高齢者の割合も46%と極めて高くなっています。

また、30～34歳の女性の有業率が全国と比べて低くなっています。

さらに、新規学卒就業者の卒業後3年以内の離職率が全国平均より高くなっています。

## ■ 和歌山県の産業構造

| 産業別生産額 | 生産額<br>(億円) | 生産額の産業別割合 |        | 就業者の産業別割合 |        |
|--------|-------------|-----------|--------|-----------|--------|
|        |             | 和歌山       | 全国     | 和歌山       | 全国     |
| 第1次産業  | 1,406       | 1.9%      | 1.3%   | 9.6%      | 4.2%   |
| 第2次産業  | 37,031      | 50.6%     | 36.5%  | 22.4%     | 25.2%  |
| 第3次産業  | 34,762      | 47.5%     | 62.2%  | 68.0%     | 70.6%  |
| 合計     | 73,199      | 100.0%    | 100.0% | 100.0%    | 100.0% |

出典：「平成23年和歌山県産業連関表」、「総務省平成23年産業連関表」、「平成22年国勢調査」

## ■ 女性の有業率



## ■ 和歌山県の産業別就業者数と就労者の割合

(人)

|                 | 15歳以上の就業者(全体) |            |         |         |       | 15～64歳  |            | 65歳以上   |            | 産業別の<br>65歳以上の<br>割合 |
|-----------------|---------------|------------|---------|---------|-------|---------|------------|---------|------------|----------------------|
|                 | 合計            | 産業別<br>シェア | 男       | 女       | 女性比率  | 合計      | 産業別<br>シェア | 合計      | 産業別<br>シェア |                      |
| 就労者数(A)         | 450,969       | 100%       | 253,134 | 197,835 | 43.9% | 396,141 | 100%       | 54,828  | 100%       | 12.2%                |
| 農業              | 38,050        | 8.4%       | 20,876  | 17,174  | 45.1% | 20,551  | 5.2%       | 17,499  | 31.9%      | 46.0%                |
| 林業              | 1,297         | 0.3%       | 1,152   | 145     | 11.2% | 1,074   | 0.3%       | 223     | 0.4%       | 17.2%                |
| 漁業              | 2,576         | 0.6%       | 2,245   | 331     | 12.8% | 1,732   | 0.4%       | 844     | 1.5%       | 32.8%                |
| 鉱業、採石業、砂利採取業    | 43            | 0.0%       | 38      | 5       | 11.6% | 37      | 0.0%       | 6       | 0.0%       | 14.0%                |
| 建設業             | 34,416        | 7.6%       | 29,649  | 4,767   | 13.9% | 31,394  | 7.9%       | 3,022   | 5.5%       | 8.8%                 |
| 製造業             | 63,357        | 14.0%      | 43,869  | 19,488  | 30.8% | 58,573  | 14.8%      | 4,784   | 8.7%       | 7.6%                 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業   | 2,959         | 0.7%       | 2,707   | 252     | 8.5%  | 2,875   | 0.7%       | 84      | 0.2%       | 2.8%                 |
| 情報通信業           | 4,438         | 1.0%       | 3,157   | 1,281   | 28.9% | 4,330   | 1.1%       | 108     | 0.2%       | 2.4%                 |
| 運輸業、郵便業         | 22,017        | 4.9%       | 18,723  | 3,294   | 15.0% | 20,648  | 5.2%       | 1,369   | 2.5%       | 6.2%                 |
| 卸売業、小売業         | 73,799        | 16.4%      | 35,739  | 38,060  | 51.6% | 64,968  | 16.4%      | 8,831   | 16.1%      | 12.0%                |
| 金融業、保険業         | 10,352        | 2.3%       | 4,510   | 5,842   | 56.4% | 10,016  | 2.5%       | 336     | 0.6%       | 3.2%                 |
| 不動産業、物品賃貸業      | 5,119         | 1.1%       | 3,194   | 1,925   | 37.6% | 3,881   | 1.0%       | 1,238   | 2.3%       | 24.2%                |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 9,631         | 2.1%       | 6,547   | 3,084   | 32.0% | 8,737   | 2.2%       | 894     | 1.6%       | 9.3%                 |
| 宿泊業、飲食サービス業     | 25,571        | 5.7%       | 9,495   | 16,076  | 62.9% | 22,693  | 5.7%       | 2,878   | 5.2%       | 11.3%                |
| 生活関連サービス業、娯楽業   | 16,263        | 3.6%       | 7,004   | 9,259   | 56.9% | 13,936  | 3.5%       | 2,327   | 4.2%       | 14.3%                |
| 教育、学習支援業        | 21,703        | 4.8%       | 9,400   | 12,303  | 56.7% | 20,812  | 5.3%       | 891     | 1.6%       | 4.1%                 |
| 医療、福祉           | 57,867        | 12.8%      | 14,540  | 43,327  | 74.9% | 55,235  | 13.9%      | 2,632   | 4.8%       | 4.5%                 |
| 複合サービス事業        | 4,918         | 1.1%       | 2,916   | 2,002   | 40.7% | 4,821   | 1.2%       | 97      | 0.2%       | 2.0%                 |
| その他サービス業        | 23,616        | 5.2%       | 15,664  | 7,952   | 33.7% | 20,161  | 5.1%       | 3,455   | 6.3%       | 14.6%                |
| 公務              | 19,297        | 4.3%       | 14,280  | 5,017   | 26.0% | 18,743  | 4.7%       | 554     | 1.0%       | 2.9%                 |
| その他             | 13,680        | 3.0%       | 7,429   | 6,251   | 45.7% | 10,924  | 2.8%       | 2,756   | 5.0%       | 20.1%                |
| 総人口(B)          | 865,419       |            | 401,015 | 464,404 |       | 594,573 |            | 131,922 |            |                      |
| 就労者の割合(A/B)     | 52.1%         |            | 63.1%   | 42.6%   |       | 66.6%   |            | 41.6%   |            |                      |

出典：総務省「平成22年国勢調査」



(4) 大規模自然災害の脅威

[地震・津波]

南海トラフ沿いの3つの領域（東海・東南海・南海）では、これまでも約90年から150年周期で繰り返し津波を伴う地震が発生しており、紀伊半島は南海トラフの震源域に近いため、地震・津波により大きな被害を受けています。

南海トラフ地震は、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されています（2017（平成29）年1月13日地震調査研究推進本部公表）。

また、中央構造線断層帯（近畿地方の金剛山地の東縁から伊予灘に達する長大な断層帯）が和泉山脈に沿って横断しており、今後30年以内の発生確率は0.07～14%と予測され、「S＊ランク」（地震が起こる可能性が最も高いランク）に分類されています（2017（平成29）年1月13日地震調査研究推進本部公表）。

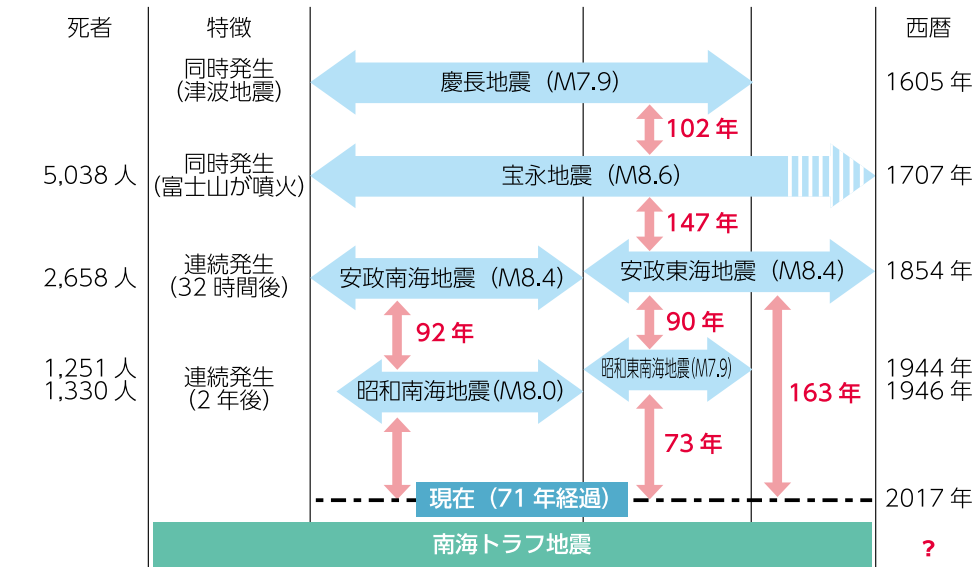
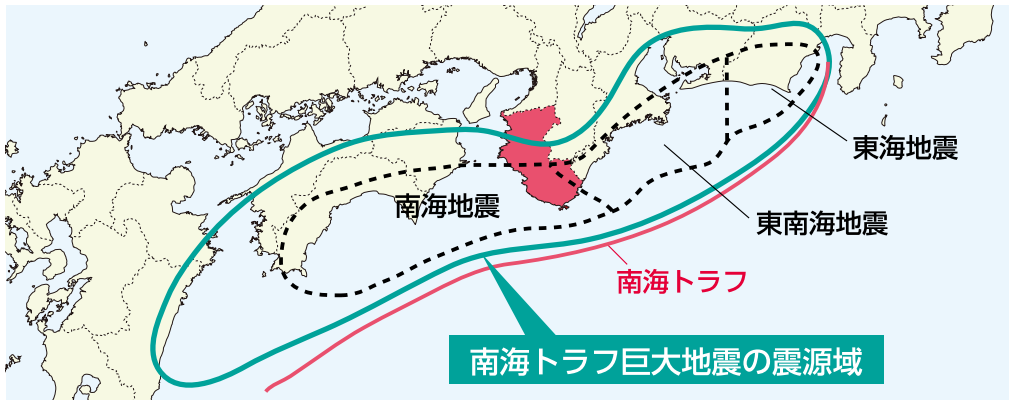
南海トラフ地震

■ 東海・東南海・南海3連動地震

南海トラフ沿いの3つの地震（東海・東南海・南海）が同時に起こることをいい、特に大きな被害が想定されています。

■ 南海トラフ巨大地震

東海・東南海・南海地震の震源域より、さらに広域の震源域で地震が連動した場合の最大クラスの地震。実際に発生したことを示す記録は見つかっておらず、発生頻度は極めて低いが、仮に発生すれば極めて甚大な被害が想定されています。



地震調査研究推進本部発表資料より作成

可能性のある震源域 ※ (M はマグニチュード)





## [風水害・土砂災害]

本県は、日本有数の多雨地域であるとともに、急峻な地形が多く、各河川の河口に広がる堆積低地を中心に市街地が発達しているため、集中豪雨・台風による浸水被害・土砂災害が頻繁に発生しています。

過去には、死者1,247人となった1889（明治22）年8月の大洪水をはじめ、死者及び行方不明者1,046人となった1953（昭和28）年7月の水害など死者を伴う甚大な被害をもたらした記録的な災害が発生しており、近年も、2011（平成23）年9月の紀伊半島大水害により、死者56名、行方不明者5名、住家被害7,933棟という甚大な被害が発生しました。

## ■ 紀伊半島大水害による県内の被害状況

[人的被害の状況] (人)

| 死者 | 行方不明者 |
|----|-------|
| 56 | 5     |

[住家被害の状況] (棟)

| 全壊  | 半壊・一部破損 | 床上・床下浸水 | 合計    |
|-----|---------|---------|-------|
| 240 | 1,838   | 5,855   | 7,933 |

道路通行止……180か所

河川災害……31水系、約1,000か所

土砂災害……97か所



那智川（那智勝浦町）



熊野川（新宮市：熊野大橋）



国道168号（新宮市）



### 3. 将来を拓く礎

#### (1) 交通ネットワークの充実

産業振興、活力ある地域づくりなど本県の将来のチャンスを保障するため、交通ネットワークは必要不可欠なインフラです。

高速道路については、2007（平成19）年度末時点で供用率が46％と、全国に比べ立ち遅れた状況でしたが、その後、近畿自動車道紀勢線南紀田辺IC～すさみ南IC間や、京奈和自動車道の県内全線などが開通し、供用率も80％と概ね全国平均に到達しました。現在は「すさみ串本道路」や「新宮紀宝道路」などの整備が進んでいます。

また、直轄道路等については、国道26号第二阪和国道が開通するとともに、国道42号有田海南道路、国道42号田辺西バイパス、国道169号奥瀬道路（Ⅲ期）などの整備が進んでいます。

さらに、内陸部骨格道路については、整備を進めていたX軸ネットワーク道路が2012（平成24）年度に完成し、引き続いて川筋ネットワーク道路の整備を進めているところです。

空港については、完全24時間運用の国際ハブ空港である関西国際空港が至近距離にあり、県南部には南紀白浜空港があります。

また、港湾については、国際拠点港湾の和歌山下津港、重要港湾の日高港と13の地方港湾があります。

このように、京阪神圏、首都圏、そして世界に短時間でアクセスできるとともに、県内も短時間で移動できる環境が整いつつあります。

#### ■ 和歌山県の交通ネットワーク



## (2) 増加する観光客

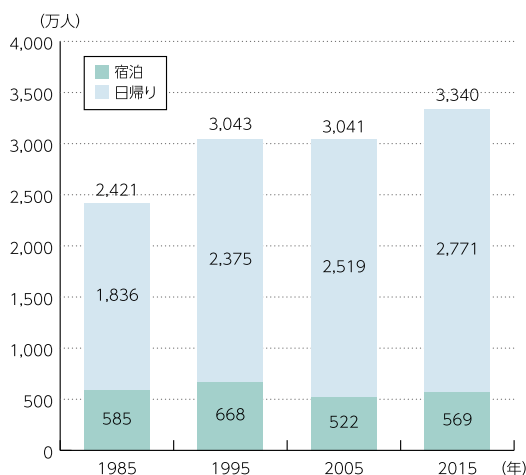
本県には、「豊かな自然」、「伝統ある歴史・文化」、「四季折々の多彩な食材」など魅力あふれる観光資源があります。観光は、訪れる人にそこでしか感じるできない体験を提供することができます。世界中で都市化・近代化が一層進んでいく中で、自然や歴史を感じながら心のやすらぎを得ることのできる本県の観光面での希少性はますます高まっていきます。

また、観光客の視点に立った多様な観光プランを構築し、ターゲットを明確にした戦略的な誘客活動を継続的に展開するとともに、「和歌山おもてなしトイレ大作戦」による公衆トイレの整備、無料Wi-Fi接続環境の向上など、観光客が快適に和歌山を満喫できる環境を整備してきました。

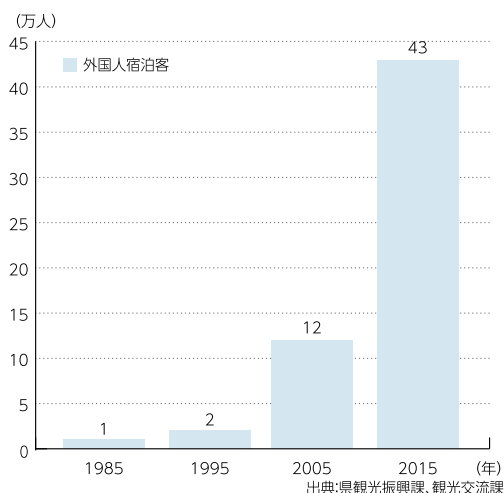
現に、2015（平成27）年の入込客数は3,340万人、外国人の宿泊客数は43万人と、いずれも過去最高を記録しており、「和歌山の魅力」は日本のみならず世界からも注目されています。



■ 観光客数の推移



■ 外国人宿泊客数の推移



## (3) スポーツ施設の充実

2015（平成27）年の紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会を契機として、秋葉山公園県民水泳場や武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ、和歌山セーリングセンター、田辺スポーツパーク等を新設するとともに、紀三井寺公園の陸上競技場や野球場、県営相撲競技場を改修するなど、県民がスポーツに親しみ、楽しめる環境を充実させました。

こうした施設は、世界的な大会に出場する国内外のナショナルチームのキャンプ地など、県外からの誘客への貢献が期待でき、2020（平成32）年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地としても活用される予定です。





#### (4) 企業への充実した支援体制

道路網が充実し、関西国際空港に近いという好条件にあるとともに、過去とは違い近畿府県の中で土地価格や最低賃金が最も低く、企業が事業をする上での価格の優位性があります。加えて、企業ニーズに応じた用地の確保、立地企業奨励金など、新しく県内に立地する企業への支援も充実しています。

2007（平成19）年に創設された「わかやま中小企業元気ファンド」に加え、2009（平成21）年には「わかやま農商工連携ファンド」が創設され、また、独自の産業技術振興策を整備し、海外も視野に入れた販売促進プログラムを充実するなど、中小企業による新事業の創出を支援する環境が整っています。

#### (5) ICT・データ利活用環境の充実

地域間の情報格差解消のための対策を進め、県内のほとんどの地域で、超高速ブロードバンドと携帯電話が利用できる環境を整備しました。また、2018（平成30）年度からは、総務省統計局・独立行政法人統計センターが、本県で統計マイクロデータ提供等に関する業務を行うこととなっています。このように、経済成長の鍵となるICT・データの利活用やデータサイエンス人材の育成等に適した環境が整っています。

#### (6) 出産・子育て環境の充実

大都会と異なり、自然に恵まれた中で、住宅事情や保育環境にも恵まれ、医療、教育などの環境も大都会に遜色ないものが用意されるなど、子育てに適した地域となっています。その中で県では、国の基準額を上回る特定不妊治療費の助成や小学校就学前までの第3子以降の保育料無料化など、全国トップクラスの支援制度を創設し、安心して出産・子育てができる環境を整えています。



また、帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子どもたちの居場所づくりや、進学意欲と学力が高いにもかかわらず、経済的な理由により大学等への進学が困難な高校生等のための給付金制度を創設するなど、社会全体で子どもを支える仕組みづくりを進めています。

#### (7) 先進的な防災対策

2011（平成23）年3月に南海トラフと同じ海溝型地震による東日本大震災が発生しました。また、同年9月には紀伊半島大水害が発生し、死者56名、行方不明者5名、住家被害7,933棟の甚大な被害を受けました。

こうした大規模災害を受け、従来の防災・減災対策を一から見直す点検を行いました。2013（平成25）年には、新たな津波浸水想定を公表し、2014（平成26）年には津波避難困難地域（津波到達までに安全な場所へ避難することが困難な地域）の抽出を行い、解消のための具体的な対策をまとめた「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」を、2015（平成27）年には「和歌山県国土強靱化計画」を策定しました。避難先安全レベルの設定や津波予測による避難情報の提供などのソフト対策と、避難路の整備、港湾・漁港の堤防強化などのハード整備の両面で対策を進めています。





また、濱口梧陵の故事は11月5日が「世界津波の日」に制定された由来となっており、本県は世界中から注目されています。



稲むらの火祭り

### (8) 暮らしやすい風土と温かい人間性

本県では、世界に誇る豊かな自然や伝統ある歴史・文化、余暇を楽しむスポーツ施設などが充実しており、通勤時間が短い時間をも有効に活用でき、持ち家比率も高いなど、都会暮らしでは失いがちな心豊かな生活を送ることができる環境が整っています。

また、和歌山では昔からどんな人でも温かく受け入れる人間性が育まれています。そして、本県で生まれ育った進取の気性に富んだ優秀な人材が、日本や世界のトップクラスで活躍しています。故郷への愛着と誇りを持ち、広い視野で意見をいただけるそうした方々とのつながりは本県の財産であり、これからの和歌山をよりよくしていくための貴重な人的ネットワークが形成されています。



## 第4節 和歌山県がめざす将来像

今後、加速度的に進んでいく人口減少の克服に向けた地方創生の動きや、相次ぐ大規模自然災害の発生に伴う国土強靱化の流れに加え、急速な高齢化や経済・社会のグローバル化の進展など、我が国を取り巻く状況は大きく変動しています。

一方で、本県は、“神々の棲む<sup>す</sup>国”といわれた熊野、高野山をはじめ、連綿と守り続けてきた自然や文化など数多くの優れた特色をもっています。

このような状況を踏まえ、本県がもつ優れた特色（強み）を積極的に生かして県政を発展させていく姿を

### 「世界とつながる 愛着ある元気な和歌山」 ～ 県民みんなが楽しく暮らすために ～

と表現し、本計画がめざす将来像としました。これは、

- 県民みんなが、故郷に愛着と誇りをもち、楽しく快適に暮らし、元気に活躍している姿
- 和歌山と交流・関係する多くの人々が、和歌山に愛着をもっている姿
- 和歌山の魅力ある産業や文化が、世界と直接つながり注目されている姿

をめざすものであり、次の5つの分野の将来像で構成されています。

以下、それぞれの分野の10年後の本県のめざすべき姿を描いています。

#### 1 【分野別】5つの将来像

##### 未来を拓くひとを育む和歌山

##### 将来像1

子育て支援施策がより一層充実し、県民みんなが子どもを産み育てやすい環境を実感している中、出生率が上昇し、人口減少にも一定の歯止めがかかっています。

また、子どもたちは、社会で生きていく上で基盤となる確かな学力、豊かな心、健やかな体の「知・徳・体」をバランスよく備えるとともに、変化の激しい時代においても自らの将来の夢や目標を実現できる新しい時代に必要な資質・能力を身につけています。高等教育機関も充実し、県内で進学し学び続けることにも魅力を感じています。

さらに、人権を尊重し、共に助け合い支え合う地域社会の中で、女性や高齢者、障害のある人など県民みんなが、それぞれのライフスタイルに応じて、仕事やさまざまな学び・文化活動等を通じ、生きがいや楽しさを感じて元気に活躍しています。

加えて、県民みんなが「故郷への愛着と誇り」をもち続けており、自らの価値観で海外や県外に活躍の場を求めて転居した人も、故郷への想いをもって暮らしています。このような状況が、和歌山と関係する国内外の人的なネットワークをさらに広げ、本県の交流人口や関係人口が増加し、和歌山が世界と直接つながっていることを県民みんなが実感しています。



## 将来像2

## たくましい産業を創造する和歌山

地域経済は、多様でバランスのとれた産業構造を築き上げ、外的経済ショックにもしなやかに適応できるたくましい力を備え、各産業は海外と積極的に取引しています。

「県内企業」は、時代のトレンドを的確に捉え、国内だけでなく海外の明確なターゲットを見定めて製品やサービスを提供することで競争力を高めるとともに、新たな分野にもチャレンジしています。

「農林水産業」は、人口減少や就業者の高齢化が進む中でも、多様な担い手を確保するとともに、収益性を高める戦略的な経営手法や国内外の新たな販路開拓によって、持続可能な産業になっています。

「観光業」は、ICT等の急速な進歩の中でも、現地に行かなければ満足を得られないその地域独自の産業としてさらなる発展を遂げ、外国人を含めた多くの観光客が県内を広域的に周遊して長く滞在し、本県の魅力とおもてなしを存分に感じています。

「建設産業」、「サービス業」、「福祉産業」なども、時代の変化に合わせて弛ま<sup>たゆ</sup>ず自己変革し、県民のニーズに的確にえています。

これら全ての産業が生産性・収益性を高めることでさらなる雇用を生みだし、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む新たな人の流れを創りだすとともに、県内の若者が故郷で働くことへの魅力も感じています。また、産業の振興が県民の経済的な安定を生むことで、若い世代は結婚や子育てに積極的になり、人口減少にも一定の歯止めがかかっています。

## 将来像3

## 安全・安心で、尊い命を守る和歌山

地震、津波、風水害などの災害による「犠牲者ゼロ」をめざす本県の防災対策がより一層充実し、県民の暮らしに安心感を与えているとともに、県民に自助・共助の精神が浸透し、いかなる災害にも立ち向かうことのできる心構えができています。

また、大規模災害が発生した地域において、復旧・復興が遅れ県民が再建する気力を喪失したり地域が衰退しないよう、地域があらかじめ議論し、将来の礎となる「復旧・復興計画」が策定されており、万が一被災した場合には、災害前より良い地域にしようという前向きな気運も高まっています。

さらに、世界津波の日の制定を契機に、和歌山は「津波防災の聖地」として世界的な位置づけを得て、国内外の防災関係者が和歌山に集い、防災・減災についての活発な議論の成果や本県の先進的な防災対策が世界中に発信されています。

加えて、病気・犯罪・交通事故等から県民の命を守るための「医療」「健康」「治安」「交通環境」は、時代に適応した形でさらに向上しています。「医療」では、介護との連携や、遠隔医療などの革新的な技術の導入により、県民誰もが住み慣れた地域で安心して質の高いサービスを受けることができおり、「健康」でいきいきと暮らすために、生涯を通じた健康づくりを積極的に行っています。「治安」は、複雑多様化する犯罪を防止・検挙することで、県民が安心して暮らせる状況に保たれています。「交通環境」は、超高齢社会に適応した取組を進めることにより、交通事故がさらに減少し、安全で快適な状況になっています。



## 暮らしやすさを高める和歌山

## 将来像4

「暮らし」は日常生活そのものであり、命を守るという暮らしの根幹が保障されている中、質的な豊かさを感じる快適で楽しい暮らしを県民みんなが享受しています。

「安心して暮らすための質の高い福祉サービス」が充実しており、高齢者は知識や経験を生かし、生きがいをもって社会参加し、障害のある人は自己選択と自己決定の下に社会活動に参加するなど自分らしく暮らしています。また、地域には子どもの笑顔があふれ、生まれ育った環境に左右されることなく成長しています。

美しく豊かな自然環境が守られ、自然と共生した暮らしや産業が、途切れることなく循環する「自然共生社会」になっています。また、大気・水・土壌環境等の保全や食の安全の確保などにより、快適な生活環境が保たれているとともに、ごみの発生を抑え（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）が行われる「循環型社会」になっています。さらに、省エネルギーが実践され、再生可能エネルギーの利用が徹底された「低炭素社会」となっています。

これら自然共生社会・循環型社会・低炭素社会の構築が、経済社会の発展や産業振興とうまくつながることで、持続可能な地域社会を支える好循環も生みだしています。

## 魅力のある地域を創造する和歌山

## 将来像5

人口減少や少子高齢化に伴い、全ての地域において暮らしやすさを維持していくことが困難であることを県民みんなが正しく受け止めた上で、暮らしやすさを高めていくためには、どのような地域が必要かを住民自らが主体的に考え、行政と一体となって「地域づくり」を実践しています。

都市では、中心部への都市機能の一定程度の集中と適切な都市計画が実施され、失われてきた「賑わい」が戻り始めています。一方、中山間地域では、日常的な生活サービスを享受できる生活拠点を中心に周辺の一定規模の集落と一体となったコミュニティが維持できる「ふるさと生活圏」が形成され、それらの生活圏を結ぶ「ネットワーク」が効率的・効果的につながっています。海外とつながる玄関口である空港や港湾、県の大動脈となる道路もさらに整備され、国内外からの交流人口が増加し、広域的な物流も盛んになっています。

また、急速に進化するICT等の技術革新を積極的に取り入れ、地理的な不便さを解消するライフスタイルが可能となっています。

このようにして「コンパクト+ネットワーク」が再編された各地域において、福祉・医療・治安・交通など、生活の基礎となるサービスが、どの地域に住んでいても等しく保障されています。

その上で、各地域の自然・歴史・文化などの多様性を、地域独自の強みや魅力に磨き上げることにより、そこに住まう「ひと」の多様な「暮らし」の質を高めており、交流人口や移住者も増えています。こうして、あらゆる面で魅力的な地域が創造され、県民みんなが楽しく暮らしています。



## 2

めざす将来像に向けた取組  
(新たな施策体系)の考え方

先に述べたように、分野別の5つの将来像は、切り離されることなく重層的に、「世界とつながる愛着ある元気な和歌山」を構成しています。そして、これらの将来像を実現するための取組（新たな施策体系）は、以下のとおりとします。

## めざす将来像

『世界とつながる  
愛着ある元気な和歌山』

**I** 未来を拓くひと  
を育む  
和歌山

**II** たくましい産業  
を創造する  
和歌山

**III** 安全・安心で  
尊い命を守る  
和歌山

**IV** 暮らしやすさを  
高める  
和歌山

**V** 魅力のある  
地域を創造する  
和歌山

将来像に向けた取組  
(新たな施策体系)

**I** ひとを  
育む

**II** しごとを  
創る

**III** いのちを  
守る

**IV** 暮らし  
やすさを高める

**V** 地域を  
創る



### 3 10年後の和歌山県人口の見通し

本県の2026（平成38）年の人口は、このまま何も対策を講じなければ、85.9万人と見込まれています（国立社会保障・人口問題研究所 2013（平成25）年3月推計）。

持続可能な和歌山県を実現するためには、「高齢者1人を現役世代2人で支える人口形態」を作らなければなりません。

そのためには、産業政策やインフラ等の条件整備を行って働く場を増やすとともに、和歌山の暮らしやすさや和歌山企業の存在をアピールすることで、一定の転出を見込みつつも、転入者を増やし社会減を抑制する必要があります。

また、今以上に子育て環境を良くすることによって、出生率を高め、新しく生まれてくる人を増やすことで、自然減を減らす必要もあります。

分野別の5つの将来像に向けた取組が最大限に発揮された場合、暮らしやすい社会が創られ、人口流出に歯止めがかかり、出生率が向上することで、人口は89.4万人を確保し、3万5千人の人口減少をくい止めます。

#### ■ 2026（平成38）年人口の見通し

（万人）

|         | 社人研推計を元に<br>試算した人口 | 和歌山県長期<br>人口ビジョン | 差   |
|---------|--------------------|------------------|-----|
| 県の総人口   | 85.9               | 89.4             | 3.5 |
| 0～14 歳  | 8.6                | 11.8             | 3.2 |
| 15～64 歳 | 47.2               | 47.5             | 0.3 |
| 65 歳以上  | 30.1               | 30.1             | 0.0 |







## 第2章 将来像に向けた取組

### 第1節 ひとを育む

|     |                               |    |
|-----|-------------------------------|----|
| 第1項 | 未来を拓く子どもを育てる環境づくり             | 35 |
| 1.  | 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり          | 35 |
| 2.  | 子どもたち一人一人が志高く未来を創り出す力を育む教育の推進 | 40 |
| 第2項 | みんなが活躍できる社会づくり                | 44 |
| 1.  | 誰もが働きやすく、多様な人生を楽しめる社会づくり      | 44 |
| 2.  | 共に支え合う地域社会づくり                 | 47 |
| 3.  | 健康で心豊かにすごせる社会づくり              | 49 |
| 4.  | 人権尊重社会の実現                     | 53 |

### 第2節 しごとを創る

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| 第1項 | 時代を先導するしなやかな産業構造の実現 | 55 |
| 第2項 | 県内企業の成長力強化          | 56 |
| 1.  | 中小企業の競争力強化          | 56 |
| 2.  | 新たな産業の創出            | 59 |
| 3.  | 産業を支える人材の育成・確保      | 61 |
| 第3項 | 農林水産業の振興            | 63 |
| 1.  | 農業の振興               | 63 |
| 2.  | 林業の振興               | 66 |
| 3.  | 水産業の振興              | 69 |
| 4.  | 農林水産業の担い手の育成・確保     | 71 |
| 第4項 | 観光の振興               | 73 |
| 1.  | 和歌山の魅力を磨く           | 73 |
| 2.  | 和歌山へ招く              | 75 |
| 3.  | 和歌山でもてなす            | 77 |
| 第5項 | 時代の潮流を踏まえた産業の新しい発展  | 79 |
| 1.  | ICT等の利活用推進          | 79 |
| 2.  | データ利活用の促進           | 80 |
| 3.  | 国際化を踏まえた産業の新しい発展    | 81 |

### 第3節 いのちを守る

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 第1項 | 自然災害への備え               | 83 |
| 1.  | 「災害による犠牲者ゼロ」の実現        | 83 |
| 2.  | 発災直後の迅速な救助体制と早期復旧体制の確保 | 87 |
| 3.  | 県民生活の早期再建と地域のより良い復興    | 91 |



|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 第2項 医療の充実と健康の維持 .....    | 93  |
| 1. 命を守る医療の充実 .....       | 93  |
| 2. 医療提供体制の再編・充実 .....    | 96  |
| 3. 医療人材の育成・確保 .....      | 99  |
| 4. 健康づくりの推進 .....        | 101 |
| 第3項 安全な社会の実現 .....       | 103 |
| 1. 治安・交通安全の向上 .....      | 103 |
| 2. その他の危機事象への対応力向上 ..... | 106 |

## 第4節 くらしやすさを高める

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 第1項 快適な生活環境の実現 .....              | 107 |
| 1. 良好な生活空間づくり .....               | 107 |
| 2. 循環型社会の構築 .....                 | 109 |
| 3. 消費者の安全確保 .....                 | 111 |
| 4. 地球温暖化対策の推進 .....               | 113 |
| 第2項 支え合う福祉の充実 .....               | 115 |
| 1. 高齢者福祉の推進 .....                 | 115 |
| 2. 障害者福祉の推進 .....                 | 119 |
| 3. 困難を抱える家庭等へのきめ細やかな対応と自立支援 ..... | 121 |
| 4. 福祉人材の育成・確保 .....               | 123 |

## 第5節 地域を創る

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 第1項 活力と魅力のあるまちづくり .....         | 125 |
| 1. 和歌山が誇る豊かな自然の継承 .....         | 125 |
| 2. 和歌山が誇る文化遺産や景観の保存・保全と活用 ..... | 127 |
| 3. 賑わいのあるコンパクトな都市づくり .....      | 129 |
| 4. 個性豊かで暮らしやすい中山間地域づくり .....    | 131 |
| 5. 交流人口等の増加による地域の活性化 .....      | 134 |
| 第2項 地域をつなぐネットワーク .....          | 135 |
| 1. 交通ネットワークのさらなる充実 .....        | 135 |
| 2. 情報通信基盤の整備 .....              | 140 |



## 第1節 ひとを育む

### 第1項 未来を拓く子どもを育てる環境づくり

#### 1. 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

##### 現状・課題

- 本県の合計特殊出生率は、全国平均を上回っていますが、人口維持に必要とされる2.07には遠く及んでいません。また、出生数は減少傾向にあります。
- 経済的な不安から結婚をためらったり、子育てや教育にお金がかかることを理由に子どもをもつことをあきらめるなど、経済的な理由が、出生数減少の一因となっています。
- 子育てと仕事の両立を希望する家庭が増える中、産休明けや育休明けの早い時期から保育所の利用を希望する家庭が増えています。
- 核家族化が進み、身近な人から子育てを学ぶ機会が減少し、地域のつながりが希薄化するなど、家庭教育を支える環境が大きく変化しています。

##### めざす方向

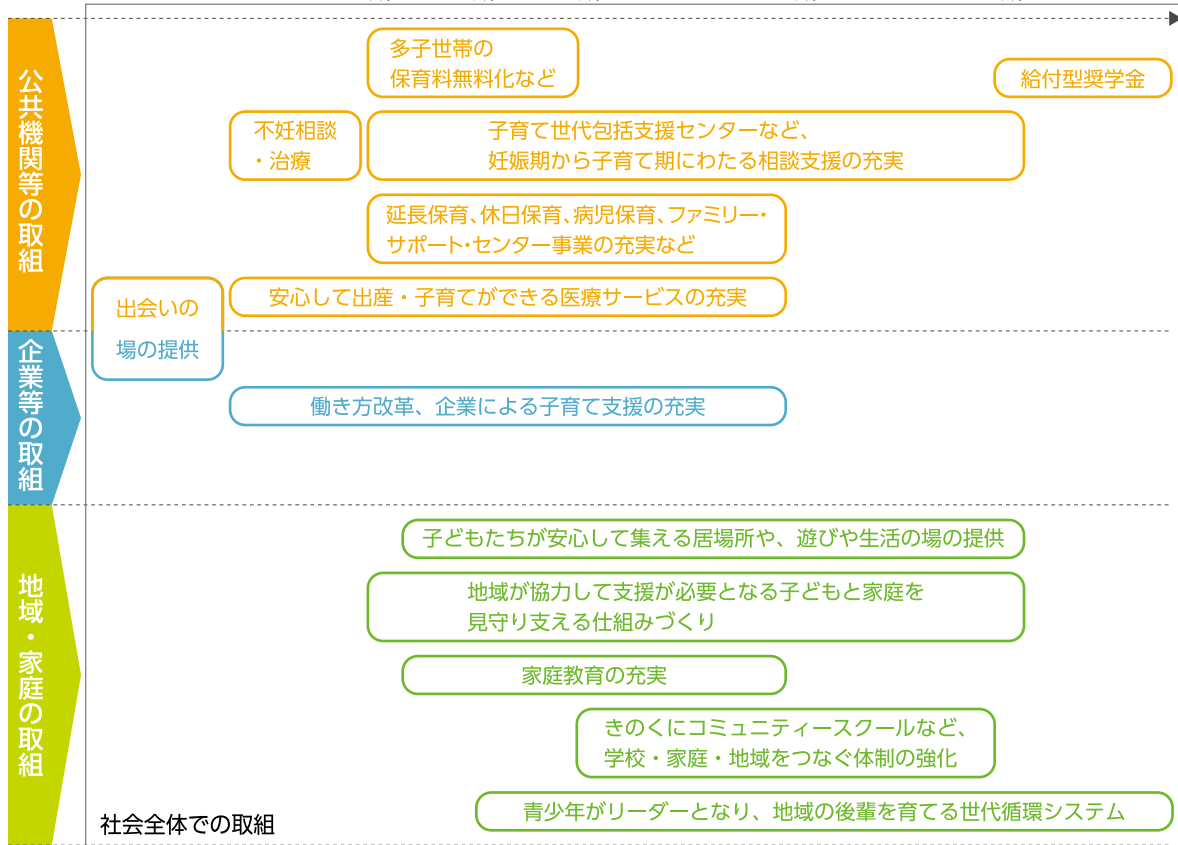
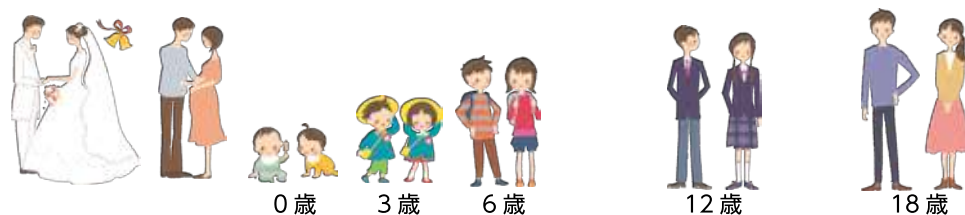
結婚から妊娠・出産、子育てまで県民一人一人に寄り添った相談体制や、安心して出産・子育てができる医療サービスを充実するとともに、経済的理由で子どもをもつことを断念しなければならない家庭への支援を強化することで、結婚・出産の希望が叶う社会を実現します。

また、仕事と子育てが両立できるよう、地域や企業など社会全体で子育てを支援する仕組みを充実することで、子どもが健やかに成長できる環境を実現します。

さらに、それぞれの市町村が県内一の子育て環境をめざして切磋琢磨するよう働きかけ、「子育て環境日本一わかやま」を実現します。



## 「子育て環境日本一わかやま」に向けて



## 実施する主な施策

## 1 子育て家庭への経済的支援

- ア 子どもを安心してもつことができるよう、多子世帯の保育料の無料化や乳幼児等医療費の負担軽減など、子育てへの経済的支援を充実します。
- イ 進学意欲と学力が高いにもかかわらず、経済的理由により大学等への進学が困難な子どもを支援する給付型奨学金制度を充実することで、将来の地域を担う子どもの学びと成長を支えます。

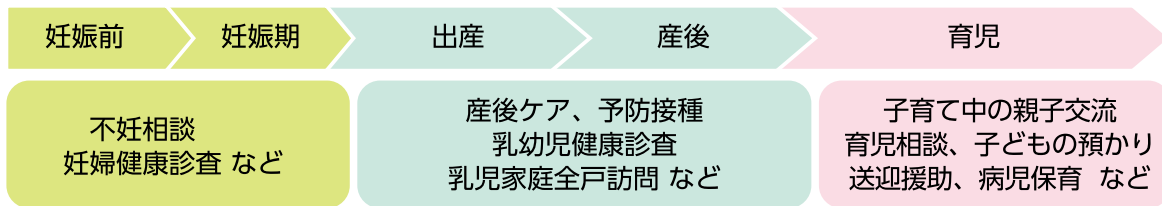
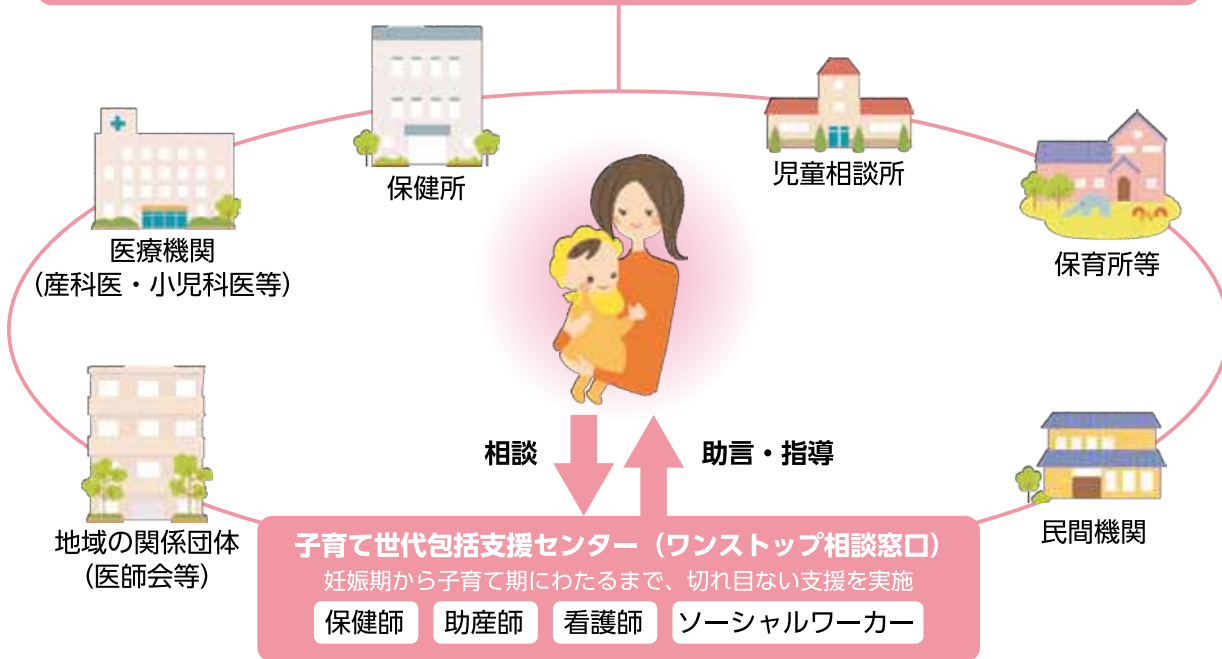
## 2 結婚、妊娠・出産、子育てに関する相談・支援体制の強化

- ア 若い世代を対象に、結婚から子育てまでのライフデザイン構築に係る包括的な情報を提供し、将来の結婚、出産への希望を育みます。
- イ 結婚を希望する若者の出会いの機会を充実します。
- ウ 不妊専門相談の実施や不妊治療費の助成により、不妊に悩む夫婦を支援します。
- エ 妊娠期から子育て期までのワンストップ窓口としての「子育て世代包括支援センター」の整備を推進し、出産や育児に不安を抱える親へのメンタルケアの充実など、総合的な子育て支援体制を構築します。



## 子育て世代包括支援センターの役割

### 子育て世代包括支援センターが関係機関と連携



### 3 仕事と子育ての両立支援と待機児童の解消

- ア 延長保育や休日保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業の充実など、働きながら子どもを育てる家庭のニーズに対応したサービスを県内全域で提供します。
- イ 就学前の子どもへの教育・保育の提供や地域における子育て支援を行う認定こども園の整備を進めるとともに、低年齢児の保育体制の整備や事業所内保育所の設置を支援します。
- ウ 放課後児童クラブの受入児童数の拡大や開所時間の拡充に取り組みます。
- エ 子育て応援企業同盟（育児休業の取得促進など社員の子育てを積極的に支援する企業・団体の連合）により、企業の子育て支援や働き方改革の意欲を高めるとともに、社員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を支援します。

### 4 安心して出産・子育てができる医療サービスの充実

- ア 総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センターと分娩医療機関の連携を強化し、安心して出産できる体制を整備します。
- イ 病院勤務医と開業医の連携や医療機関間の連携を進め、各地域の小児救急医療体制の整備充実を図るとともに、県立医科大学附属病院、日本赤十字社和歌山医療センター及び紀南病院において24時間体制の小児救急医療のセーフティネットを堅持します。





## 5 社会全体で子育てを支援する仕組みの強化

### [1] 地域が協力して子どもと家庭を支える体制づくり

- ア 地域の子育て経験者や教員経験者など身近な人たちによる家庭教育支援チームを形成し、親子参加型の学習機会や交流の場を提供するとともに、家庭訪問による個別の相談対応を行うことで家庭教育を支援します。
- イ 帰宅しても一人で過ごさざるを得ないなど、さまざまな事情で寂しさを抱える子どもたちが安心して集える居場所づくりや大人数で食卓を囲み温かい食事の提供を行う団体の取組を支援します。
- ウ 小学校の余裕教室や公民館を活用して子どもたちの遊びや生活の場を確保し、地域住民との交流や学習活動を推進します。
- エ 児童相談所、市町村、医療機関、学校、警察、保育所・幼稚園・認定こども園など関係機関が連携し、子どもへの虐待の兆候を見逃すことなく未然に防止するとともに、地域が協力して子どもと家庭を見守り支える体制を構築します。
- オ 地域から学校、学校から地域への互いの要請に応えるため、「きのくにコミュニティスクール」を導入し、学校と地域をつなぐ体制を強化します。
- カ 児童生徒の意欲関心を喚起するため、地域の人材を活用し、学習活動を支援します。

### きのくにコミュニティスクールの概要

#### 地域が人を育み、人が地域をつくる

#### 学校

校長

意見 ↑ ↓ 説明

#### 学校運営協議会

(地域住民や保護者等が学校運営に参画)

〈内容〉

- ・学校運営の基本方針の承認
- ・課題解決のための具体的な手立てを協議
- ・地域へ学校運営状況の説明と情報交換を行う『報告会』の実施

〈構成員〉

共育コミュニティ代表・保護者代表・企業代表・他校種校長等



#### 地域をつくる

例)

- ・家庭教育の啓発と支援を要請
- ・地元企業への雇用要請
- ・地域行事への参画
- ・地域防災体制の構築
- ・商店街活性化などのまちづくりへの参画



#### 学校をつくる

例)

- ・生徒指導上の課題を解決
- ・学校行事への参画
- ・地域人材による放課後の学習支援
- ・郷土学習など授業への協力
- ・職場体験・インターンシップへの協力
- ・部活動の支援

#### 地域



#### 共育コミュニティ (地域の応援団)

地域住民等が学校の求めに応じて、さまざまな学校支援活動を実施

例) ・子どもの居場所づくり

- ・本の読み聞かせ
- ・登下校の見守り



## [2] 青少年の健全育成

- ア 青少年がリーダーとなり地域の後輩を育てる「リレー式次世代健全育成システム」による青少年育成をはじめ、異世代との交流や体験学習、社会参加を通じて、豊かな人間性と社会性をもった大人への成長を支援します。
- イ 急速に進展する情報化社会において、スマートフォン等の情報端末やインターネットを正しく利用できる環境を整えるとともに、有害環境の浄化活動に取り組みます。

## 進捗管理目標

| 指 標                     | 基準値<br>(2015 年度)        | 目標値<br>(2026 年度)                                          |
|-------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 合計特殊出生率                 | 1.54<br>(2015 年：暦年)     | 2.00<br>(2026 年：暦年)                                       |
| 年度途中における<br>保育所の待機児童数   | 286 人<br>(2016.10.1 現在) | 解消                                                        |
| 男性の育児休業取得率              | 5 %                     | 国が定める目標値を達成<br>※国の第4次男女共同参画基本計画に<br>おける目標は 13 % (2020 年度) |
| 子育て世代包括支援センター<br>設置市町村数 | 1 市                     | 全市町村                                                      |
| 放課後児童クラブ設置率             | 65 %                    | 100 %                                                     |



## 2. 子どもたち一人一人が志高く未来を創り出す力を育む教育の推進

### 現状・課題

- ≫ 全国学力・学習状況調査によると、本県児童生徒の平均正答率は全国平均を下回っています。
- ≫ 幼児期の教育が小学校以降の生活や学習を支える基盤となることを踏まえ、全ての子どもに質の高い幼児教育を行う必要があります。
- ≫ 家庭の教育力が低下し、基本的な生活習慣や家庭学習の習慣を身につけていない子どもたちが多くなっています。
- ≫ 今後、ロボットや AI 等の技術革新により、現在の職業が大きく変動すると予測されており、コンピュータや機械では置き換えることのできない能力を備えた人材を育成することが重要です。
- ≫ いじめや不登校が増加しています。また、本県の小学校・中学校での千人当たりの不登校児童生徒数は全国平均を上回っています。
- ≫ 県内には大学が少なく、高校生の県外大学・短大への進学率は87%（2015（平成27）年度）と全国で一番高くなっています。

### めざす方向

幼児期から高等学校までの教育を通して、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「知・徳・体」を備えた人材を育成するため、児童生徒が主体的に学ぶ授業や補充学習の充実、道徳教育・ふるさと教育の推進、計画的な体力づくりに取り組みます。これらの取組により、学力や体力の全国調査において、全国上位をめざします。

また、児童生徒が自らの道を切り拓き、社会で自立する力を育てるキャリア教育やグローバル人材の育成に取り組むとともに、教育の情報化を推進します。

さらに、いじめや不登校への対応については、学校、県、市町村、関係機関が地域と協力し、総力をあげて、その根絶・解消に取り組めます。

加えて、新たな高等教育機関の設置・誘致を行い、県内での進学の実選択肢を広げるとともに、地域の発展に資する高等教育を推進します。



## 実施する主な施策

## 1 確かな学力の向上

- ア 全ての学校が全力をあげて、基礎学力の定着や児童生徒が主体的に学ぶ授業を実践するとともに、子どもたち一人一人の理解に応じた補充学習を強化します。
- イ 教員の指導力や専門性の向上のため、教員研修を充実するとともに、県内市町村間の交流や都道府県への教員派遣を進めます。
- ウ 授業での学習効果を高めるため、学校と家庭との連携を一層強化し、家庭における予習・復習など、家庭学習の習慣化を進めます。
- エ 児童生徒の読書習慣を確立するため、学校図書館の蔵書・資料の充実や読書に親しむ環境づくりを進めます。



## 2 豊かな心と健やかな体の育成

- ア 思いやりの気持ちや生命を大切にする心、規範意識を育むため、和歌山県独自の道徳教科書「心のとびら」「希望へのかけはし」を活用し、道徳教育を推進します。
- イ 郷土の先人や歴史、文化などへの理解を深め、ふるさとに貢献できる人を育成するため、和歌山県版ふるさと教科書「わかやま何でも帳」を活用した教育を推進します。
- ウ 「児童生徒の体力・運動能力調査」結果を本県独自に分析し、その課題の改善に向け、全ての学校で「体力アッププラン」を作成し、実践することにより、体力・運動能力を一層向上させます。
- エ 「早ね・早おき・朝ごはん」運動を推進するとともに、家庭・地域と連携して携帯電話やスマートフォンの使用についての指導を充実し、子どもたちの基本的な生活習慣を確立します。
- オ 「紀州っ子のこころとからだをつくる食育の手引き」の活用や県産食材を用いた給食を実施し、食の大切さを学ぶ食育を推進します。



## 3 いじめ・不登校への対応

- ア いじめや不登校を生まない学校づくりや、未然防止、早期発見・早期対応の取組を進め、学校、県、市町村、関係機関が総力をあげて、その根絶・解消に取り組みます。
- イ マニュアルの活用や教員研修の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めます。
- ウ 不登校については、適応指導教室を拡充し、学校復帰支援の取組を進めます。



#### 4 グローバル人材の育成

- ア 教員の英語指導力・英語力を向上させるための研修を充実し、指導方法の工夫・改善に取り組むことにより、語学力やコミュニケーション能力を備えたグローバル人材を育成します。
- イ 高校生海外語学研修や、英語ディベート大会を実施するとともに、コミュニケーション活動を重視した授業を充実します。
- ウ 異なる文化をもつ外国の人々との交流など体験的な活動を通じて、互いの文化や考え方を認め合い、互いに尊敬と信頼をもって協力し合える国際理解教育を推進します。

#### 5 キャリア教育等の推進

- ア 自らの道を切り拓き、社会で自立する力を育てるため、小学校においては職場見学、中学校においては職場体験、高等学校においては就業体験を積極的に実施するなど、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。
- イ 情報化社会に対応できる能力を育成するため、学校におけるICT環境の整備や教員のICT活用指導力を強化し、教育の情報化を推進します。
- ウ 選挙の仕組みを学ぶ機会を設けるとともに、社会の構成員の一員として自覚し行動する力を育む主権者教育を推進します。

#### 6 教育ニーズの多様化や人口減少への対応

- ア 進路希望の多様化や児童生徒数の減少に対応した学校づくりを進めます。なお、高等学校においては、学科改編や統合・再編に取り組みます。
- イ 学校の指導体制や学校業務を改善し、教員が子どもと向き合う時間を確保します。

#### 7 幼児期の教育の充実

- ア 幼児教育全体の質を向上させるため、幼児教育の推進計画を策定するとともに、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校をつなぐ教育の仕組みを構築し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を進めます。
- イ 保育士・教職員の資質や専門性を高める研修カリキュラムを構築します。

#### 8 特別支援教育の充実

- ア インクルーシブ教育システム（障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことのできる多様で柔軟な仕組み）を充実するため、特別支援学校の地域におけるセンター的機能を強化するとともに、教員の専門性の向上に取り組めます。
- イ 職場体験学習の充実や職場開拓に取り組み、地元企業との連携による就労の促進や定着を進めます。



## 9 高等教育機関の充実

- ア 県立医科大学薬学部や東京医療保健大学和歌山看護学部（仮称）等、新たな高等教育機関の設置・誘致を行い、県内での進学の実選択肢を広げます。
- イ 県内の複数の高等教育機関が連携して行う地域貢献に資する共同事業や共同研究を支援します。

## 進捗管理目標

| 指 標                                    | 基準値<br>(2015 年度)                                                  | 目標値<br>(2026 年度) |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------|
| 全国学力・学習状況調査<br>(小学校 6 年生) の全国順位        | ・国語 A 45 位<br>・国語 B 40 位<br>・算数 A 26 位<br>・算数 B 30 位<br>(2016 年度) | 全ての教科で<br>10 位以内 |
| 全国学力・学習状況調査<br>(中学校 3 年生) の全国順位        | ・国語 A 41 位<br>・国語 B 43 位<br>・数学 A 19 位<br>・数学 B 26 位<br>(2016 年度) | 全ての教科で<br>10 位以内 |
| 全国体力・運動能力、運動習慣等<br>調査 (小学校 5 年生) の全国順位 | ・男 14 位<br>・女 12 位<br>(2016 年度)                                   | 男女とも<br>10 位以内   |
| 全国体力・運動能力、運動習慣等<br>調査 (中学校 2 年生) の全国順位 | ・男 21 位<br>・女 20 位<br>(2016 年度)                                   | 男女とも<br>10 位以内   |
| 和歌山県作成教科書を活用した<br>道徳教育・ふるさと教育実施率       | 100 %                                                             | 100 % を維持        |
| いじめ解消率                                 | 97.8 %                                                            | 100 %            |
| 小学校・中学校での千人当たりの<br>不登校児童生徒数            | 13.7 人                                                            | 8.0 人            |





## 第2項 みんなが活躍できる社会づくり

### 1. 誰もが働きやすく、多様な人生を楽しめる社会づくり

#### 現状・課題

- ≫ 今後、生産年齢人口の減少が見込まれており、本県の産業を担う労働力の確保が求められています。
- ≫ また、本県は若者の転出が多い状況にあることから、若者が働く場を確保することが急務となっています。
- ≫ 働くことだけではなく、誰もがその意欲と能力に応じて社会参加できるさまざまな機会を創出していくなど、生きがいを感じる社会づくりが求められています。
- ≫ 男女共同参画に関する県民意識調査（2015（平成27）年度）によると、男性は仕事、女性は家庭といった性別役割分担意識をもった人が、まだ約3割います。

#### めざす方向

県民誰もが知識や経験を生かし、生きがいをもって、それぞれが社会参加できる機会の拡充や活動支援を進め、「多様な人生を楽しむ社会」を実現します。

また、年齢を重ねてもそれぞれの人々が希望に応じて社会参加ができる「80歳現役社会」を実現します。

同時に、若者にはそれぞれの価値観や希望に応じた就職が叶うよう支援を充実します。

さらに、働く意欲のある全ての女性や高齢者、障害のある人が、それぞれのライフスタイルに応じた働き方を実現できるよう、就職支援に関する仕組みを構築することにより、「誰もが活躍できる社会」を実現します。

#### 実施する主な施策

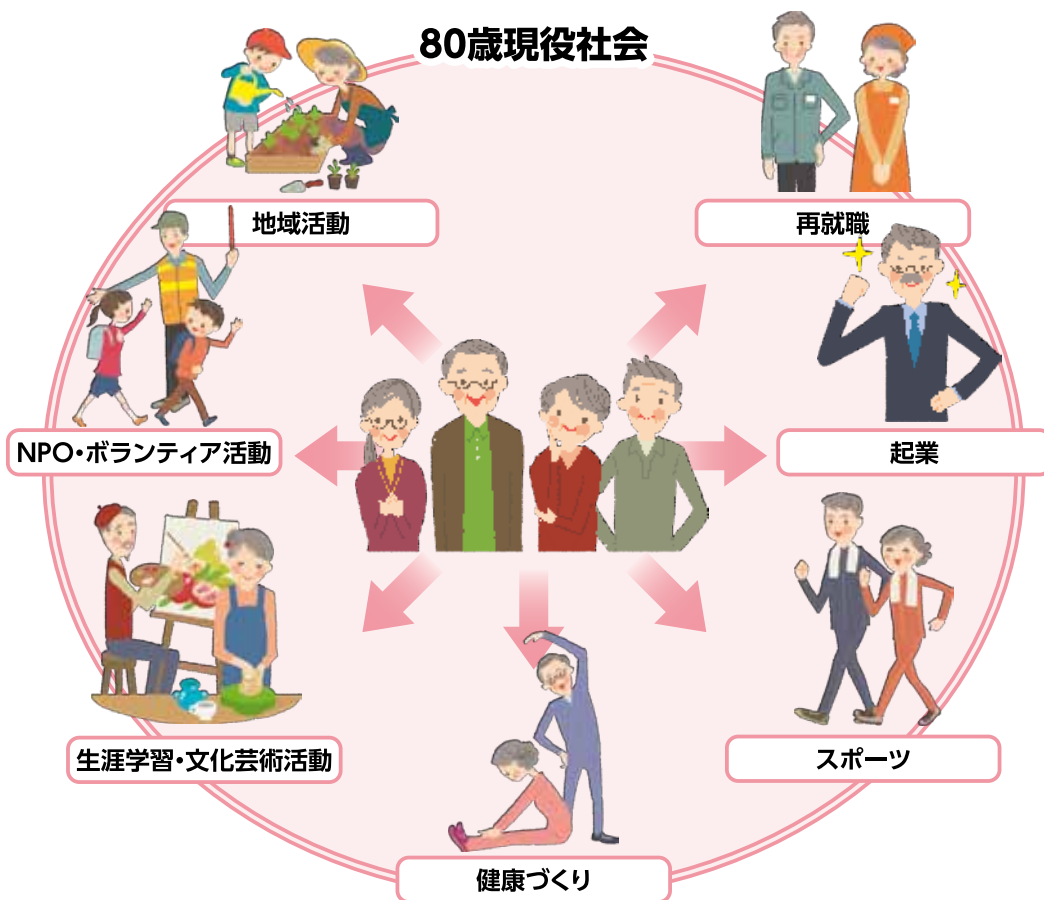
##### 1 80歳現役社会の実現

- ア 高齢者が仕事や社会貢献活動、生涯学習に積極的に参加する仕組みを構築するとともに、地域住民や他世代と交流できる機会を充実します。
- イ 県内企業の働き方改革を促進し、時間や場所に制約されず一人一人のライフスタイルに応じた働きやすい雇用環境の整備を進めます。
- ウ 和歌山版の再就職支援システムにより、企業の採用意欲を高めるとともに、就職希望者と企業のマッチングを行い、高齢者の再就職を支援します。
- エ 知識や経験、技術を有する高齢者と地域団体・学校とのマッチングを行うことにより、ソーシャルビジネス（地域や社会の課題解決に向けてビジネスの手法を用いて取り組む事業）や地域貢献活動を支援します。



- オ 市町村、大学、生涯学習関連団体と連携し、体系化した学習情報の提供と学習活動の奨励を行う「きのくに県民カレッジ」を充実するなど、学びたい人がいつでも学べる機会を提供します。
- カ 誰もが気軽に運動・スポーツに親しむことができる場として、地域において住民主導で活動する「総合型地域スポーツクラブ」の活動を支援します。
- キ 県民一人一人の文化芸術活動への参加を促進するとともに、優れた文化芸術に直接触れ合う機会を充実します。
- ク 生涯にわたり健康を維持するため、全県的に楽しく健康増進を図る仕組みを構築し、地域コミュニティに密着した健康づくりを推進します。

## 80歳現役社会の実現



## 2 若者が活躍できる環境づくり

- ア 小学校・中学校・高等学校の教育活動を通して、和歌山で働く魅力や県内企業の情報を絶え間なく発信するとともに、企業見学や学校での企業説明会など高等学校と企業が連携した取組を強化することで、高校生の県内就職を促進します。
- イ 中小企業の競争力強化等により生まれた利益が、賃金引上げや正社員の雇用拡大など、雇用環境の改善につながるよう、国と連携して企業への働きかけを強化します。
- ウ ニートやひきこもり状態の若者の自立を支援するため、本人や家族に対する相談活動を行うとともに、ひきこもり状態の若者が安心して集える居場所づくりや就労訓練の機会を充実します。



### 3 女性、高齢者、障害のある人の多様な働き方の実現

- ア 県内企業の働き方改革を促進し、時間や場所に制約されず一人一人のライフスタイルに応じた働きやすい雇用環境の整備を進めます。【再掲】
- イ 和歌山版の再就職支援システムにより、企業の採用意欲を高めるとともに、就職希望者と企業のマッチングを行い、女性や高齢者の再就職を応援します。
- ウ 女性活躍企業同盟（女性の採用・登用や継続就業に率先して取り組む企業・団体の連合）を組織化し、これによって企業・団体の自主的な取組を促し、また、その構成員間の交流を通じてその取組の向上を図り、働きたい女性が安心して働くことができる環境を整備します。
- エ 政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性リーダーの育成を支援することで、あらゆる分野で女性が能力を発揮できる環境を整備します。
- オ 事業主への理解促進による障害者雇用の場の拡大や、障害のある人の適性に応じた職業訓練を実施します。

#### 進捗管理目標

| 指 標                                | 基準値<br>(2015 年度)  | 目標値<br>(2026 年度)   |
|------------------------------------|-------------------|--------------------|
| 成人の週1回のスポーツ実施率                     | 46 %<br>(2011 年度) | 70 %               |
| 高校生の県内就職率                          | 76 %              | 90 %               |
| 就業意思のある女性<br>(15～64歳)の有業率          | 81 %<br>(2012 年度) | 100 %<br>(2027 年度) |
| 就業意思のある高齢者<br>(65～79歳)の有業率         | 81 %<br>(2012 年度) | 100 %<br>(2027 年度) |
| 事業所における指導的立場（係長<br>相当職以上）に占める女性の割合 | 18 %              | 30 %               |
| 障害者法定雇用率達成企業の割合                    | 62 %              | 100 %              |



## 2. 共に支え合う地域社会づくり

### 現状・課題

- 都市部を中心とした住民同士のつながりの希薄化や過疎地域の高齢化等、住民生活や社会活動の基盤となる地域コミュニティの活力低下が大きな問題となっています。
- 本県における在留外国人や来県する外国人観光客が増加する中で、良好なコミュニケーションを図るため、他国の文化や生活習慣、価値観などを正しく理解することが求められています。

### めざす方向

さまざまな課題に対応する地域社会の担い手を確保するとともに、地域住民が役割をもち、支え合い自分らしく活躍できる地域コミュニティを構築することで、お互いに助け合いながら楽しく暮らすことのできる「地域共生社会」を実現します。

また、在留外国人や外国人観光客が増加する社会の中で、県民が世界と常につながっていることを意識し、自国及び地域の文化に誇りをもちながら他国の文化を認め合うことのできる「多文化共生社会」を実現します。

### 実施する主な施策

#### 1 地域共生社会の実現

##### [1] 地域社会における担い手の育成・確保

- ア 地域での見守り活動を県内全域に普及させるため、民生委員・児童委員や地域見守り協力員、一般家庭に出入りする機会のある民間事業者が連携・協力する地域見守りネットワークの輪を広げます。
- イ 児童相談所、市町村、医療機関、学校、警察、保育所・幼稚園・認定こども園など関係機関が連携し、子どもへの虐待の兆候を見逃すことなく未然に防止するとともに、地域が協力して子どもと家庭を見守り支える体制を構築します。【再掲】
- ウ 多様化する県民ニーズに応えるNPOやボランティア団体の結成・活動を支援するため、県NPOサポートセンターの相談機能を強化します。
- エ さまざまな局面で地域のリーダーとして活躍できる人材を、教育機関や関係団体と協働して育成します。



**[2] 県民の地域活動への参加促進**

ア ボランティアの活動内容や募集状況に関する情報の提供体制を強化することで、誰もが地域活動に参加しやすい環境を整備します。

イ 知識や経験、技術を有する高齢者と地域団体・学校とのマッチングを行うことにより、ソーシャルビジネス（地域や社会の課題解決に向けてビジネスの手法を用いて取り組む事業）や地域貢献活動を支援します。【再掲】



ウ 災害時の助け合いや避難誘導、避難所運営の円滑化を図るため、自主防災組織への参加を促進します。

エ 「花いっぱい運動」など、同じ目標の下に誰もが主体的に参加できる県民活動を推進します。

オ 社会貢献活動に対する寄附文化の醸成に向けた取組を推進します。

**2 多文化共生社会の実現**

ア 友好提携地域をはじめ、異なる文化をもつ外国の人々との交流機会を増やし、互いの文化や考え方を尊重し合う意識の醸成に取り組みます。

イ 友好提携地域や、JICA（独立行政法人国際協力機構）、JICE（一般財団法人日本国際協力センター）などの関係機関と連携協力した実践的な活動を実施するとともに、活動を通じて得た経験等を生かし、地域での国際理解を促進します。

ウ 県国際交流センターを拠点に民間団体や教育機関と連携し、外国人への生活に関する情報提供や相談への対応、日本語教育・文化教育の充実に取り組みます。



### 3. 健康で心豊かにすごせる社会づくり

#### 現状・課題

- 生涯にわたり健康を維持していくためには、楽しく健康づくりを続けることや、スポーツに親しむことも必要です。
- 紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会により高まった県民のスポーツに対する関心を低下させぬよう、さまざまな取組が必要です。
- 心豊かで充実した人生を送るためには、それぞれのライフスタイルに応じて、生涯にわたり学習することや、文化芸術に親しむことも必要です。

#### めざす方向

県民の活力の源である健康を維持していくため、生涯にわたる健康づくりや、誰もがそれぞれの体力や年齢、技能、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりを推進するとともに、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会のレガシーを生かして、競技力の向上と競技人口の拡充を図ります。

また、県民が生涯にわたり心豊かにすごせるよう、大学、市町村、関係団体と連携し、県民の生涯にわたる学習活動の機会を増やすとともに、文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境をさらに充実します。

#### 実施する主な施策

##### 1 生涯にわたる健康づくりの推進

- ア 生涯にわたり健康を維持するため、全県的に楽しく健康増進を図る仕組みを構築し、地域コミュニティに密着した健康づくりを推進します。【再掲】
- イ 2019（平成31）年に全国健康福祉祭（ねんりんピック）を開催し、県民の健康の維持・増進、生きがいの高揚を図り、世代や地域を超えた交流の輪を広げます。

##### 2 スポーツに親しむことができる環境づくりの推進

- ア 幼少期から、子どもの運動への興味・関心を高めるとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育み、豊かなスポーツライフを実現する基礎づくりを行います。
- イ 誰もが気軽に運動・スポーツに親しむことができる場として、地域において住民主導で活動する「総合型地域スポーツクラブ」の活動を支援します。【再掲】
- ウ 2019（平成31）年開催の全国健康福祉祭（ねんりんピック）や、2021（平成33）年開催の関西ワールドマスタースゲームズ2021を契機とし、さらなるスポーツの振興を図るとともに、県民のスポーツに対する気運を醸成します。





- エ 紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会で整備したスポーツ施設を活用した全国大会・国際大会を開催するなど、県内外の人々との交流を促進し、スポーツによる地域おこしを各地で推進します。
- オ 国内外のナショナルスポーツチーム等のキャンプ誘致を実施することにより、県民のスポーツに対する意識や関心を一層高めます。



### 3 競技力の向上

- ア 「ジュニア期からの一貫指導体制の構築」、「優れた指導者の養成・活用」、「スポーツ医・科学サポートの充実」を重点とした取組を推進することにより、スポーツの好循環を創出し、競技水準の維持向上を図ります。
- イ 県内の優れた素質を有する子どもを早期に見出し、関係団体と連携・協力を図りながら、発達の段階に応じた育成プログラムを実施することにより、将来オリンピックなどの国際舞台で活躍し、県民に夢や感動を与えることができる競技者を育成します。

### 4 生涯学習の機会の充実

- ア 市町村、大学、生涯学習関連団体と連携し、体系化した学習情報の提供と学習活動の奨励を行う「きのくに県民カレッジ」を充実するなど、学びたい人がいつでも学べる機会を提供します。【再掲】
- イ 県民の読書ニーズに応え、読書文化の振興を図るため、県立図書館の蔵書を充実するとともに、市町村や学校等への団体貸出など利便性の向上を図ります。
- ウ 県民が文化、芸術、歴史、自然に触れ親しみ、学ぶ機会を提供するため、県立博物館や県立近代美術館などの社会教育施設において、県民にとって魅力的で質の高いテーマの展覧会を開催するとともに、館外学習や体験学習を積極的に実施します。

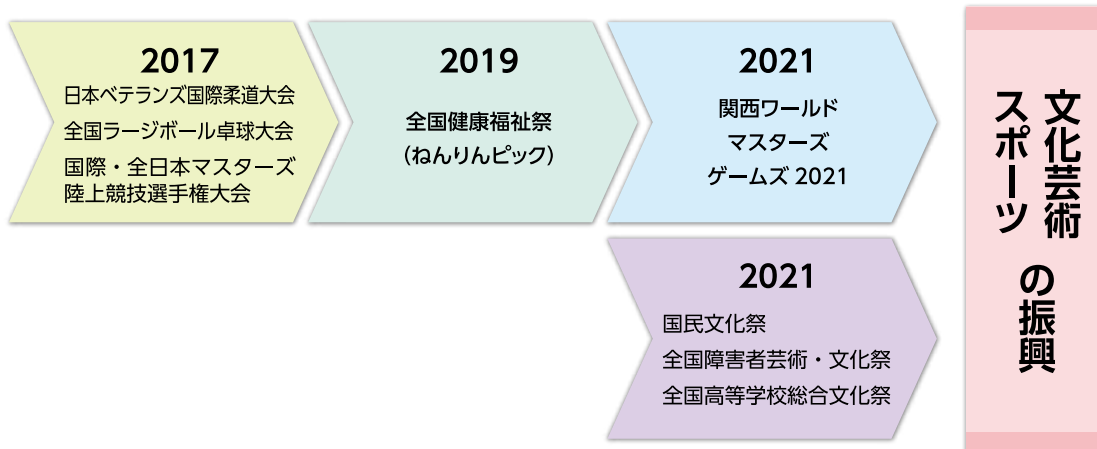


## 5 文化芸術に親しむことができる環境の充実

- ア 県民一人一人の文化芸術活動への参加を促進するとともに、優れた文化芸術に直接触れ合う機会を充実します。【再掲】
- イ 子どものころから文化芸術に親しめる環境を充実するため、文化芸術活動の発表の場の提供や文化芸術を通じた交流などを進めるとともに、文化芸術を鑑賞・体験する機会を拡充します。
- ウ 貴重な音楽書・楽譜のコレクションである「南楽音楽文庫」<sup>なんき</sup>の展示や閲覧に取り組むなど、文化芸術に親しむ機会を充実します。
- エ 2021（平成33）年度に第36回国民文化祭、第21回全国障害者芸術・文化祭、第45回全国高等学校総合文化祭を県民総参加で開催し、県民の文化芸術活動への参加の気運を高め、文化芸術の裾野を広げるとともに、和歌山の文化芸術を全国へ発信することにより、和歌山の文化力の向上を図ります。



### 県内で開催されるスポーツ・文化芸術の大規模大会



## 進捗管理目標

| 指 標                                                              | 基準値<br>(2015 年度)                    | 目標値<br>(2026 年度)               |
|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|
| 健康寿命                                                             | 男性 71.4 歳<br>女性 74.3 歳<br>(2013 年度) | 男性 75 歳<br>女性 78 歳<br>(2025年度) |
| 成人の週1回のスポーツ実施率<br>【再掲】                                           | 46 %<br>(2011 年度)                   | 70 %                           |
| 国民体育大会総合順位                                                       | 20 位<br>(2016 年度)                   | 20 位台                          |
| 文化施設入館者数（年間）<br>(県民文化会館、県立近代美術館、<br>県立博物館、県立紀伊風土記の丘、<br>県立自然博物館) | 680,613 人                           | 780,000 人                      |



## 4. 人権尊重社会の実現

### 現状・課題

- 依然として、女性や子ども、高齢者、障害のある人に対する人権侵害や同和問題など、さまざまな人権問題が発生しています。
- いじめや女性への暴力、子どもへの虐待といった問題が顕著になるとともに、職場でのハラスメント（いじめ、嫌がらせ）やインターネット上の人権侵害、性的少数者に対する偏見などが問題となっています。
- 2013（平成25）年度に実施した人権に関する県民意識調査では、「人権が十分に守られていると思う人」の割合が48%にとどまっています。

### めざす方向

人権とは、全ての人が生まれながらにもっている、人として幸せに生きていくために必要な、誰からも侵されることのない権利です。

全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、さまざまな分野における人権施策を国及び市町村と連携し、企業、団体等との協働により総合的に推進します。

### 実施する主な施策

#### 1 人権教育・啓発の推進

- ア 国、市町村、企業、団体等と連携・協働しながら、家庭、学校、地域、職場などあらゆる機会を通じた教育・啓発活動に取り組みます。
- イ 人権に関する学習・実践に必要な人材の育成や調査・研究の推進に取り組みます。

#### 2 相談・支援・救済の推進

- ア 県の相談機関が、人権に関するさまざまな相談に対し、迅速かつ適切に対応できるよう、相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関との連携強化に取り組みます。
- イ 国・市町村の機関、弁護士会、NPO等との連携・協働により支援体制を強化し、人権侵害を受けた被害者の救済を図ります。

#### 3 分野別施策の推進

- ア 女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人などの人権課題について、分野別にその解決のための施策を行います。



|                          |                                                                                                                                    |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 女性の人権                    | 企業等における女性の採用・登用や継続就業の促進、政策・方針決定過程への女性の参画の推進、女性への暴力防止のための啓発、性暴力被害者に対する相談・医療支援など、男女共同参画の実現に取り組めます。                                   |
| 子どもの人権                   | 子どもへの虐待の早期発見・早期対応や、いじめの未然防止に向けた人権教育の充実など、子どもが主体性をもって健やかに成長していける環境づくりに取り組めます。                                                       |
| 高齢者の人権                   | 高齢者への虐待の早期発見・早期対応や、ボランティアによる見守り、支え合いの活動の推進など、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせる環境づくりに取り組めます。                                                     |
| 障害のある人の人権                | 障害のある人への虐待の早期発見・早期対応や、就労支援、障害福祉サービスなどの充実を図り、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境づくりに取り組めます。                                                 |
| 同和問題                     | 同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための教育啓発活動を一層推進するとともに、相談・支援体制を充実するなど、さまざまな課題の解決に向け取り組めます。                                                       |
| 外国人の人権                   | 外国人の人権尊重のための教育・啓発活動や相談・支援体制の充実、多言語化対応の推進、災害時の迅速な情報提供など、外国人が安心して暮らせる環境づくりに取り組めます。                                                   |
| 感染症(ハンセン病、HIV等)・難病患者等の人権 | 感染症・難病等に関する正しい知識の普及啓発や、適正な医療の確保、患者や家族への相談・支援体制の充実に取り組めます。                                                                          |
| 犯罪被害者とその家族・遺族の人権         | 犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図るとともに、犯罪被害者等への支援の必要性などについての啓発活動に取り組めます。                                                                        |
| 情報と人権                    | 個人情報の適正な取扱いについて啓発するとともに、インターネットの利用に際して必要なルール・マナーや、インターネット上にあふれる大量で多様な情報を正しく理解し、活用する力を身につけるための教育・啓発を推進します。                          |
| さまざまな人権                  | 性的少数者、刑事手続きに関わりをもった人など、さまざまな人権に関する問題に対しては、人権意識の高揚を図るなど、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に取り組めます。<br>また、今後新たに生じる人権課題についても、それぞれの課題の状況に応じた取組を行います。 |



## 第2節 しごとを創る

### 第1項 時代を先導するしなやかな産業構造の実現

#### 現状・課題

- ▶ 本県の産業構造は産出額で見ると、製造業の構成比が最も高く、なかでも鉄鋼、石油、化学の3分野で約7割を占めています。また、全産業における農林水産業、建設業の比率が全国より高くなっています。
- ▶ 本県は、中小企業の比率が非常に高く、繊維やパイル織物、日用家庭用品などの伝統的な地場産業も盛んです。
- ▶ 近年の日本の経済成長は、自動車産業や情報通信、電子・電気機械などのハイテク産業により牽引されてきましたが、本県においては、そうした産業の集積が進まず、産業構造も従来からほとんど変化していません。
- ▶ 一方、現在の産業を取り巻く状況は、市場のグローバル化や、IoT・AI・ロボットなどの革新的技術の進展、消費者の感性に訴えるサービスやコンテンツを提供する感性産業の拡大、外国人観光客の急増など、これまでにないスピードで目まぐるしく変化しています。
- ▶ 県内産業の発展のためには、こうした変化をチャンスと捉え、時代の一步先を見据えて絶えず変革し続けることが必要です。

#### めざす方向

国内人口の減少による内需の縮小局面において、県内産業が持続的に成長していくためには、全ての産業が世界に市場を求めていくとともに、常に新しい技術やアイデアを取り入れながら、時代の潮流に応じた成長分野で発展していくことが重要です。特に、技術革新の中核を担い産業活動全体で需要が拡大する「情報サービス分野」や、顧客データ等の活用により個々のニーズへの対応で成長が期待できる「顧客対応型製造分野」など、将来にわたって事業拡大が期待される領域での発展が必要です。

そのため、革新的技術の導入やデータ利活用の促進、デザイン力や感性への訴求力の向上、業種・企業の壁を越えた他分野との融合を進めることで、高い付加価値の創出と生産性の向上を図り、国際競争力を強化します。

また、成長分野における創業や国内外からの企業誘致を強力に推し進め、産業構造の多様化と雇用の場の拡大を図ります。

さらに、産業を取り巻く環境の変化に柔軟に適応できる人材を育成・確保するため、産業界と大学等の教育機関や産業支援機関との連携を促進します。

加えて、交流人口を増大させる政策を強化し、消費拡大も併せて図ります。

こうした政策を進めることで、全産業のたゆまぬ進化を促し、「時代を先導するしなやかな産業構造」を実現します。

#### 実施する主な施策

次ページ以降の第2節「しごとを創る」の各項に記載しています。





## 第2項 県内企業の成長力強化

### 1. 中小企業の競争力強化

#### 現状・課題

- 県内企業のうち中小企業の占める割合は99.9%と非常に高く、なかでも常用雇用者20人以下（卸・小売、飲食、サービス業は5人以下）の小規模企業の占める割合が88%と全国で3番目に高い状況であり、中小企業は県経済を支える大きな原動力となっています。
- グローバル競争の激化や、IoT・AI・ロボットなどの革新的技術の進展など、産業を取り巻く状況が劇的に変化する中、中小企業が成長の果実をつかむためには、これらの変化に対応した技術革新や高い生産性への転換を図る必要があります。
- 人口減少により国内市場が縮小する中、成長する海外市場を取り込み、外に向かって積極的に取引を拡大していかなければ、持続的な成長は望めません。

#### めざす方向

革新的技術の導入や新たな感性・アイデアによる絶え間ないイノベーションの創出を促すことにより、世界で通用する技術の開発とサービスの高付加価値化を図るとともに、多様化する国内市場への販路開拓支援はもとより、海外市場への積極的な進出を強く推し進めます。

特に、地域の核となり、他の県内企業を牽引するコネクターハブ企業やニッチトップ企業を集中的に支援することにより、県内企業の成長を「点」から「面」へと広げ、県経済を絶えず新たな成長フェーズに移行させます。

#### 実施する主な施策

##### 1 イノベーションの創出支援

- ア 生産管理の徹底や作業スピードの向上など、業務の効率化による生産性の向上を促進するため、中小企業へのICTの導入支援を強化します。
- イ 高い生産性と多様なカスタマイズを可能とする顧客対応型製造分野への展開や、デジタルイノベーションの創出を促すため、IoT・AI・ロボットなどの開発や導入を支援します。
- ウ 産学官の連携による共同研究や、コア技術をはじめとする県工業技術センターの最先端技術を活用することで、基礎研究から応用研究、商品化に至るまで、各段階に応じた継続的な技術支援を実施します。



- エ 新たな製品・サービス・技術の開発に挑戦する企業を支援するため、先駆的産業技術研究開発支援などの研究開発支援制度を充実するとともに、企業のもつ優れた技能・ノウハウの特許化や規格の標準化等に係る相談体制を充実します。
- オ 全国に通用する高い技術の開発支援やICTなど最新技術の普及により、県外への進出を含む建設産業の積極的な事業展開を促進します。
- カ 米国シリコンバレー、イスラエルなど海外の技術先進地との交流を図り、企業間連携や人材育成を通して県内におけるイノベーションの創出を促進します。
- キ RESAS（地域経済分析システム）等のデータを利活用した企業それぞれの状況に応じた事業展開の提案や、自社データをはじめとする企業によるデータ利活用の促進に取り組むことで、付加価値の高い製品・サービスの創出や生産性の向上を促し、県内産業の活性化を図ります。

## 2 県産品のブランド化と販路開拓支援

- ア 企業の海外展開を促進するため、海外ビジネスに精通した専門アドバイザーによる相談体制を強化するとともに、市場動向の把握、現地の法制度への対応、販売先・提携先の確保を支援します。
- イ 海外への販路開拓を促進するため、MOU（覚書）の締結等により海外展開のチャンスを拡大するとともに、大型展示会・商談会への集団出展を支援します。
- ウ ICTの進展により、今後さらなる拡大が予想されるeコマース（電子商取引）市場への県内企業の参入を支援し、世界規模での商取引を促進します。
- エ プレミア和歌山推奨制度の推進や、プロモーション活動の展開により、県産品のブランド化や首都圏をはじめとした大都市圏での販路開拓を支援します。
- オ 地場産業など県内企業の新製品開発から販路開拓までの取組を一貫して支援します。



海外展示会への集団出展

## 3 経営の安定と成長を支える制度の充実

- ア 生産性の向上や経営の合理化、事業の承継など企業が抱える経営課題を解決するため、専門家による相談体制を充実します。
- イ 商工業者の経営の改善に関する相談や指導などを行う商工会等との連携を強化し、地域経済の活性化に不可欠な小規模事業者の持続的発展を支援します。
- ウ 事業拡大や経営改善等に必要な資金を円滑に調達できるよう、金融機関と連携し、融資制度を充実します。
- エ 工事・物品役務等の公共調達において県内企業の受注機会を確保し、県内産業の振興を図ります。
- オ 企業の省コスト化を図るため、エネルギー効率の高い機器への転換や設備改修による省エネ投資への支援を充実します。
- カ 優れた技術・サービスを有する企業のグループ化や企業間連携を支援し、一企業では事業展開が困難な分野への進出を促進します。



## 進捗管理目標

| 指 標                    | 基準値<br>(2015 年度)            | 目標値<br>(2026 年度)            |
|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 製造品出荷額等（年間）            | 2 兆 9,950 億円<br>(2014 年：暦年) | 3 兆 8,500 億円<br>(2026 年：暦年) |
| 付加価値額（年間）              | 7,925 億円<br>(2014 年：暦年)     | 1 兆 1,000 億円<br>(2026 年：暦年) |
| 就業者一人当たりの労働生産性<br>(年間) | 800 万円<br>(2013 年度)         | 860 万円                      |
| 株式上場企業数                | 8 社                         | 16 社                        |
| 海外展示会出展支援社数（年間）        | 37 社                        | 100 社                       |



## 2. 新たな産業の創出

### 現状・課題

- 本県の開業率は2014（平成26）年度で4.2％と、全国平均（6.3％）を大幅に下回っており、全国最下位の状況です。
- 近年、近畿自動車道紀勢線や京奈和自動車道をはじめとする道路網の整備が進み、京阪神圏や中京圏の市場、関西国際空港との交通アクセスが飛躍的に向上したことで、過去とは違い、企業の進出先としての本県の相対的価値が高まっています。
- 県内の発電施設における発電量は、県内電力使用量の1.7倍（2015（平成27）年度）と、電力移出県として近畿の電力需要を支えています。将来、資源の枯渇が危惧される化石燃料への依存度の低減や地球温暖化に対応するため、再生可能エネルギーの導入促進が求められています。

### めざす方向

社会構造の変化に伴う市場の成長性や技術革新を的確に捉え、創業や第二創業を促進するとともに、地域特性を生かした戦略的な企業誘致活動を行うことで、国内外から多くの企業を呼び込みます。

また、再生可能エネルギーへの転換を基軸とした新たな産業の創出を進め、国の再生可能エネルギー割合の達成目標を大きく上回る「再エネ先進県」になるとともに、経済波及効果の高い大型火力電源の開発を促進し、「近畿のエネルギー供給基地化」を実現します。

### 実施する主な施策

#### 1 創業・第二創業の促進

- ア 創業気運の醸成や人脈形成、販路開拓、資金調達など官民一体となった支援体制を強化し、創業をめざす新たな担い手の発掘から事業の発展段階に至るまで、段階に応じた切れ目のない支援を行います。
- イ 国内外で活躍する和歌山発ベンチャー企業を絶えず創出していくため、創業が盛んな米国シリコンバレー、イスラエルをモデルとした起業家支援ネットワークを構築します。
- ウ 「わかやま中小企業元気ファンド」や「わかやま農商工連携ファンド」を活用し、農林水産業や観光、医療、福祉など他分野との融合による新たなビジネスモデルの創出や、デジタルイノベーションによる新たなビジネス展開を促進します。
- エ 将来の和歌山を支えグローバルに活躍する人材を育成するため、必要な資質・能力の向上や人脈形成を促す「わかやま塾」の充実を図ります。



## 2 企業誘致の推進

- ア 新たな工業用地の開発やコスモパーク加太などの大規模用地の活用、道路網の整備、奨励金制度の充実など、全国最高水準の受入環境を整備します。
- イ 情報サービス関連企業のさらなる誘致と紀南地方への集積を図るため、ICT環境が整った拠点整備や豊かな自然環境の中でのワーケーション（リゾート地などで働きながら休暇をとること）の推進など、地域特性を武器とした誘致活動を強化します。
- ウ JETRO（独立行政法人日本貿易振興機構）との連携強化により、本県の優れたビジネス環境を世界の企業に売り込むことで、外国企業の誘致を推進します。

## 3 エネルギー供給基地化をめざした産業の創出

- ア 本県の豊富な自然資源を生かし、太陽光、風力、バイオマス、地熱などの再生可能エネルギーを活用した電源開発を自然と調和した形で促進するとともに、海流やメタンハイドレートを活用した未来型エネルギーシステムの構築を進め、新たな産業を創出します。
- イ LNG火力発電施設の誘致などを推進し、近畿への電力の移出拡大と新たな雇用の創出を図ります。



### 進捗管理目標

| 指 標                         | 基準値<br>(2015 年度)        | 目標値<br>(2026 年度)                      |
|-----------------------------|-------------------------|---------------------------------------|
| 県内開業率                       | 4.2 %<br>(2012～2014 年)  | 全国平均を超える水準<br>※基準値時点における<br>全国平均は6.3% |
| 企業立地件数<br>(計画期間内の累計)        | 123 件<br>(2008～2015 年度) | 200 件<br>(2017～2026 年度)               |
| 県内消費電力に占める<br>再生可能エネルギー構成比率 | 18 %                    | 25 %                                  |





### 3. 産業を支える人材の育成・確保

#### 現状・課題

- 県内の高等学校から県外の大学・短大へ進学した学生の割合は、2015（平成27）年度時点で87%と全国で一番高く、一方でUターン就職者の割合は低位にとどまっています。また、高校生の県内就職率は全国平均を下回っており、進学時、就職時における若年者の県外流出が顕著なことから、県内産業を支える人材の確保が急務となっています。
- 新規学卒就職者の卒業後3年以内の離職率は、新規高等学校卒業者、新規大学卒業者ともに全国平均より高く、ミスマッチの解消や雇用環境の改善に取り組む必要があります。
- 正社員の有効求人倍率は全国値より低く、より安定した雇用の拡大に取り組む必要があります。

#### めざす方向

和歌山で育った若者が県内産業の成長を支える仕組みを強化し、高校生や大学生等の県内就職を促進するとともに、性別や年齢、障害の有無、国籍にかかわらず働く意欲のある人がその能力を最大限発揮できるよう、県内企業の働き方改革や再就職支援を進め、地域産業界に求められる人材の安定的な供給を図ります。

さらに、国内外から優秀な人材を確保し、多様性を生かしたイノベーションや新たな価値を創造することで、県内企業の成長を促進します。

#### 実施する主な施策

##### 1 若者の県内就職・定着の促進

ア 小学校・中学校・高等学校の教育活動を通して、和歌山で働く魅力や県内企業の情報を絶え間なく発信するとともに、企業見学や学校での企業説明会など高等学校と企業が連携した取組を強化することで、高校生の県内就職を促進します。【再掲】

イ 大学生等の就職活動時期にあわせ、本県出身の学生全員に対して県内企業の求人情報を集中的に発信し確実に伝達するとともに、インターンシップや就職フェアなど県内企業との出会いの場を設けることで、大学生等のUターン就職を促進します。





- ウ ふるさと和歌山の暮らしやすさや就職情報を効果的に提供する仕組みを構築することで、県外企業へ就職した県出身者のUターン就職を促進します。
- エ 中小企業の競争力強化等により生まれた利益が、賃金引上げや正社員の雇用拡大など、雇用環境の改善につながるよう、国と連携して企業への働きかけを強化します。【再掲】
- オ 県内企業と県内外の大学等による共同研究や教育プログラムの共同実施などの取組を促進することで、県内企業の成長を支える人材を育成・確保します。
- カ 県内企業との協働による奨学金返還助成制度により、製造業や情報通信産業の成長の中核を担う、優秀な理工系人材の確保を促進します。
- キ 企業ニーズを捉えた即戦力となる人材を育成するため、県立産業技術専門学院の学科再編や設備の充実に取り組み、職業訓練機能を強化します。

## 2 多様な働き手の確保

- ア 県内企業の働き方改革を促進し、時間や場所に制約されず一人一人のライフスタイルに応じた働きやすい雇用環境の整備を進めます。【再掲】
- イ 和歌山版の再就職支援システムにより、企業の採用意欲を高めるとともに、就職希望者と企業のマッチングを行い、女性や高齢者の再就職を応援します。【再掲】
- ウ 海外市場への進出・事業拡大の原動力となるグローバル人材や、イノベーションの創出を担う高度な技能・知識を有する人材を国内外から確保するため、プロフェッショナル人材や外国人留学生の県内就職を促進します。

### 進捗管理目標

| 指 標                               | 基準値<br>(2015 年度)  | 目標値<br>(2026 年度)   |
|-----------------------------------|-------------------|--------------------|
| 高校生の県内就職率 【再掲】                    | 76 %              | 90 %               |
| 新規高等学校卒業就職者の<br>卒業後 3 年以内の離職率     | 45 %              | 20 %               |
| 大学生等のUターン就職者数<br>(年間)             | 2,300 人           | 3,000 人            |
| 就業意思のある女性<br>(15～64 歳) の有業率 【再掲】  | 81 %<br>(2012 年度) | 100 %<br>(2027 年度) |
| 就業意思のある高齢者<br>(65～79 歳) の有業率 【再掲】 | 81 %<br>(2012 年度) | 100 %<br>(2027 年度) |



## 第3項 農林水産業の振興

### 1. 農業の振興

#### 現状・課題

- 本県の農業は恵まれた気象条件を生かした果樹栽培が盛んであり、産出額の62%（2015（平成27）年度）を果実が占め、全国に比べて特異な構成となっています。
- 人口減少や高齢化による国内市場の縮小や、貿易自由化の進展による安価な外国産農畜産物との競合などにより、収益性の悪化が懸念される中で、海外への販路開拓なしに農業の飛躍的な成長は望めない状況です。
- 近年、消費者の安全・安心で機能性の高い農畜産物を求める声が高まっています。
- 農業者の高齢化や減少により、耕作放棄地の増加や水利施設の老朽化が進んでいます。
- みかんや梅など単一品目の専作経営は、価格変動や、台風・集中豪雨等の被害により、収入が不安定となるリスクがあります。

#### めざす方向

経済のグローバル化や消費者ニーズの多様化に的確に対応するため、海外への市場拡大や国内外でのブランド化を進めながら、安全・安心で機能性を備えた農畜産物の安定供給を図ります。

また、ICTやロボット等の革新的技術の活用によるスマート農業や農地の集積・集約化等の推進により、生産性の向上を図るとともに、複合経営等の推進により農業経営の安定化を進め、「収益性の高い農業」を実現します。

さらに、観光や福祉、教育等の分野と連携し、産業全体としての好循環を生み出す「農業の多面的な発展」を実現します。

#### 実施する主な施策

##### 1 国内外に向けた販路開拓・販売促進

- ア 国内市場に加え、海外市場のターゲットを的確に見据えた産地育成を推進します。
- イ 県産果実の輸出拡大に向け、植物検疫の問題で輸出できない相手国との早期輸出解禁合意等について、国に働きかけます。
- ウ 海外市場で有望な果実を低コストで長距離輸送できる鮮度保持技術の開発を進めます。
- エ 産地が主体となった果実輸出への取組を支援するとともに、県内事業者と輸出商社との商談会開催や海外展示会への出展等により商談機会を創出します。
- オ 県産ブランドの構築に取り組む産地等を支援するとともに、高級販路の開拓や国内大型展示会への出展等、県内事業者にとって有利な販路を開拓します。



- カ 加工業・飲食業や直売所など多様な流通チャネルに対応した産地の生産・出荷体制を充実します。
- キ 農業者が加工や販売にも取り組む6次産業化を推進するとともに、異業種連携による商品開発や販路拡大により、新たな需要を開拓します。
- ク みかんや梅等の機能性表示や地理的表示制度の活用を進めます。



## 2 安全・安心で機能性を備えた農畜産物の安定供給

- ア 機能性成分に着目した新品種の育成や栽培技術の開発を進めます。
- イ 国際的に通用するGAP（農業生産工程管理）やHACCP（食品衛生管理基準）の認証取得により、食品の適正な生産・製造工程管理を推進します。
- ウ 農薬の適正使用や、土づくりを基本とした化学肥料・農薬の低減に取り組むエコ農業を推進するとともに、重要病害虫・鳥インフルエンザ等の動植物防疫対策を実施します。
- エ わかやまジビエ処理施設衛生管理認証制度やわかやまジビエ肉質等級制度の普及により、消費者の安心・信頼を確保し、ジビエの消費拡大を進めます。

## 3 生産性の向上

- ア ICTやロボット等の革新的技術を積極的に導入し、農業者の高齢化や減少に対応した農業の省力化や軽作業化を進めます。
- イ 水利施設の整備エリアのゾーニングによる効率的な更新・高度化や、野菜・施設園芸振興のためのほ場整備、園内道等の園地改良により、優良な農地を確保します。
- ウ 農地中間管理機構と本県が独自に各地域へ設置した農地活用協議会が連携して情報の収集・提供体制を強化し、農地の流動化を促進することにより、担い手への農地の集積・集約化を図ります。
- エ 果樹の県オリジナル品種をはじめとする優良品種・品目への転換を進めるとともに、マルチ栽培や完熟栽培などによる高品質果実の生産・流通を拡大します。
- オ 高度な環境制御システム等の導入による野菜花きの高品質化や省エネ化の推進により、施設園芸の拡大を図るとともに、露地栽培での省力・低コスト化を進めます。
- カ 熊野牛の増頭を進めるとともに、消費者ニーズに対応した独自性の高い畜産物の生産、ブランド構築に取り組みます。

## 4 農業経営の安定化

- ア 施設栽培や新たな品目の導入を進め、果樹・野菜・花きの複合経営を推進します。
- イ 気候変動に適応した新品種の育成や栽培技術を開発します。
- ウ 有害鳥獣の捕獲、狩猟者の育成、防護柵の設置等の鳥獣害対策を強化するとともに、捕獲した鳥獣の食肉利用を促進します。



エ 農業共済等への加入を進め、農業者のセーフティーネットの確立を図ります。

オ 6次産業化や複合経営などに取り組む担い手の経営基盤の強化を図るため、法人化により家族型経営から雇用型経営への転換を進めるとともに、農地情報の収集・提供体制を強化し、企業の農業参入を推進します。

## 5 他分野との連携による農業の多面的な発展

ア 観光業と融合したグリーンツーリズムを推進するとともに、学校教育における職業体験や教育旅行の推進、福祉分野との連携により、農業の多面的な発展を図ります。



### 進捗管理目標

| 指 標                          | 基準値<br>(2015 年度) | 目標値<br>(2026 年度) |
|------------------------------|------------------|------------------|
| 農業産出額（年間）                    | 1,011 億円         | 1,200 億円         |
| 農家戸数                         | 29,713 戸         | 24,000 戸         |
| 耕地面積                         | 33,700 ha        | 32,000 ha        |
| 県産果実及び果実加工品の輸出額              | 4.3 億円           | 70 億円            |
| 農地活用協議会が取り扱う<br>農地の流動化面積（年間） | 112 ha           | 300 ha           |
| 農業法人数                        | 66 法人            | 150 法人           |
| グリーンツーリズム推進地域数               | 2 地域             | 30 地域            |



## 2. 林業の振興

### 現状・課題

- ≫ 県内の森林資源は本格的な利用期にあり、林業再生に向けた好機を迎えています。
- ≫ 本県は地形が急峻なため、林内路網の整備が遅れており、他の都道府県と比べて生産コストが高くなっています。
- ≫ 人口減少により、今後、住宅用建築材料としての木材需要は減少傾向で推移していくことが予測されます。
- ≫ 林業採算性の悪化により適切に整備されていない人工林が存在し、森林のもつ重要な多面的機能の低下が懸念されます。

### めざす方向

林業に適した場所と森林保全を行う場所を明確に区分する「森林ゾーニング」により施策の選択と集中を強化し、産業政策として、「林業・木材産業の成長産業化」を進めるとともに、環境政策として、「多様で健全な森林づくり」を進めます。

これらの取組を総合的に推進することで、造林・伐採から加工・流通・販売までの一貫した流れを築き上げる「新・紀州林業への挑戦」をはじめます。

### 実施する主な施策

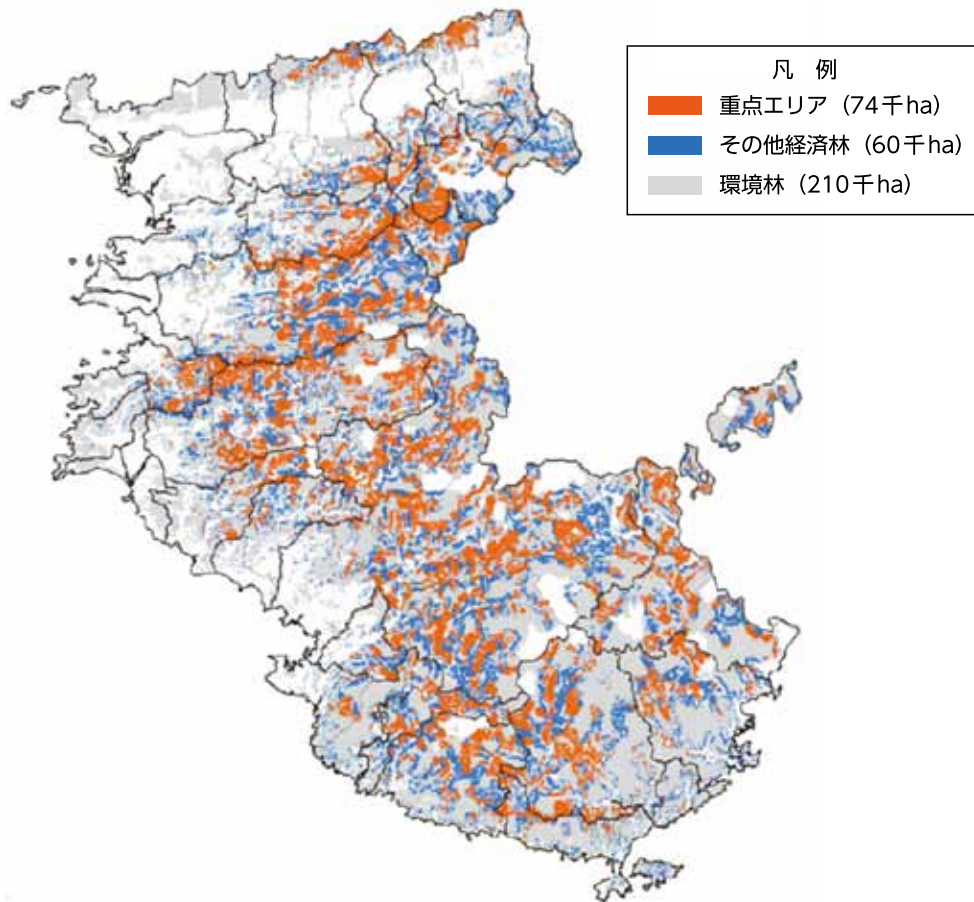
#### 1 森林ゾーニングによる施策の選択と集中の強化

- ア 素材生産を行う「経済林」と森林保全を行う「環境林」とに明確に区分し、持続的な林業経営を促進します。
- イ 経済林においては、さらに、集中投資を行う「重点エリア」を設定し、利用期を迎えた森林での基盤整備や素材生産を支援することで、素材生産量の拡大を図ります。





## 森林ゾーニング



## 2 林業・木材産業の成長産業化

ア 林道及び作業道等の整備や高性能林業機械の導入支援、本県の地形に適した次世代の架線集材技術の開発支援、伐採と植栽の一貫システムの確立により、低コスト林業を推進します。

イ ICT等の革新的技術を活用し、広域かつ高精度な森林情報を把握するとともに、木材需要と生産情報のマッチングを進め、林業・木材産業の効率化を図ります。

ウ 首都圏をはじめとする大消費地での販路拡大や海外への輸出を促進するとともに、集成材や合板などの工場誘致を推進します。

エ 公共建築物など非住宅建築物の木造・木質化を促進するため、施設整備に対する助成、建築士の育成、新たな木材利用方法の開発、木造建築の普及啓発を強化します。

オ 公共土木工事への木材利用を促進するため、新技術の開発支援や木材活用の対象となる木製構造物の拡充を図ります。

カ 木質バイオマスボイラーなどの設備導入を支援するとともに、林地残材などの未利用材の木質バイオマスエネルギーへの利用を積極的に推進します。



無線操作による新型架線集材機





### 3 多様で健全な森林づくり

ア 間伐をはじめとする適切な森林整備や保安林の適正な管理、獣害や森林病虫害の被害対策を推進し、森林のもつ水源の涵養、山地災害の防止及び地球温暖化防止などの多面的機能の維持・増進を図ります。

イ 林業の採算が取れない人工林は、針広混交林化や広葉樹林化を進めることで、森林の機能回復を図ります。

ウ スギ及びヒノキの花粉症対策苗木の生産拡大を積極的に進めるとともに、花粉症対策苗木への植え替えを促進します。

エ 「企業の森」などの森林保全活動や県民参加の森林づくりを推進します。



#### 進捗管理目標

| 指 標                          | 基準値<br>(2015 年度)       | 目標値<br>(2026 年度)     |
|------------------------------|------------------------|----------------------|
| 素材生産量 (年間)                   | 181 千m <sup>3</sup>    | 300 千m <sup>3</sup>  |
| 林業産出額 (年間)                   | 34.6 億円<br>(2014 年：暦年) | 38 億円<br>(2026 年：暦年) |
| 国産材製材品出荷量 (年間)               | 109 千m <sup>3</sup>    | 120 千m <sup>3</sup>  |
| 木質バイオマスエネルギーへの<br>木材利用量 (年間) | 15 千 t                 | 60 千 t               |
| 林業就業者数                       | 1,297 人<br>(2010 年度)   | 1,400 人<br>(2030 年度) |
| 「企業の森」 参画活動箇所数               | 77 か所                  | 150 か所               |



### 3. 水産業の振興

#### 現状・課題

- 本県の水産業を取り巻く情勢は、漁業者の高齢化や後継者不足が進むとともに、漁獲量の減少や魚価の低迷により収益性が悪化するなど、大変厳しい状況に直面しています。
- 海面漁業では、主要魚種であるタチウオ・アジ類の資源減少、熱帯域から本県沿岸域へのカツオの回遊量の激減に加え、水産物消費の減少などにより、生産量及び生産額が10年前に比べ約3割減少しています。
- 海面養殖業では、新たな高級魚への転換を進めた結果、10年前に比べ生産額はクロマグロを主体に2割弱増加していますが、生産量は半減しています。
- 内水面養殖業では、生産量の99%を占めるアユの生産量が、魚価の低迷などにより10年前に比べ約3割減少しています。

#### めざす方向

水産資源を持続的に活用するための資源管理対策を推進するとともに、漁業者・漁協の経営構造改革や、観光との連携により経営の多角化を図ることで、「時代の変化に対応できる収益性の高い水産業」を実現します。

#### 実施する主な施策

##### 1 資源管理対策の推進

- ア 公的な資源管理と漁業者自らによる計画的な資源管理を推進するとともに、資源管理に取り組むことによる減収を補てんするための漁業所得補償制度の普及を図ります。
- イ 種苗生産・放流・育成管理により、水産資源を増大する栽培漁業を推進します。
- ウ 海藻類が消失する磯焼け現象が発生している沿岸海域において、魚類の産卵場や育成場である藻場の再生を図ります。
- エ 内水面におけるアユ資源を持続的に活用するため、資源調査を実施するとともに、稚魚の放流や産卵場の造成整備を支援します。

##### 2 収益性の向上に向けた経営構造改革

- ア 複数の漁業を営む漁業者や漁業者グループを育成し、経営基盤の強化を図ります。
- イ 漁協に対し、業務改善や職員の人材育成に向けた指導を行い、経営基盤の強化を図ります。
- ウ 県産魚のブランド力を強化し、南紀白浜空港を活用した首都圏での販路開拓など国内外への販路拡大に取り組みます。



- エ スマなど新たな養殖魚種の開発により養殖業を推進します。
- オ マルアジの干物・アユの一夜干しなど、地域資源を活用した付加価値の高い加工食品の開発を推進します。
- カ ICTを活用したリアルタイムの漁場情報の収集など革新的技術を積極的に導入し、操業の効率化を進めます。



スマ

### 3 経営の多角化

- ア 漁村の活性化と漁家所得の向上のため、観光業と連携し、マリンレジャーや漁業体験等を通じて都市との交流を図るブルーツーリズムを推進します。



### 進捗管理目標

| 指 標                   | 基準値<br>(2015 年度)        | 目標値<br>(2026 年度)        |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 海面漁業生産額（養殖除く）<br>（年間） | 93 億円<br>(2014 年：暦年)    | 100 億円<br>(2026 年：暦年)   |
| 海面養殖業生産額（年間）          | 57 億円<br>(2014 年：暦年)    | 60 億円<br>(2026 年：暦年)    |
| 海面漁業生産量（養殖除く）<br>（年間） | 22,901 t<br>(2015 年：暦年) | 22,500 t<br>(2026 年：暦年) |
| 海面養殖業生産量（年間）          | 2,845 t<br>(2015 年：暦年)  | 2,000 t<br>(2026 年：暦年)  |
| 漁業就業者数                | 2,907 人<br>(2013 年：暦年)  | 2,000 人<br>(2028 年：暦年)  |
| 複合経営グループ数             | —                       | 20 グループ                 |
| 複船経営体数                | —                       | 100 経営体                 |
| ブルーツーリズム推進地域数         | 1 地域                    | 20 地域                   |



## 4. 農林水産業の担い手の育成・確保

### 現状・課題

- 本県における農林水産業就業者数は年々減少するとともに高齢化が進行しています。
- 近年のグローバル化により、安価な外国産農畜産物が流入し、今後一層の競争力強化が求められる中で、優れた経営感覚や高い技術をもった担い手や地域の中核となる人材を育成する必要があります。
- 自営による新規就農は、農業法人に雇用される場合と比べ、農地や資金の確保、栽培技術の習得の面で、ハードルが高くなっています。

### めざす方向

新たな就業者が参入しやすい仕組みの構築や、県外からの移住者を支援する施策との連携により、新規就業者を確保するとともに、優れた経営感覚や高い技術をもった担い手や農林水産業の各分野の中核的な役割を担う人材を育成します。

また、農業経営の法人化は、持続可能で安定した経営につながるとともに、新規就農希望者の受け皿となることから、既存農家の法人化、企業参入や農協の農業経営参画等を積極的に推進します。

### 実施する主な施策

#### 1 新規就業者の確保

- ア Uターンや新規参入希望者を対象とした就業相談会や農林漁業体験、技術習得のための研修会を実施します。
- イ 就業初期の経営を支えるための助成金・融資による経済的支援を推進します。
- ウ 各分野の中核的な役割を担う、農業士・林業士・漁業士を育成し、若年就業者への指導・相談体制の強化を図ります。

#### 2 優れた経営感覚や高い技術をもった担い手の育成

- ア 農林大学校の教育カリキュラムを充実し、優れた経営感覚や実践的技術・知識をもった農業者や林業者を育成します。
- イ アグリビジネスの重要性や儲かる農業をテーマにした公開講座を実施し、農業者の経営力の向上を図ります。



### 3 農業法人等の組織経営体の育成・企業参入の推進

- ア 6次産業化や複合経営などに取り組む担い手の経営基盤の強化を図るため、法人化により家族型経営から雇用型経営への転換を進めるとともに、農地情報の収集・提供体制を強化し、企業の農業参入を推進します。【再掲】
- イ 農協自らが行う農業経営を推進するとともに、高齢農家や兼業農家等の農作業負担の軽減や地域の優良農地の保全に寄与する農作業受託組織を育成します。

#### 進捗管理目標

| 指 標       | 基準値<br>(2015 年度) | 目標値<br>(2026 年度) |
|-----------|------------------|------------------|
| 新規就農者数    | 年間 137 人         | 10 年間で 1,800 人   |
| 新規林業就業者数  | 年間 29 人          | 10 年間で 400 人     |
| 新規漁業就業者数  | 年間 44 人          | 10 年間で 600 人     |
| 農業法人数【再掲】 | 66 法人            | 150 法人           |



## 第4項 観光の振興

### 1. 和歌山の魅力を磨く

#### 現状・課題

➤ 本県は、温暖な気候、海、山、川などの豊かな自然や、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に代表される歴史や文化、さらには四季折々の多彩な食材、温泉や各地に伝わる伝統行事など、魅力あふれる多様な観光資源に恵まれています。

#### めざす方向

観光資源を守り、磨きをかけるとともに、観光客のニーズに応じた魅力を引き出すことで、それぞれの好みに応じた多様な感動や楽しみ、癒しを感じることができる「多彩な魅力に出合える観光地づくり」を推進します。

#### 実施する主な施策

##### 1 観光資源のブラッシュアップと保全

- ア 歴史や文化、自然、多様な食など、それぞれの観光資源が有する背景をストーリーでつなぎ、観光客に分かりやすく伝えることで、資源がもつ真の魅力を引き出します。
- イ 地域産業や農林水産業、スポーツ、生活文化などの地域資源を生かした体験型観光「ほんまもん体験」のコンテンツをさらに磨き上げます。
- ウ 世界ジオパークや日本遺産の認定、重要文化財や史跡名勝天然記念物などの指定を推進し、観光資源のブランド化を図ります。
- エ 貴重な文化遺産や豊かな自然環境を守るため、企業や学校と連携した「10万人の世界遺産参詣道環境保全活動」や、森林づくり活動などを推進します。
- オ 和歌山の優れた自然を体験できる環境を提供するため、自然公園施設の整備・改修を計画的に進めます。
- カ 和歌山県景観条例や和歌山県屋外広告物条例の適切な運用により、地域の特性を生かした良好な景観形成を図ります。





## 2 新たな観光資源の創出

- ア 農林水産業やスポーツ、医療等のさまざまな分野と連携することで、外国人観光客や個人旅行者の多様なニーズに応えられる観光の魅力を創出します。
- イ 自然と人とのつながりを学び体感できる南紀熊野ジオパークセンターや、地域の魅力に出合える道の駅・海の駅など、新たな観光拠点の整備を進めます。
- ウ 海、山、川の大自然を満喫しながら快適に走行できるサイクリングロードの整備や、サイクルステーションの拡充に取り組み、「サイクリング王国わかやま」を実現します。
- エ 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、関係自治体や経済界等と連携し、IR（統合型リゾート）の誘致をめざします。



## 2. 和歌山へ招く

### 現状・課題

- 本県への観光客数は、2011（平成23）年の紀伊半島大水害や東日本大震災の影響により大幅に落ち込んだものの、その後順調に回復し、2015（平成27）年の観光入込客総数は調査開始以降史上最高を記録しました。特に外国人観光客の増加が顕著です。
- 観光客の嗜好の変化や価値観・文化の違いなどにより、観光地に求められるニーズは多様化しています。
- 近年増加している外国人観光客のさらなる誘客のため、海外からのアクセスの改善に取り組む必要があります。

### めざす方向

観光客のニーズや市場のトレンドを客観的に分析し、ターゲットを明確にした上で、観光客の視点に立った多様な観光プランを構築し、必要とされる情報を的確に発信するなど、戦略的な誘客活動を実施するとともに、世界とつながる玄関口の整備を進めることで、国内外から多くの観光客を招きます。

また、多彩な観光資源をつなぐ周遊ルートの構築により、消費拡大が期待できる長期滞在型観光を推進します。

### 実施する主な施策

#### 1 ターゲットに応じた多様な観光プランの提供

- ア 国や民間のビッグデータを活用した観光客の動態分析を踏まえ、歴史や文化、自然など、多様な観光素材を組み合わせ、観光客のニーズに合った周遊ルートを構築・提案します。
- イ 世界に誇る観光資源や、国際大会に対応できる充実したスポーツ施設の活用などにより、教育旅行、年金旅行のほか、スポーツ大会やコンベンションといったターゲットに応じた多様なプランを売り出します。



## 2 戦略的な情報発信とプロモーション活動の推進

- ア 映像、雑誌、新聞、多言語観光ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等各種メディア展開や、フィルムコミッション活動などにより、和歌山の魅力を発信するとともに、旅行商品の造成を促進するため、ファムトリップ（観光地等を視察してもらうためのツアー）による国内外の旅行会社への売り込みなど、誘客活動を強化します。
- イ 長期滞在が期待できる欧米豪など新たな市場の開拓や、消費拡大が期待できる富裕層など新たなターゲットの誘客を図るため、新規市場への展開や、富裕層向け旅行博覧会への出展等による誘客活動を強化します。



## 3 世界とつながる玄関口の整備

- ア 関西の自治体や経済界と一体となって、急増する外国人観光客に対応するための受入体制の強化やエアポートプロモーション活動の推進に取り組み、関西国際空港の利用促進を図ります。
- イ 民間事業者のノウハウを活用した空港運営や国際便の受入体制の強化などに取り組むことで、観光客やビジネス客の利用促進を図り、南紀白浜空港を活性化します。
- ウ 大型クルーズ客船に対応した施設改良など受入体制の整備を進めるとともに、外航クルーズ客船の寄港増に向けた誘致活動を進めます。



### 進捗管理目標

| 指 標            | 基準値<br>(2015 年度)        | 目標値<br>(2026 年度)        |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 日帰り観光客数（年間）    | 2,771 万人<br>(2015 年：暦年) | 3,300 万人<br>(2026 年：暦年) |
| 宿泊観光客数（年間）     | 569 万人<br>(2015 年：暦年)   | 770 万人<br>(2026 年：暦年)   |
| 外国人宿泊客数（年間）    | 43 万人<br>(2015 年：暦年)    | 170 万人<br>(2026 年：暦年)   |
| クルーズ客船の寄港数（年間） | 11 隻                    | 30 隻                    |



### 3. 和歌山でもてなす

#### 現状・課題

- ▶ おもてなしトイレや、フリー Wi-Fi スポットなどの環境整備は着実に進んでいる一方、急増する外国人観光客の多様なニーズに応じて、快適に滞在し、不便なく移動しやすい環境づくりが急務となっています。
- ▶ 山間部を中心に、交通拠点から離れたところにある観光地が多く、公共交通機関によるアクセスの改善に取り組む必要があります。

#### めざす方向

年齢や障害の有無、国籍にかかわらず、誰もが快適に旅を楽しめるよう、宿泊施設や交通機関、飲食店等におけるインフラ整備や付加価値の高いサービスを提供できる人材の育成など、地域が一体となった総合的なおもてなしを充実するとともに、ストレスフリーで移動できる交通アクセスを構築し、全ての観光客に「再びこの地を訪れたい」と思ってもらえる「快適な観光空間」を創造します。

#### 実施する主な施策

##### 1 快適で安全・安心な観光地づくり

- ア 外国人観光客が安心して周遊できるよう、多言語案内表示の充実や多言語電話通訳・簡易翻訳サービスの提供に取り組めます。
- イ 誰もが快適に旅を楽しめる環境を整えるため、観光施設や宿泊施設、公共交通機関等のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、良好な景観を形成する街なみの整備や、Wi-Fi環境、おもてなしトイレのさらなる充実を図ります。
- ウ 既存の観光事業者の活性化や、富裕層など多様な客層の嗜好に応じられる宿泊施設の誘致を図るため、資金面での支援を行います。
- エ 外国人観光客が地場産品を購入しやすい環境を整備し消費拡大につなげるため、免税店の拡大を図ります。
- オ 誰もが安心して旅を楽しむことができるよう、観光施設や宿泊施設における災害発生時等の迅速な情報提供・避難誘導体制の整備を促進します。



## 2 付加価値の高いサービスの提供

- ア 観光客に地域の魅力を正しく伝えることができるよう、十分な観光知識をもった語り部や通訳ガイドの育成と活動促進の取組を強化します。
- イ 観光施設や宿泊施設、公共交通機関など観光客が訪れるあらゆる場所において、外国人観光客の対応に際して、文化・習慣の違いに対する配慮や、多言語対応ができる接遇スキルの高い人材を育成するとともに、積極的な雇用を促進します。
- ウ AR技術（現実の世界にデジタル情報を追加するテクノロジー）を活用し、映像を交えて分かりやすく観光情報を提供するなど、観光客の満足度を高める観光地づくりを進めます。



通訳ガイド育成研修の様子

## 3 ストレスフリーで移動できる交通アクセスの構築

- ア 観光地を快適に周遊できるよう、県内各地を概ね3時間で移動できる道路網を整備します。
- イ 鉄道やバスのスムーズな乗降・乗り換えを実現し、利便性を向上させるため、公共交通機関へのIC決済システムの導入を促進します。
- ウ 大都市圏のターミナル等からの直結バスルートの新設を促進するとともに、鉄道・空港などの一次交通の拠点と地域内の観光地間を結ぶ二次交通の円滑な接続を図るため、バス、タクシー、レンタカー、レンタサイクルなど観光客のニーズに応じた移動手段をスムーズに利用できる環境整備を促進します。

### 進捗管理目標

| 指 標                                                | 基準値<br>(2015 年度)  | 目標値<br>(2026 年度) |
|----------------------------------------------------|-------------------|------------------|
| 多言語案内板の整備数                                         | 393 か所            | 1,000 か所         |
| 多言語電話通訳・<br>簡易翻訳サービス登録施設数                          | —                 | 320 施設           |
| 和歌山フリー Wi-Fi の整備件数                                 | 1,200 か所          | 2,100 か所         |
| おもてなしトイレ整備率                                        | 94 %              | 100 %            |
| 高野・熊野特区通訳案内士登録者の<br>活動率                            | 25 %<br>(2014 年度) | 100 %            |
| 県内のどこへでも3時間で移動                                     | —                 | 達成               |
| IC カード利用可能駅へ乗り入れる<br>路線バスを運営する事業者の<br>IC 決済システム導入率 | —                 | 100 %            |



## 第5項 時代の潮流を踏まえた産業の新しい発展

### 1. ICT 等の利活用推進

#### 現状・課題

- ICTは距離や時間の制約を解消し、あらゆるビジネスの形態を大きく変えるとともに、経済のグローバル化を加速化させています。
- このような状況の中、本県の産業の競争力を高めていくためには、IoT・AI・ロボットなどの革新的技術を積極的に活用し、付加価値の高い製品・サービスの創出や生産性の飛躍的な向上を図る必要があります。

#### めざす方向

マーケットニーズを捉えた付加価値の高い製品・サービスの創出や生産性の向上を図るため、IoT・AI・ロボットなどの技術革新を的確に捉え、県内産業における利活用を推進します。

#### 実施する主な施策

##### 1 ICT 等の利活用による産業の振興

- ア 生産管理の徹底や作業スピードの向上など、業務の効率化による生産性の向上を促進するため、中小企業へのICTの導入支援を強化します。【再掲】
- イ 高い生産性と多様なカスタマイズを可能とする顧客対応型製造分野への展開や、デジタルイノベーションの創出を促すため、IoT・AI・ロボットなどの開発や導入を支援します。【再掲】
- ウ アシストスーツやドローン、GPS自動トラクタの導入等を推進し、農業者の減少や高齢化に対応した農業の省力化・軽作業化を進めます。
- エ 航空レーザ計測や衛星画像等を活用し、広域かつ高精度な森林情報を把握するとともに、木材需要と生産情報のマッチングを進め、林業・木材産業の効率化を図ります。
- オ 衛星データを活用したリアルタイムの漁場情報の収集等を推進し、漁業における効率的な操業を進めます。
- カ AR技術（現実の世界にデジタル情報を追加するテクノロジー）を活用し、映像を交えて分かりやすく観光情報を提供するなど、観光客の満足度を高める観光地づくりを進めます。【再掲】
- キ 建設生産プロセスでの3次元データの活用や、ICT建設機械の導入等を促進し、建設産業における生産性の向上を図ります。
- ク 超高速・超低遅延・多数同時接続等の通信が可能となる5G（第5世代移動通信システム）など、新たな通信技術・サービスの動向を的確に捉え、導入を促進します。





## 2. データ利活用の促進

### 現状・課題

- 情報通信基盤や通信端末の増加・高度化により、ネットワーク上のデータ量が飛躍的に増大している中で、データから新たな価値を見出すことが、世界を変えるイノベーションの原動力になっています。
- 2018（平成30）年度に、総務省統計局及び独立行政法人統計センターの一部機能が和歌山県に移転し、より一層重要性が増していく統計マイクロデータ提供等の業務を行うこととなっています。
- 本県においても、「和歌山県データ利活用推進センター（仮称）」を設置し、積極的にデータの利活用を進めることとしています。
- データ利活用の重要性が高まるとともに、本県における取組が充実していく中、産学官のあらゆる分野で、積極的にデータ利活用を推進し、経験や勘に頼ることなく、科学的根拠に基づいた意思決定を行い、競争力を高めていく必要があります。

### めざす方向

産学官のあらゆる分野で、公的統計をはじめとするさまざまなデータの利活用を促進し、データからの確に情報を読み解く能力を高めるとともに、統計的思考や科学的根拠に基づく意思決定を普及させることで、産業の発展や地域課題の解決を図ります。

### 実施する主な施策

#### 1 データ利活用の促進

- ア 和歌山県データ利活用推進センター（仮称）を設置し、総務省統計局、独立行政法人統計センターと連携してデータ利活用を促進することにより、産学官のさらなるレベルアップにつなげます。
- イ 県政における諸課題の解決にデータを活用し、統計的思考や科学的根拠に基づく行政をより一層推進します。
- ウ RESAS（地域経済分析システム）等のデータを利活用した企業それぞれの状況に応じた事業展開の提案や、自社データをはじめとする企業によるデータ利活用の促進に取り組むことで、付加価値の高い製品・サービスの創出や生産性の向上を促し、県内産業の活性化を図ります。【再掲】
- エ 県民に対する統計思想の普及・啓発や教育現場での質の高い統計教育の提供により、公的統計への理解を深め、統計情報を活用する能力の向上に取り組めます。



### 3. 国際化を踏まえた産業の新しい発展

#### 現状・課題

- 経済のグローバル化により、市場経済メカニズムが地球規模で機能すれば、世界全体の生産性が上昇し、世界経済は持続的に発展すると見込まれています。
- 経済のグローバル化の進展により、世界各国との競争が激化する一方で、成長著しい新興国などの国々は本県にとって魅力ある市場になっています。
- 県内産業の発展のためには、全ての産業が国際競争力を強めて世界との取引を拡大していくとともに、世界中から多くの企業や人を招いて経済活動を活性化させる必要があります。

#### めざす方向

あらゆる産業において世界に広がる新しい市場に積極的に挑戦できる環境を整えるとともに、各方面で発展している海外の企業を呼び込み、さまざまな市場へのゲートウェイとして機能させることにより、県内産業の発展を図ります。

#### 実施する主な施策

##### 1 国際競争力の強化に向けた支援の充実

- ア 県産品の国際競争力を強化するため、GAP（農業生産工程管理）やHACCP（食品衛生管理基準）の認証取得を進めるとともに、積極的なメディア展開などにより国際的な信頼性とブランド力の向上を図ります。
- イ 県産果実の輸出拡大に向け、植物検疫の問題で輸出できない相手国との早期輸出解禁合意等について、国に働きかけます。【再掲】
- ウ 企業の海外展開を促進するため、海外ビジネスに精通した専門アドバイザーによる相談体制を強化するとともに、市場動向の把握、現地の法制度への対応、販売先・提携先の確保を支援します。【再掲】
- エ 海外への販路開拓を促進するため、MOU（覚書）の締結等により海外展開のチャンスを拡大するとともに、大型展示会・商談会への集団出展を支援します。【再掲】
- オ ICTの進展により、今後さらなる拡大が予想されるeコマース（電子商取引）市場への県内企業の参入を支援し、世界規模での商取引を促進します。【再掲】



## 2 グローバルに活躍する企業・人材の誘致

- ア JETRO（独立行政法人日本貿易振興機構）との連携強化により、本県の優れたビジネス環境を世界の企業に売り込むことで、外国企業の誘致を推進します。【再掲】
- イ 海外市場への進出・事業拡大の原動力となるグローバル人材や、イノベーションの創出を担う高度な技能・知識を有する人材を国内外から確保するため、プロフェッショナル人材や外国人留学生の県内就職を促進します。【再掲】

## 3 世界とつながる玄関口の整備

- ア 関西の自治体や経済界と一体となって、急増する外国人観光客に対応するための受入体制の強化やエアポートプロモーション活動の推進に取り組み、関西国際空港の利用促進を図ります。【再掲】
- イ 民間事業者のノウハウを活用した空港運営や国際便の受入体制の強化などに取り組むことで、観光客やビジネス客の利用促進を図り、南紀白浜空港を活性化します。【再掲】
- ウ 大型クルーズ客船に対応した施設改良など受入体制の整備を進めるとともに、外航クルーズ客船の寄港増に向けた誘致活動を進めます。【再掲】

### 進捗管理目標

| 指 標                     | 基準値<br>(2015 年度)     | 目標値<br>(2026 年度)      |
|-------------------------|----------------------|-----------------------|
| 海外展示会出展支援社数（年間）<br>【再掲】 | 37 社                 | 100 社                 |
| 外国人宿泊客数（年間）【再掲】         | 43 万人<br>(2015 年：暦年) | 170 万人<br>(2026 年：暦年) |
| クルーズ客船の寄港数（年間）<br>【再掲】  | 11 隻                 | 30 隻                  |



## 第3節 いのちを守る

### 第1項 自然災害への備え

#### 1. 「災害による犠牲者ゼロ」の実現

##### 現状・課題

###### 〔南海トラフ地震〕

- 南海トラフ地震は、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測（2017（平成29）年1月13日地震調査研究推進本部公表）されており、本県では、東海・東南海・南海3連動地震（以下「3連動地震」という。）で最大1万9千人、南海トラフ巨大地震で最大9万人という死者数を想定しています（2014（平成26）年公表の地震被害想定）。

###### 〔中央構造線断層帯を起震断層とする地震〕

- 中央構造線断層帯（近畿地方の金剛山地の東縁から伊予灘に達する長大な断層帯）が和泉山脈に沿って県を横断しており、今後30年以内の発生確率は0.07～14%と予測され、「S＊ランク」（地震が起こる可能性が最も高いランク）に分類（2017（平成29）年1月13日地震調査研究推進本部公表）されており、本県では、最大13万7千棟の全壊・焼失被害が発生し、4千人強の死者が出ると想定しています（2006（平成18）年公表の地震被害想定）。

###### 〔風水害・土砂災害〕

- 近年、増加傾向にある集中豪雨や台風により、河川の氾濫等による市街地等の浸水リスクが高まっています。
- 土砂災害危険箇所が18,487か所（全国6位）と多く、がけ崩れ等の土砂災害も毎年のように発生しており、甚大な人的被害、物的被害が発生するおそれがあります。

##### めざす方向

本県は、地形的・気象的な特性ゆえに、度重なる災害を経験し、多くの尊い人命を失ってきました。物的被害は元に戻すことはできても、失われた尊い命は永久に戻ることはありません。何よりも守らなければならないのは人命であり、「災害による犠牲者ゼロ」を実現するための防災・減災対策を最優先で実行します。



## 実施する主な施策

## 1 地震・津波対策の推進

## [1] 耐震化等の推進

- ア 住宅の耐震化をより一層進めるため、耐震診断・耐震設計・改修への支援制度を推進します。
- イ 医療施設、社会福祉施設、公共施設、公共交通機関の施設など、多数の者が利用する建築物の耐震化をより一層進めます。
- ウ 家具の転倒・落下による直接被害を防ぐとともに、円滑な避難を可能とするため、家具固定をより一層進めます。

## [2] 津波から逃げ切る対策の推進

- ア 津波避難困難地域（津波到達までに安全な場所へ避難することが困難な地域）の全ての住民が津波から避難できるよう、優先的、緊急的に対策を実施し、2024（平成36）年度までに津波避難困難地域を解消します。
- イ 住民が津波から迅速に避難できるよう、県津波予測システムやエリアメール等による情報伝達体制を強化します。
- ウ 住民がどのような場所に逃げるべきかを各自判断できるよう、津波避難先の安全レベルを設定し、より安全レベルの高い避難場所へ避難することを徹底します。
- エ 地震により倒壊した建築物等が避難を妨げず、安全かつ確実に津波からの避難が可能となるよう、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例に基づき、円滑な避難に係る避難路の提案を市町に働きかけて、特定避難路の指定を進めます。
- オ 高台への避難路や避難階段を整備し、避難経路を確保します。
- カ 新たな津波避難ビルの指定や津波避難タワーの整備など、避難場所を確保します。
- キ 住民一人一人の避難可能な経路を設定し、避難計画を作成した上で、津波避難訓練や教育・啓発を実施します。
- ク 避難時間の確保が必要な3町6地区については、堤防・護岸の嵩上げや耐震化により、津波第1波の浸水を抑制します。
- ケ 地域の経済被害を抑制し、早期の復旧・復興を実現するため、15市町の6港湾、10漁港について、既存施設の嵩上げ、堤防の拡幅等により津波への対応を強化します。
- コ 水門・樋門の自動化・遠隔操作化や、津波により漂流し、人的・物的被害を生じさせる原因となるプレジャーボートの移動・撤去を計画的に実施します。



高台への避難路・避難階段



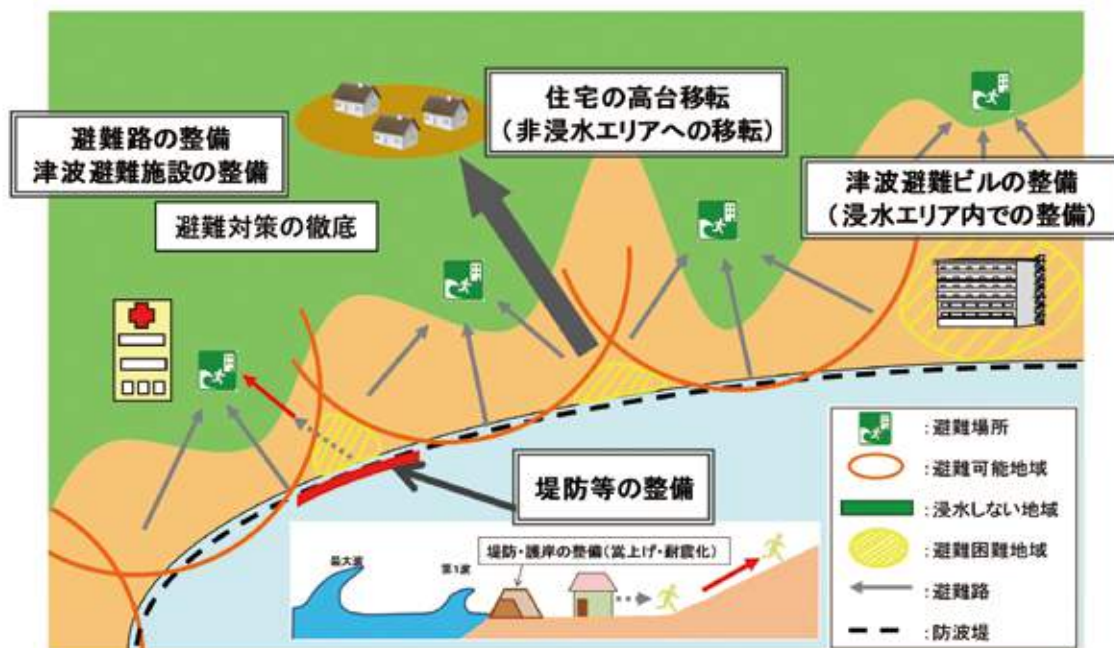
津波避難タワー

- サ 「3連動地震」より規模の大きい「南海トラフ巨大地震」の津波避難困難地域のうち、上記の全ての対策をもってしても課題が解決しない地域について、高台移転や複合避難ビル等の構造物の整備などの地域改造も含めた対策を市町とともに進めます。





## 津波から逃げ切る対策のイメージ



## 2 風水害・土砂災害対策の推進

- ア 土砂災害や浸水被害の可能性、施設の階層・構造等を考慮した風水害避難先の安全レベルの考え方にに基づき、避難先の見直しを一層促進します。
- イ 市町村長が避難勧告等の発令を的確に判断し、住民が迅速に避難できるよう、県気象予測システム等による情報伝達体制を強化します。
- ウ 浸水想定区域図の公表や洪水情報の迅速かつ適切な提供を行うとともに、県内主要河川等の整備や、下水道、農業用排水路の整備を一体的に進め、近年増加傾向にある局地的な集中豪雨や台風に対応した総合的な洪水対策に取り組めます。
- エ 県営3ダム（二川ダム、椿山ダム、七川ダム）において事前放流による洪水調節を計画的に実施するとともに、民間の利水ダムについても洪水調節に係る緊急時の協力体制を確保するなど、ダムを有効活用した治水対策を推進します。
- オ 集中豪雨等による決壊の危険度が高い、ため池の改修を加速度的に実施します。
- カ 土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、危険性を周知するため、土砂災害警戒区域等を指定するとともに、砂防関係施設や治山施設の計画的な整備を進めます。
- キ 県土砂災害啓発センター内に誘致した国土交通省近畿地方整備局「大規模土砂災害対策技術センター」と連携して、深層崩壊等の大規模土砂災害の調査・研究を進めるとともに、得られた成果や過去の災害の教訓を後世に伝える啓発活動に取り組めます。





## 進捗管理目標

| 指 標                                                    | 基準値<br>(2015 年度)                             | 目標値<br>(2026 年度)    |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------|
| 耐震性を有する住宅の割合                                           | 75 %                                         | 100 %               |
| 津波避難困難地域                                               | [3連動地震]<br>4町22地区<br>[南海トラフ巨大地震]<br>12市町61地区 | 解消<br>(2024 年度)     |
| 津波による犠牲者をゼロとする<br>ための一人一人の避難計画の作成                      | —                                            | 沿岸市町全て<br>(2019 年度) |
| 津波第1波に向けた堤防整備・<br>港湾整備（3町6地区）                          | —                                            | 完了<br>(2019 年度)     |
| 経済被害を抑制し、早期の復旧・<br>復興を実現するための港湾・<br>漁港整備（15市町）         | —                                            | 完了<br>(2024 年度)     |
| プレジャーボート収容率                                            | [港湾] 68 %<br>[漁港] 72 %<br>(2014 年度)          | 100 %<br>(2018 年度)  |
| 県管理河川の河川整備率<br>※人家等保全すべきものがない山間部など<br>改修不要区間を除いた区間の改修率 | 37 %                                         | 46 %                |
| ため池改修加速化計画に基づく改修<br>(233 か所)                           | 23 か所                                        | 完了                  |
| 土砂災害警戒区域等指定率                                           | 42 %                                         | 100 %<br>(2020 年度)  |
| 土砂災害対策における保全人家の<br>割合                                  | 17 %                                         | 24 %                |



## 2. 発災直後の迅速な救助体制と早期復旧体制の確保

### 現状・課題

- 災害発生時の人命救助は、72時間が経過すると生存率が急激に低下すると言われていま
- 被害が広範囲にわたる大規模災害が発生した場合、被災地情報の途絶、人員・資材等の不足などにより、行政的的確な初動対応が困難となるおそれがあります。
- 南海トラフ地震では、道路など交通施設や上下水道、電気などライフラインの広範囲にわたる被害が想定されており、必要な食糧・飲料等が不足したり、医療や避難生活に必要な機器が電力不足で使えないなどの事態が懸念されます。

### めざす方向

県民の命を守るため、発災直後からあらゆる人的・物的資源を総動員して「スピーディな災害対応」を行い、救える命を必ず救うための応急体制をより一層強化します。

また、災害から守られた命が、その後の避難生活で失われることがないように、必要な食糧・飲料や生活の基盤となるライフライン機能の確保に取り組むとともに、避難所運営の質の向上や早期復旧の鍵となるボランティア受入れ、罹災証明書発行、災害廃棄物処理などの各課題への取組を加速します。

さらに、自分の命は自分で守る意識をもつための教育を義務教育の段階から徹底するとともに、防災・減災について地域で学ぶ機会の提供や、地域の防災・減災活動の中心となる人材の育成などにより、地域住民の助け合いによる災害対応力を向上させます。

### 実施する主な施策

#### 1 救助・救援体制等の充実強化

- ア 消防や警察の機能強化に取り組むとともに、災害拠点病院等の医療機関やDMAT（災害派遣医療チーム）の機能をより一層強化します。
- イ コスモパーク加太に新設した消防学校において、大規模災害や救急高度化に対応した教育訓練を実施するなど、消防吏員・消防団員の技術力向上を図ります。
- ウ 自衛隊や緊急消防援助隊、警察災害派遣隊などによる救助・救援活動を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、広域防災拠点の開設・運営訓練をはじめ、関係機関と連携した実践的な訓練を実施し、広域受援計画にその成果を反映します。
- エ コスモパーク加太や旧南紀白浜空港跡地などの大規模用地については、防災対策用地としても有効に活用します。



## 2 必要な救援物資の確保

- ア 県・市町村・民間事業者・社会福祉施設等が連携して食糧・飲料水・医薬品等を計画的に備蓄するとともに、各家庭における1週間分の備蓄を進めます。
- イ 協定を締結した物流関係企業等と連携した救援物資の搬入・搬出訓練や、ヘリコプター等を活用した物資輸送訓練を実施することで、災害時にスムーズな救援物資供給ができる体制を構築します。

## 3 救助・救援に資するルートの確保

- ア 紀伊半島一周高速道路の実現など、災害時の迅速な救助や物資供給に必要な広域的な道路網の整備促進を図ります。
- イ ルートの代替性を確保する観点から、県内幹線道路やそれを補完する道路を引き続き整備し、県内各地に迅速かつ確実に人員や物資を送るための道路網の整備推進を図ります。
- ウ 災害時においても緊急輸送道路の円滑な通行を確保するため、橋梁耐震化や道路斜面对策を進めます。
- エ 南海トラフ地震などの津波浸水や内陸部の風水害に対して、国・市町村・関係機関と連携し、災害後の迅速な道路啓開を行うための計画の策定を進めます。
- オ 迅速な道路啓開や応急復旧を実施するため、建設業協会や測量設計業協会等と連携し、資機材の保有情報を事前に共有するとともに、災害時の被害状況調査や応急対策業務等への協力体制をさらに充実します。
- カ 災害時の重要な交通手段として、被災者の搬送や、物資・人員の受入・輸送の拠点となる空港や港湾の機能を確保します。

## 4 ライフラインの機能確保

- ア ライフラインを迅速かつ効果的に復旧するため、被災状況や道路啓開状況等に関する関係機関との情報連絡体制を堅持します。
- イ 水道施設の耐震化を一層進めるとともに、被災市町村への応急給水支援体制を構築します。
- ウ 災害拠点病院や災害支援病院への自家発電装置の設置や避難所等への再生可能エネルギー導入など、非常用電源の確保をより一層進めます。
- エ 重要施設や災害対応車両、救援車両で使用する燃料を確保します。
- オ 下水道施設や集落排水施設の耐震・耐津波化、老朽化対策をより一層進めます。

## 5 避難者の安心確保

- ア 避難所運営マニュアルの充実や避難所運営リーダーの養成を行うとともに、災害時に避難者のこころのケアを実施するなど、避難所運営の質の向上に取り組みます。
- イ 特別な配慮を必要とする人が適切な支援を受けられる福祉避難所の設置をより一層進めます。
- ウ 避難所における不足物資等の対応を迅速に行うため、県から災害時緊急機動支援隊を市町村に派遣し、タブレット端末等を用いて避難者のニーズを的確に把握します。



## 6 地域防災力の強化

- ア 「出張！県政おはなし講座」や「出張！減災教室」を通じた啓発等により、住宅の耐震化、家具固定、ブロック塀の安全対策、火災予防対策など、家庭や地域での防災・減災対策をより一層進めます。
- イ 地域における応急活動や救急活動の中心となる地域防災リーダーの育成をさらに進め、地域住民の助け合いによる災害対応力を向上させます。
- ウ 義務教育の段階から、自らの安全を確保するための判断力や行動力を育成する防災教育を充実するとともに、避難所運営訓練等を行う高校生防災スクールを全ての県立高等学校で実施します。
- エ 学校と地域が連携した、実践に即した避難（防災）訓練をより一層広めます。
- オ 自力での避難が困難な住民一人一人の避難を支援するための計画を作成するなど、必要な支援体制の整備を進めます。
- カ 都市公園や道の駅、高速道路のサービスエリア・パーキングエリアなどの防災機能の強化を図り、避難場所や災害時の活動拠点としての利用を進めます。
- キ 「世界津波の日（11月5日）」制定の由来となった濱口梧陵の精神を全世界に発信し、次世代に過去の災害の教訓を伝えることで、津波防災意識をさらに向上させます。



避難訓練の様子

## 7 行政の災害対応力強化

- ア 災害対策本部の機能維持など行政機関の災害対応力を強化します。
- イ 市町村の機能が著しく低下し、迅速かつ十分な災害対応ができなくなることを想定し、災害時緊急機動支援隊を被災市町村に派遣します。
- ウ 廃棄物行政の経験が豊富な県職員をあらかじめ災害廃棄物処理支援要員に任命し、発災後速やかに、被災市町村に派遣します。
- エ 住家被害認定業務を市町村と協力して円滑に進める「住家被害認定士リーダー」（県職員）を、被災市町村に派遣します。



## 進捗管理目標

| 指 標                              | 基準値<br>(2015 年度)                  | 目標値<br>(2026 年度)         |
|----------------------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 高速道路の予定延長に対する供用率                 | 77 %                              | 100 %                    |
| 避難所運営リーダーの養成人数                   | 854 人                             | 4,500 人                  |
| 福祉避難所指定数                         | 全市町村 210 か所                       | 全市町村 280 か所<br>(2019 年度) |
| 地域防災リーダー育成講座<br>「紀の国防災人づくり塾」修了者数 | 1,454 人                           | 2,500 人                  |
| 自主防災組織の組織率                       | 85 %                              | 100 %<br>(2019 年度)       |
| 学校と地域が連携した避難（防災）<br>訓練の実施率       | 小学校 80 %<br>中学校 43 %<br>高等学校 63 % | 100 %                    |



### 3. 県民生活の早期再建と地域のより良い復興

#### 現状・課題

- 被災した地域の復旧・復興が遅れると、住民が生活を再建する気力を失うとともに、地域経済が停滞し、地域の活力も失われてしまいます。

#### めざす方向

大規模災害発生後は、地域の活力が失われないよう、迅速に復旧・復興を成し遂げる必要があります。住民の生活を迅速に再建させ、住み慣れたまちが「災害前よりもっと良いまち」になるよう、全ての市町村において、事前に、災害後の時間経過を意識した復旧・復興のまちづくり計画を策定しておくなど、「将来の礎となる復旧・復興」について、万全の準備を行います。

#### 実施する主な施策

##### 1 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

- ア 住家被害認定士や被災建築物応急危険度判定士など、復旧・復興を担う人材の確保をより一層進めます。
- イ 住家被害認定業務を市町村と協力して円滑に進める「住家被害認定士リーダー」（県職員）を、被災市町村に派遣します。【再掲】
- ウ 地域インフラの復旧・復興に不可欠な建設産業における担い手の育成・確保を、中長期的に進めます。
- エ 災害発生現場における廃棄物の分別の徹底や、廃棄物処理の広域調整など、大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための体制を整備します。
- オ 廃棄物行政の経験が豊富な県職員をあらかじめ災害廃棄物処理支援要員に任命し、発災後速やかに、被災市町村に派遣します。【再掲】
- カ 長期避難者の避難環境を改善するため、公営住宅やホテル・旅館での受入体制を構築します。
- キ 円滑な復興を進める上で重要となる土地境界や所有者の情報を明確に把握するため、地籍調査を一層促進します。

##### 2 迅速な産業活動の再開

- ア 地域経済の壊滅的な被害を防ぎ、迅速な復興を可能にするため、インフラの耐震・耐津波化を進めるとともに、危険物や有害物質の流出、コンビナート火災など重大な二次災害の防止に取り組めます。





イ 産業活動の基盤である道路や港湾など物流ネットワークや物流拠点の機能維持に取り組むとともに、民間企業等の事業継続計画の策定を支援することで、県内産業の持続性を強化します。

### 3 復旧・復興計画の事前策定

ア 迅速な復興により地域を持続していくため、どのように復興していくのかそれぞれの地域がまちの将来像をあらかじめよく議論し、復旧・復興計画を事前に策定しておく取組を全市町村で進めます。

#### 進捗管理目標

| 指 標              | 基準値<br>(2015 年度) | 目標値<br>(2026 年度) |
|------------------|------------------|------------------|
| 復旧・復興計画の事前策定市町村数 | —                | 全市町村             |



## 第2項 医療の充実と健康の維持

### 1. 命を守る医療の充実

#### 現状・課題

- 県民が安心して暮らしていくためには、県内どこに住んでいても必要な医療を受けられる体制づくりが必要です。
- 重篤な救急患者に24時間体制で対応する救命救急センターが受け入れている患者は軽症者が多いため、救命救急センターの医療体制に支障をきたすことがないように、広域的な医療連携体制を構築することが必要です。
- リスクの高い妊産婦や低出生体重児に対応するため、安心して産み育てられる環境づくりを進めることが必要です。
- がん、心疾患、脳血管疾患の生活習慣病が、本県における死亡原因の約半数を占めており、がんの人口10万人当たりの75歳未満年齢調整死亡率は全国平均を上回っています。

#### めざす方向

救急医療体制やへき地医療体制を堅持するとともに、子育て世代が安心して暮らせるよう周産期医療体制や小児医療体制を充実します。

また、「がんを知り、がん向き合い、がんを負けることのない社会」を醸成し、がんによる死亡者を減らすとともに、患者ニーズの多様化に対応する高度で先進的な医療を促進します。

#### 実施する主な施策

##### 1 命を守る医療体制の堅持

ア 県立医科大学附属病院、日本赤十字社和歌山医療センター及び国立病院機構南和歌山医療センターの救命救急センター機能を強化するとともに、地域の病院、開業医との連携を進め、県内の救急医療体制を堅持します。

イ ドクターヘリの運用による重篤な救急患者の迅速な搬送に取り組むとともに、近隣府県と連携した広域救急医療体制を充実します。

ウ 救急専門医の養成を進めるとともに、遠隔救急支援システムの導入により、地域病院の勤務医が救急業務を迅速かつ適切に行うことができる体制整備を進めます。

エ 県立医科大学地域医療枠卒業医師や自治医科大学卒業医師を派遣するとともに、遠隔医療システムの導入による医師への支援を強化することで、県内全域での医療体制を堅持します。



## 2 安心して出産・子育てができる医療サービスの充実

- ア 総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センターと分娩医療機関の連携を強化し、安心して出産できる体制を整備します。【再掲】
- イ 病院勤務医と開業医の連携や医療機関間の連携を進め、各地域の小児救急医療体制の整備充実を図るとともに、県立医科大学附属病院、日本赤十字社和歌山医療センター及び紀南病院において24時間体制の小児救急医療のセーフティネットを堅持します。【再掲】

## 3 総合的ながん対策の推進

- ア がんの早期発見・早期治療のため、市町村やわかやま健康推進企業等と連携して、がん検診の受診率向上を促進するとともに、検診従事者への研修を実施し、検診の質の向上に取り組めます。
- イ がんに関する正しい知識やがん患者に関する理解を深める教育を進めます。
- ウ がん診療連携拠点病院を中心としたがん診療体制を強化し、県内どこに住んでいてもがん医療を受けられる環境を整備します。
- エ がん患者の診断情報を把握する「がん登録制度」により得られたデータを活用し、質の高いがん医療や効果的ながん対策を推進します。
- オ がん患者やその家族に対する相談支援体制の充実を図るとともに、がん患者の就労支援を進めます。

## 4 難病患者への支援、感染症の予防と拡大防止

- ア 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の確保、医療費の助成や相談・支援体制の充実に取り組めます。
- イ 感染症の予防やまん延防止のため、発生動向の収集・分析に基づき、県民や医療機関への速やかな情報提供を行うとともに、感染症医療体制を充実します。

## 5 先進的医療の促進

- ア がんをはじめとする疾病の治療のため、先進的な医療の提供を促進します。
- イ 病院とかかりつけ医等との連携を強化するため、ICTを活用した遠隔医療の導入促進や診療情報の共有化を推進します。



## 進捗管理目標

| 指 標                                                                    | 基準値<br>(2015 年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 目標値<br>(2026 年度)                                             |    |    |     |      |      |     |      |      |      |      |      |       |   |      |     |   |      |        |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----|----|-----|------|------|-----|------|------|------|------|------|-------|---|------|-----|---|------|--------|
| 三次救急医療機関の軽症患者割合<br>※三次救急医療機関とは、重篤な救急患者に<br>24時間体制で対応する救命救急センター<br>を指す。 | 71 %                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 50 %                                                         |    |    |     |      |      |     |      |      |      |      |      |       |   |      |     |   |      |        |
| がんの年齢調整死亡率<br>(75歳未満 人口10万人当たり)                                        | 80.3<br>(2015 年：暦年)                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 国が定める目標値を達成<br>※国のがん対策推進基本計画<br>における目標値は 73.9<br>(2015 年：暦年) |    |    |     |      |      |     |      |      |      |      |      |       |   |      |     |   |      |        |
| 胃・肺・大腸・子宮頸・乳がんの各がん<br>検診受診率                                            | <table> <tr> <td></td><td>男性</td><td>女性</td></tr> <tr> <td>胃がん</td><td>43 %</td><td>31 %</td></tr> <tr> <td>肺がん</td><td>45 %</td><td>36 %</td></tr> <tr> <td>大腸がん</td><td>37 %</td><td>30 %</td></tr> <tr> <td>子宮頸がん</td><td>—</td><td>36 %</td></tr> <tr> <td>乳がん</td><td>—</td><td>39 %</td></tr> </table> (2013 年度) |                                                              | 男性 | 女性 | 胃がん | 43 % | 31 % | 肺がん | 45 % | 36 % | 大腸がん | 37 % | 30 % | 子宮頸がん | — | 36 % | 乳がん | — | 39 % | 全て70 % |
|                                                                        | 男性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 女性                                                           |    |    |     |      |      |     |      |      |      |      |      |       |   |      |     |   |      |        |
| 胃がん                                                                    | 43 %                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 31 %                                                         |    |    |     |      |      |     |      |      |      |      |      |       |   |      |     |   |      |        |
| 肺がん                                                                    | 45 %                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 36 %                                                         |    |    |     |      |      |     |      |      |      |      |      |       |   |      |     |   |      |        |
| 大腸がん                                                                   | 37 %                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 30 %                                                         |    |    |     |      |      |     |      |      |      |      |      |       |   |      |     |   |      |        |
| 子宮頸がん                                                                  | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 36 %                                                         |    |    |     |      |      |     |      |      |      |      |      |       |   |      |     |   |      |        |
| 乳がん                                                                    | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 39 %                                                         |    |    |     |      |      |     |      |      |      |      |      |       |   |      |     |   |      |        |



## 2. 医療提供体制の再編・充実

### 現状・課題

- ≫ 高齢化が進展している本県において、65歳以上の高齢者人口は2020（平成32）年頃にピークに達すると見込まれています。
- ≫ 人口構造や疾病構造が変遷していく中、多くの急性期病床に必ずしも手厚い医療を必要としない患者が入院するなど、医療ニーズと医療提供体制にミスマッチが生じています。
- ≫ 医療介護総合確保推進法に基づき、将来の医療需要に相応しいバランスのとれた病床機能の再編を図っていく必要があります。

### めざす方向

本県の将来の医療需要を見定め、医療機関の機能分化と連携、病床機能の再編を図り、患者の病状に応じた「切れ目のない質の高い医療提供体制」を実現します。

また、今後、増加が見込まれる在宅医療については、全県的なネットワークを構築します。

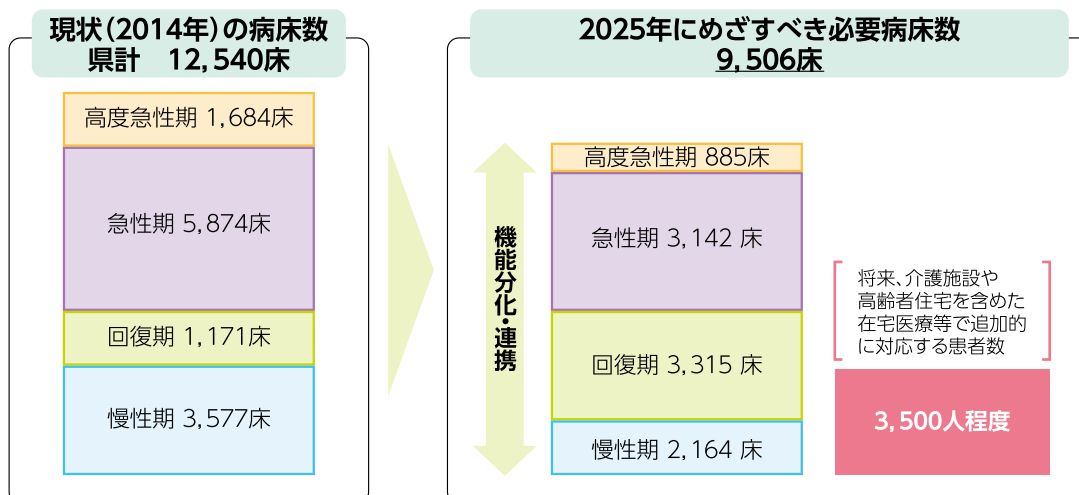
こうした取組により、「県民誰もが住み慣れた地域で安心して適切な医療を受けられる社会」を実現します。

### 実施する主な施策

#### 1 医療機関の機能分化・連携の推進

ア 地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を示した「地域医療構想」に基づき、2025（平成37）年までに急性期から回復期への病床機能転換など医療機関の機能分化と連携を図り、患者の病状にあった質の高い医療提供体制を構築します。

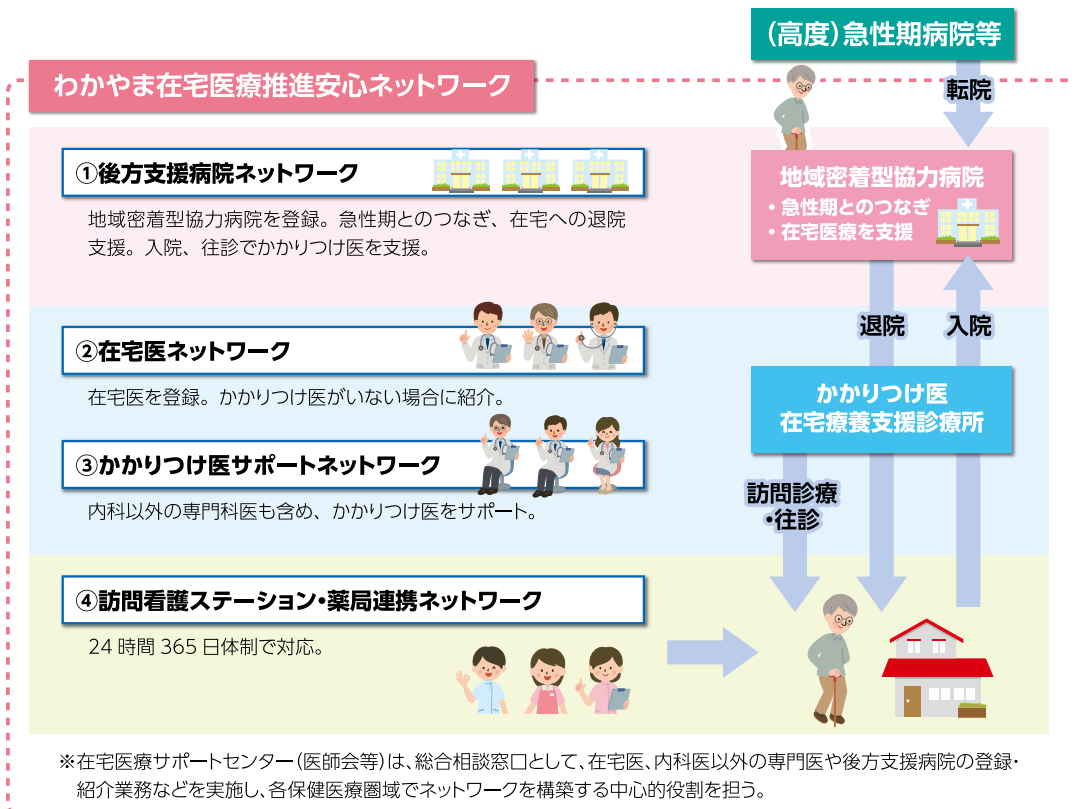
#### 地域医療構想に基づく将来あるべき姿



## 2 在宅医療の推進

- ア 病院、診療所、訪問看護ステーション、薬局などの関係機関が協力し、24時間のサポート体制をめざして「わかやま在宅医療推進安心ネットワーク」を構築することで、地域の実情にあった「地域包括ケアシステム」における在宅医療の機能を担います。
- イ 回復期機能病床等を保有する病院を「地域密着型協力病院」として指定し、かかりつけ医を中心とした在宅医療を後方支援する体制を構築します。

### 在宅医療の体制整備



## 3 医療安全の確保と医療情報の提供

- ア 医療事故の防止や院内感染対策の取組を促進するとともに、患者・家族と医療機関との信頼関係を構築するため、医療安全相談体制を充実します。
- イ 診療科目や専門外来など、医療機関の機能に関する情報を分かりやすく県民に提供します。

## 4 医薬品の安定供給と安全確保

- ア 医薬品や医療機器の製造から販売に至るまで一貫した監視指導を行うことにより、医薬品の安全確保と安定供給を図り、健康被害発生の未然防止を図ります。
- イ 薬局における医薬品の安全管理体制を促すとともに、「健康サポート薬局」として地域医療や県民の健康保持増進を積極的に支援する薬局の充実に取り組みます。
- ウ 輸血用血液を確保するため、献血協力者の確保に取り組みます。
- エ 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例に基づき、啓発、規制及び取締りを総合的かつ計画的に推進し、薬物乱用の根絶に取り組みます。





## 進捗管理目標

| 指 標                                                | 基準値<br>(2015 年度)                                                                                   | 目標値<br>(2026 年度)                                                                   |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 高度急性期病床数<br>急性期病床数<br>回復期病床数<br>慢性期病床数<br>未分類<br>計 | 高度急性期 1,684 床<br>急性期 5,874 床<br>回復期 1,171 床<br>慢性期 3,577 床<br>未分類 234 床<br>計 12,540 床<br>(2014 年度) | 高度急性期 885 床<br>急性期 3,142 床<br>回復期 3,315 床<br>慢性期 2,164 床<br>計 9,506 床<br>(2025 年度) |
| わかやま在宅医療推進<br>安心ネットワーク構築保健医療圏数                     | —                                                                                                  | 全保健医療圏                                                                             |
| 地域密着型協力病院数                                         | —                                                                                                  | 40 施設                                                                              |
| 在宅療養支援診療所数                                         | 164 施設                                                                                             | 264 施設                                                                             |
| 在宅医療支援薬局数                                          | 85 施設                                                                                              | 200 施設                                                                             |
| 在宅療養支援歯科診療所数                                       | 41 施設                                                                                              | 180 施設                                                                             |



### 3. 医療人材の育成・確保

#### 現状・課題

- 本県の人口10万人当たりの医療施設に従事する医師数は全国平均を上回っていますが、和歌山市周辺に約半数の医師が集中するなどの地域偏在や、小児科・産科等の特定の診療科における医師不足が生じています。
- 薬剤師や看護師をはじめ、リハビリテーション専門職等の多様な医療人材が求められています。

#### めざす方向

医師の地域偏在や特定診療科における医師不足を解消するとともに、若手医師が地域で働きながらキャリア形成できる環境づくりに取り組みます。

また、医療の高度化・専門化や県民の多様なニーズに対応できる薬剤師や看護師など医療従事者を育成・確保します。

#### 実施する主な施策

##### 1 医師の育成・確保

- ア 県立医科大学県民医療枠・地域医療枠の定員を堅持するとともに、これらの若手医師が地域で勤務しながら、医師として高度な知識を習得し成長できるよう、地域医療支援センターが中心となり、県立医科大学、地域の拠点病院、へき地の医療機関など、県内各地の医療機関が連携した卒後の医師キャリア形成支援体制を充実します。
- イ 医師が不足する特定の診療科での勤務を条件とする研修・研究資金の貸与制度を積極的に運用し、地域拠点病院で勤務する医師を確保します。
- ウ 県内の基幹型臨床研修病院が連携した医師臨床研修プログラムシステム「和歌山研修ネットワーク」により、魅力のある臨床研修の場を提供します。
- エ 院内保育所の設置などによる女性医師の就労支援や、医療勤務環境改善支援センターによる支援により、医師の働きやすい環境づくりに取り組みます。



地域医療枠医師



地域医療支援センターが実施している研修



## 2 医療従事者の育成・確保

- ア 県立医科大学薬学部や東京医療保健大学和歌山看護学部（仮称）等、新たな高等教育機関の設置・誘致を行います。
- イ 看護師を確保するため、潜在看護師の再就業支援や新人看護師の離職防止対策に取り組むとともに、専門分野に応じた研修を充実し資質向上を図ります。
- ウ 今後増加が見込まれる回復期病床や在宅医療を担うリハビリテーション専門職について、人材の養成と必要な人員確保を推進します。
- エ 院内保育所の設置など、看護師等医療従事者の働きやすい環境づくりに取り組みます。

### 進捗管理目標

| 指 標                         | 基準値<br>(2015 年度)      | 目標値<br>(2026 年度) |
|-----------------------------|-----------------------|------------------|
| 医療施設従事医師数                   | 2,694 人<br>(2014 年度)  | 3,200 人          |
| 臨床研修医の県内採用定員充足率<br>(マッチング率) | 86 %                  | 100 %            |
| 従事看護師・准看護師数                 | 13,068 人<br>(2014 年度) | 16,400 人         |



## 4. 健康づくりの推進

### 現状・課題

- 県民の平均寿命は男女ともに年々延びていますが、全国順位は下位の状況です。
- 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命を伸ばすことが、人々の幸せのために大事ですが、全国順位は中位の状況であり、健康に問題があると推測される要介護認定率は全国でも高いレベルです。

### めざす方向

生涯にわたり健康を維持して暮らすことができるよう、地域住民相互のつながり（ソーシャル・キャピタル）を深め、心身の健康づくりに関する県民運動を全県的に展開するとともに、県民が自らの健康状態を正確に把握できる機会を充実させることにより、「健康長寿日本一わかやま」を実現します。

### 実施する主な施策

#### 1 県民一人一人の健康づくりの全県的展開

- ア 生涯にわたり健康を維持するため、全県的に楽しく健康増進を図る仕組みを構築し、地域コミュニティに密着した健康づくりを推進します。【再掲】
- イ 県民の主体的な健康づくりに取り組む機会を充実するため、健康推進員などによる地域住民相互のつながりを生かした普及活動を行います。
- ウ わかやま健康推進企業の認証など健康づくりに取り組む企業活動を推進します。
- エ ラジオ体操など手軽にできる運動を奨励し、県民一人一人の運動習慣の定着を図るとともに、年代に応じた食習慣の改善を推進します。
- オ 市町村と連携し、住民が主体となって運営する多様な介護予防の通いの場を充実します。
- カ 80歳になっても自分の歯を20本以上維持することを目的とする「8020運動」などを推進し、幼児期から高齢期まで歯科疾患の予防や口腔機能の増進を図ります。
- キ 禁煙を推進するとともに、公共施設や職場における受動喫煙防止を進めることで、たばこによる健康被害を防ぎます。



ラジオ体操体験会の様子



## 2 健康状態の「見える化」

- ア 県民がそれぞれの健康状態を正確に把握し改善できるよう、市町村が実施する特定健康診査や特定保健指導の受診率向上を促進します。
- イ 健康に関するデータ分析に基づく効果的な健康づくり施策を展開します。

## 3 こころの健康づくり

- ア 保健所や精神保健福祉センターにおける相談機能を充実させるとともに、こころの健康に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- イ 県立こころの医療センターの精神科救急を充実し、県内の休日・夜間における精神科救急医療体制を確保します。

### 進捗管理目標

| 指 標               | 基準値<br>(2015 年度)                      | 目標値<br>(2026 年度)                  |
|-------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 平均寿命              | 男性 79.1 歳<br>女性 85.7 歳<br>(2010 年：暦年) | 男性 82 歳<br>女性 89 歳<br>(2025 年：暦年) |
| 健康寿命【再掲】          | 男性 71.4 歳<br>女性 74.3 歳<br>(2013 年度)   | 男性 75 歳<br>女性 78 歳<br>(2025 年度)   |
| 特定健康診査の受診率（市町村国保） | 32 %                                  | 60 %                              |
| 特定保健指導の実施率（市町村国保） | 30 %                                  | 60 %                              |



## 第3項 安全な社会の実現

### 1. 治安・交通安全の向上

#### 現状・課題

- 県内の刑法犯認知件数は2002（平成14）年から減少し続けていますが、県民を脅かす犯罪は後を絶たず、さらには、サイバー空間での犯罪の増加など、新たな課題が顕在化しています。
- 県内の交通事故件数は2002（平成14）年から減少し続けていますが、総件数に占める高齢者が関係する交通事故割合は増加傾向にあり、これに関連する重大な結果を招く事故も後を絶ちません。

#### めざす方向

犯罪抑止対策や、徹底検挙に向けた捜査力・機動力の強化、悪質・巧妙化する犯罪に対応した体制づくりを推進することで、「犯罪に強く安心を実感できる社会」を実現します。

また、高齢者及び歩行者の安全確保を中心とした取組を推進することで、「安全で快適な交通環境」を構築します。

さらに、県民の期待と信頼に応える「強さと優しさを兼ね備えた警察」づくりを推進し、安全で安心な和歌山を実現します。

#### 実施する主な施策

##### 1 犯罪に強く安心を実感できる社会の実現

###### [1] 総合的な犯罪抑止対策の推進

- ア 街頭防犯カメラの設置拡充や防犯ボランティア等と連携したパトロール活動の強化に取り組むとともに、不審者情報や防犯情報を地域住民へ迅速に伝達する体制を構築します。
- イ 特殊詐欺被害を予防するため、金融機関等と連携し、高齢者への声かけ運動や犯罪手口に関する情報発信を強化するとともに、電話録音装置など被害防止のための機器の普及を促進します。
- ウ 少年の健全育成及び将来に向けた犯罪抑止の基盤づくりの観点から、街頭補導活動や立ち直り支援活動等の非行防止対策を推進します。





**[2] 犯罪の徹底検挙に向けた警察力の強化**

ア 迅速・的確な初動捜査の強化を図るとともに、科学技術の発展に伴い高性能化する機器や情報分析、捜査支援システム等の導入・活用を推進することで、県民生活を脅かす犯罪を徹底検挙します。

**[3] 多様化するサイバー犯罪対策の推進**

ア インターネット関連サービスのさらなる発展に伴うさまざまな犯罪への迅速な対応と事案解決のため、人材の育成、機器の整備を推進し、サイバー犯罪に対する捜査力の向上を図ります。

イ サイバー犯罪被害を未然に防止するため、サイバーセキュリティに関する広報・啓発活動を推進するとともに、サイバー犯罪に関する相談や被害への迅速な対応を図ります。

**[4] 組織犯罪対策の推進**

ア 暴力団の弱体・壊滅を図るため、その不法行為には厳正に臨むとともに、和歌山県暴力団排除条例に基づいた社会のあらゆる場面からの暴力団排除、県暴力追放県民センターと連携した地域住民等による暴力団排除活動の支援や関係者の保護対策を推進します。

イ 銃器犯罪や違法薬物事犯の根絶を図るため、末端乱用者や密売人・密売組織の徹底検挙、違法銃器に関する情報の収集や薬物乱用防止啓発活動を強化します。

**[5] テロ対策の推進**

ア 国際テロの脅威が現実のものとなっている中、テロを未然防止するため、関係機関や民間事業者と連携し、水際対策の強化や駅・大規模集客施設などの多くの人が集まる場所の警戒警備等、官民一体となったテロ対策を推進します。

**2 安全で快適な交通環境の実現**

ア 歩行者の安全な通行を確保するため、通学路など生活道路における歩道整備を加速させるとともに、信号機の新設や高度化、見やすく分かりやすい道路標識の設置等、交通安全施設の整備を推進します。

イ 自動運転や衝突回避システム、ドライバー異常時対応システムなどの技術の発展を見据え、事故を未然に防ぐ安全機能付き車両の普及を促進します。

ウ 高齢者の交通事故防止に重点を置いた啓発活動や体験型交通安全教育を推進します。

エ 運転免許の自主返納を促進するため、市町村や公共交通機関等が実施する返納者優遇制度などの取組を支援します。



### 3 強さと優しさを兼ね備えた警察づくり

- ア 時代の要請に応えつつ、悪に対峙して、いささかもひるむことのない「強さ」と、県民に寄り添って誠実かつ親切に職務を行う「優しさ」を兼ね備えた警察を確立します。
- イ 事件・事故発生後の被害者の日常生活や心理的外傷からの回復を支援するため、県や関係機関の相談・カウンセリング機能を強化します。
- ウ 増加傾向にある訪日外国人に対する治安情報等の提供体制を強化するとともに、外国人対処能力を身につけた国際的な警察官を育成します。

#### 進捗管理目標

| 指 標          | 基準値<br>(2015 年度)       | 目標値<br>(2026 年度)        |
|--------------|------------------------|-------------------------|
| 刑法犯認知件数（年間）  | 6,360 件<br>(2016 年：暦年) | 連続減少を更新                 |
| 刑法犯検挙率       | 42 %<br>(2016 年：暦年)    | 昭和期の高い検挙水準<br>(概ね 60 %) |
| 交通事故発生件数（年間） | 2,914 件<br>(2016 年：暦年) | 連続減少を更新                 |



## 2. その他の危機事象への対応力向上

### 現状・課題

- 県民の社会経済活動や日常生活、県の行政運営に支障をもたらす重大事件や重大事故、新型インフルエンザなどの新たな感染症の発生、さらに近年、世界各地で発生しているテロをはじめとした緊急処理事態や武力攻撃事態など、危機事象は時代と共に多様化・複雑化しています。

### めざす方向

国、市町村、関係機関との連携強化を進め、迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、適切な措置を講じることで、さまざまな危機事象から県民を守ります。

### 実施する主な施策

#### 1 日常生活等に重大な影響を及ぼす危機事象への対応

- ア 個別危機対応マニュアルの整備充実や研修・訓練を実施するとともに、危機事象の発生時には、県民への迅速かつ的確な情報提供を行います。

#### 2 武力攻撃事態等における県民の保護

- ア 国、市町村、関係機関と連携した訓練の実施等により国民保護計画の実効性を向上させるとともに、武力攻撃事態等が発生した場合は、J-ALERT（全国瞬時警報システム）等により迅速かつ確実に警報の伝達を行います。



## 第4節 くらしやすさを高める

「くらし」とは、日常生活そのものであり、くらしやすさを高める取組は、本計画の第2章に掲げる「将来像に向けた取組」全般にわたるため、県民の視点に立って、本計画に掲げる取組を総合的に推進します。

また、各地域のくらしの特性を明確にし、その魅力をアピールすることで、移住・定住や二地域居住の推進につなげます。

### 第1項 快適な生活環境の実現

#### 1. 良好な生活空間づくり

##### 現状・課題

- 県内の大気・水・土壌環境等は一部の物質・地点を除き、概ね良好な状態に保たれています。
- 水道の普及率が97%（2015（平成27）年度）と進む一方で、水道の老朽化施設の更新と耐震化は進んでいない状況にあります。
- 污水处理施設による生活排水対策は、污水处理人口普及率が全国ワースト2位の61%（2015（平成27）年度）と著しく遅れています。
- ライフスタイルの変化とともに、多くの動物が家族同様にかけがえのない存在として飼育される一方、不適正な飼育や遺棄された動物が地域の生活環境を悪化させる問題が生じています。

##### めざす方向

県民、行政、事業者が、それぞれの役割を十分に理解し、大気・水・土壌環境等の保全に向けた取組を実践することで、県民の「健康被害ゼロ」を継続します。

また、将来にわたる水道の安定的な供給体制の構築や、下水道、合併処理浄化槽等のそれぞれの特徴を生かした効率的・効果的な污水处理施設の整備を推進することにより、快適で衛生的な生活環境を創造します。

さらに、暮らしに癒しや安らぎをもたらす動物の愛護と適正な管理、「殺処分ゼロ」に向けた取組を強化することで、生活環境との調和を保ち、「人と動物が共生する潤いのある社会」を実現します。



## 実施する主な施策

## 1 「健康被害ゼロ」に向けた取組の推進

- ア 大気・水・土壌環境等の監視機能を充実させるとともに、測定データや注意情報を迅速・的確に県民へ伝達します。
- イ 人の健康や生活環境に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質を使用・排出する工場や事業場への監視・指導を徹底します。
- ウ 禁煙を推進するとともに、公共施設や職場における受動喫煙防止を進めることで、たばこによる健康被害を防ぎます。【再掲】

## 2 安心して良質な水の安定的供給

- ア 人口減少に伴う水道料金の負担増加や、施設更新に係る運営コストの増加に対応するため、市町村域を超えた広域的な水道施設の共同利用や水道事業の統合を促進します。
- イ 特に人口減少が著しい中山間地域においては、簡易水道に代わる供給体制の構築を促進します。

## 3 生活排水処理の向上

- ア 公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設の整備を市町村に強く働きかけるとともに、支援を実施します。
- イ 関係市町と連携を図り、下水道整備区域内の接続促進と流入汚水量に応じた施設整備を計画的に進めることで、流域下水道による排水処理を推進します。

## 4 人と動物が共生する潤いのある社会の実現

- ア 地域住民が、飼い猫以外の猫に対する餌やりやトイレの設置、排せつ物の処理などのルールを定め活動する地域猫対策を支援します。
- イ 終生飼養や不妊去勢等の啓発を充実するとともに、県動物愛護センターで収容した犬・猫の返還や譲渡を推進するなど、「殺処分ゼロ」に向けた取組を強化します。

## 進捗管理目標

| 指 標                      | 基準値<br>(2015 年度)   | 目標値<br>(2026 年度)                      |
|--------------------------|--------------------|---------------------------------------|
| 水質の環境基準達成率               | 河川 80 %<br>海域 95 % | 河川 100 %<br>海域 100 %                  |
| ダイオキシン類の大気・水質・土壌の環境基準達成率 | 100 %              | 100 %                                 |
| 汚水処理人口普及率                | 61 %               | 80 %                                  |
| 犬・猫の殺処分数（年間）             | 2,750 頭            | 0 頭<br>※治癒の見込みがない場合の<br>安楽死処置と自然死を除く。 |



## 2. 循環型社会の構築

### 現状・課題

- 本県における1人1日当たりのごみの排出量は、全国平均を上回っており、また、ごみの再生利用率は全国平均を大きく下回っています。
- 資源の循環的利用を推進するため、人口減少社会に対応した複数の市町村による効率的な廃棄物処理システムを構築する必要があります。
- 廃棄物の不法投棄件数は2008（平成20）年度以降減少していますが、近年は横ばい傾向にあり、根絶には至っていません。

### めざす方向

社会システムやライフスタイルを見直し、ごみの発生をできる限り抑え、排出されたごみを可能な限り資源として再生利用することで、「ごみゼロ社会」を実現します。

また、地域内で処理できるものは地域内で、それが困難なものはより広域で処理するなど、資源の特性に応じた循環ネットワークを形成します。

さらに、地域の美観を損ねるだけでなく、重大な環境汚染を引き起こす廃棄物の不適正処理や不法投棄を撲滅します。

### 実施する主な施策

#### 1 1 ごみゼロ社会に向けた取組の推進

- ア ごみを資源として捉える意識を醸成するための普及啓発活動を展開するとともに、市町村や地域団体、事業者の3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動を支援します。
- イ 廃棄物の適正処理や資源リサイクルの効率化を図るため、市町村をまたがる広域的なごみ回収・処分体制の構築を促進します。

#### 2 2 資源循環ネットワークの形成

- ア 環境に配慮したリサイクル製品の認定や利用拡大を推進するとともに、処理技術の向上を支援することで、リサイクルの担い手である環境ビジネスの育成を図ります。
- イ 食品残さを飼料として利用するなど、バイオマス資源を循環させるための取組を推進します。
- ウ 有用な金属などの再資源化を促進するため、使用済小型家電等の収集やリサイクル体制の構築を支援します。





3

不適正処理・不法投棄対策の推進

- ア 処理業者や運搬事業者に対する指導・監督や行政処分を徹底するとともに、優良な事業者を登録する制度を充実することで、廃棄物の適正処理を推進します。
- イ 不法投棄の監視・通報体制を強化することで、不法投棄行為者への指導や処分を徹底します。

進捗管理目標

| 指 標               | 基準値<br>(2015 年度)   | 目標値<br>(2026 年度) |
|-------------------|--------------------|------------------|
| 1 人 1 日当たりのごみの排出量 | 992 g<br>(2014 年度) | 914 g            |
| 一般廃棄物再生利用率        | 14 %<br>(2014 年度)  | 22 %             |



### 3. 消費者の安全確保

#### 現状・課題

- 県消費生活センターに寄せられる消費生活相談件数は増加傾向にあり、60歳以上の相談件数が約4割を占め、なかでも訪問販売や電話勧誘販売でのトラブルが多くなっています。
- 食品の偽装表示や異物混入、大規模な食中毒の発生など、食の安全や安心を揺るがすような事件が後を絶たないことから、食に対する不安や不信が高まっています。

#### めざす方向

消費者自身が、消費生活に関する情報を収集し、理解することに努めるとともに、商品・サービスに関する情報が適正に提供される環境を実現します。

また、食品の安全性を確保するとともに、全ての県民が食品安全についての理解を深めることで、「食の安全・安心わかやま」を実現します。

#### 実施する主な施策

##### 1 消費者被害の防止

- ア 県民一人一人が消費生活に関する正確な知識や的確な判断力を身に付けるため、子どもから高齢者まで、それぞれの年代に応じた体系的な消費者教育を推進します。
- イ 消費生活相談員の育成や県消費生活センター・市町村における相談体制の充実を図るとともに、消費者被害情報の収集・分析や被害防止のための効果的な広報・啓発に取り組みます。
- ウ 高齢者の消費者被害を防止するため、見守り活動に併せた啓発を実施するなど、地域社会全体で見守り、支援する体制を構築します。
- エ 商品・サービスの適正な表示や安全性の確保、悪質な商取引の防止のため、市町村や警察、関係機関と連携して、事業者への啓発・指導・取締りを強化します。

##### 2 食の安全・安心確保

- ア 国際的に通用するGAP(農業生産工程管理)やHACCP(食品衛生管理基準)の認証取得により、食品の適正な生産・製造工程管理を推進します。【再掲】
- イ 食品による健康被害を未然に防止するため、飲食店や食品を製造・販売する工場・店舗に対する衛生管理指導や、流通食品の検査を徹底します。
- ウ 消費者と食品関連事業者、生産者の相互理解を深めるため、消費者懇談会などのリスクコミュニケーションの機会を充実します。



## 進捗管理目標

| 指 標            | 基準値<br>(2015 年度) | 目標値<br>(2026 年度) |
|----------------|------------------|------------------|
| HACCP 導入事業者の割合 | 11 %             | 100 %            |



## 4. 地球温暖化対策の推進

### 現状・課題

- 地球温暖化の進行を抑制するためには、温暖化の要因である温室効果ガスを削減する必要がありますが、本県の温室効果ガス排出量は2009（平成21）年度以降、増加傾向にあります。
- 県土の約77%を占める森林は、二酸化炭素の吸収に貢献していますが、整備されずに放置されている山々も多く存在しています。
- 温室効果ガス削減の取組を進めたとしても、この先の地球温暖化は避けることはできない可能性が指摘されています。

### めざす方向

県民誰もが、それぞれの立場で責任をもって省エネルギーの取組を推進するとともに、本県の特性を生かした太陽光や風力などの再生可能エネルギーによる電力需給割合を高め、また、森林の二酸化炭素吸収源としての機能を将来にわたって維持することで、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を大幅に削減した「低炭素社会」を実現します。

さらに、温室効果ガス削減の取組を進めたとしても避けられない気候変動による影響に備えた取組を推進します。

### 実施する主な施策

#### 1 省エネルギーに向けた取組の推進

ア 環境に優しいライフスタイルを発信するとともに、県民や事業者、地域団体のエコ活動を支援することにより省エネルギーを推進します。

#### 2 再生可能エネルギーの導入促進

ア 事業者等における太陽光発電、風力発電、小水力発電等の導入を促進するとともに、林地残材などを活用した木質バイオマス発電施設の導入を支援します。

#### 3 森林吸収源対策の推進

- ア 間伐をはじめとする適切な森林整備や、住宅や公共建築物等への木材利用、植林による森林の再生を促進することで、樹木の炭素貯蔵効果を最大限に発揮させて、環境負荷を低減します。
- イ 「企業の森」などの森林保全活動や県民参加の森林づくりを推進します。【再掲】



#### 4 気候変動対策の推進

ア 増加が予想される熱中症や感染症等の健康被害対策、農作物の生育状況の変化に対応した品種改良、勢いを増す集中豪雨や台風、高潮等の自然災害への対策などに取り組みます。

#### 進捗管理目標

| 指 標                             | 基準値<br>(2015 年度)        | 目標値<br>(2026 年度)        |
|---------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 温室効果ガス排出量（年間）                   | 20,410 千 t<br>(2013 年度) | 16,330 千 t<br>(2030 年度) |
| 県内消費電力に占める<br>再生可能エネルギー構成比率【再掲】 | 18 %                    | 25 %                    |



## 第2項 支え合う福祉の充実

### 1. 高齢者福祉の推進

#### 現状・課題

- 本県における要介護認定者は、現在の6.7万人から、75歳以上の高齢者数がピークを迎える2030（平成42）年に8.1万人まで増えることが見込まれています。
- 県民の意識調査によると、要介護認定者の施設への入所希望は26%、在宅希望者は74%となっています。
- 今後の要介護認定者の増加や県民の希望を踏まえつつ、必要な施設整備や、在宅サービスの充実等を図っていくことが必要です。

#### めざす方向

高齢者が安心して暮らせるよう、施設等への入所を望む高齢者に対応するための十分な施設整備を進めるとともに、自宅での生活を望む高齢者に必要な在宅サービスを整備します。

また、医療と介護の連携強化により、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

さらに、地域で高齢者を見守り支える体制を充実するとともに、高齢者が健康で自立した生活を送れるよう健康づくりを推進し、知識や経験を生かし生きがいをもって活躍できる環境を実現します。

#### 実施する主な施策

##### 1 介護サービスの充実

- ア 施設等への入所を望む高齢者のために、2015（平成27）年度末の1万9千床（うち特別養護老人ホーム5,900床）から、2030（平成42）年には要介護認定者数の26%に相当する2万1千床（うち特別養護老人ホーム8,100床）まで整備を進めます。
- イ 自宅での生活を望む高齢者のために、訪問介護など、必要な在宅サービスを整備します。
- ウ 運動機能が低下し支援が必要となった高齢者が、再び自立した生活に戻れるよう自立支援型ケアマネジメントを推進します。





## 自立支援型ケアマネジメントのイメージ

支援が必要となった高齢者に適切な機能訓練を提供し、再び自立した生活に戻れることをめざす

## 利用者の生活課題(例)

- 自分で入浴することができない
- 下肢機能の低下が顕著



## 自立支援型ケアの実施(例)

利用者の生活課題解決のために必要なケアを導入



入浴補助用具の設置



下肢筋力の強化と入浴動作の訓練

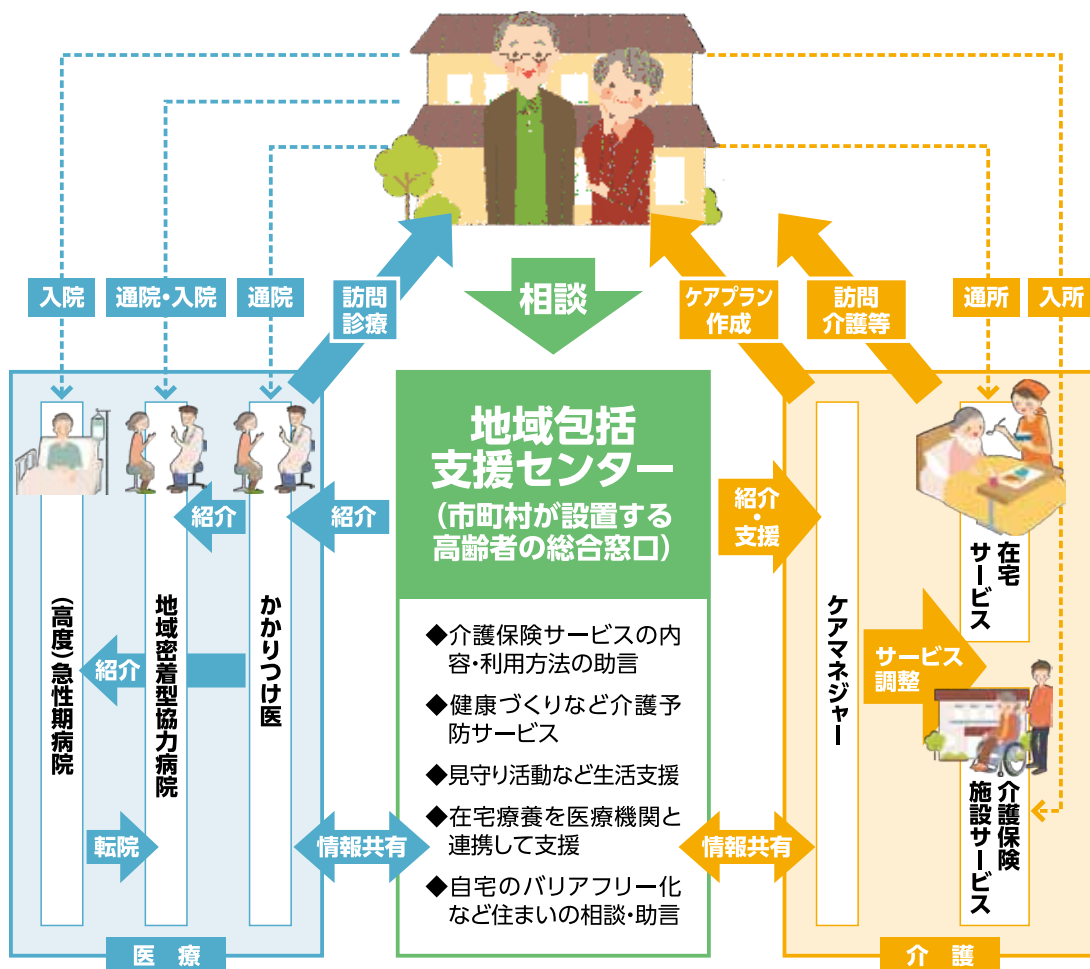
## 6か月後の成果

- 自分で入浴できる
- 要介護度の改善



工 高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を市町村や関係機関と連携して進めます。

## 地域包括ケアシステムの姿



オ 介護・福祉サービスが適正に提供されるよう、事業者に対する指導監査を行うとともに、事業者への研修や相談窓口の充実を図ります。

## 2 高齢者の安心確保

ア 地域で認知症の人とその家族を支え見守る体制づくりを進めるとともに、認知症を早期に発見し、診断・治療につなげる医療支援体制の充実や認知症の人の容態に応じた適切な介護サービスが提供できるケア体制の構築を進めます。

イ 高齢者に配慮した生活環境を整備するため、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を推進します。

## 3 高齢者の暮らしを見守る体制の充実

ア 地域での見守り活動を県内全域に普及させるため、民生委員・児童委員や地域見守り協力員、一般家庭に出入りする機会のある民間事業者が連携・協力する地域見守りネットワークの輪を広げます。【再掲】

イ 買い物など生活上のちょっとした困りごとを地域でお互いに助け合う支え合い活動を広げます。

## 4 健康づくり・生きがいくくり

ア 生涯にわたり健康を維持するため、全県的に楽しく健康増進を図る仕組みを構築し、地域コミュニティに密着した健康づくりを推進します。【再掲】

イ ラジオ体操など手軽にできる運動を奨励し、県民一人一人の運動習慣の定着を図るとともに、年代に応じた食習慣の改善を推進します。【再掲】

ウ 市町村と連携し、住民が主体となって運営する多様な介護予防の通いの場を充実します。【再掲】

エ 2019（平成31）年に全国健康福祉祭（ねんりんピック）を開催し、県民の健康の維持・増進、生きがいの高揚を図り、世代や地域を超えた交流の輪を広げます。【再掲】

オ 知識や経験、技術を有する高齢者と地域団体・学校とのマッチングを行うことにより、ソーシャルビジネス（地域や社会の課題解決に向けてビジネスの手法を用いて取り組む事業）や地域貢献活動を支援します。【再掲】

カ 市町村、大学、生涯学習関連団体と連携し、体系化した学習情報の提供と学習活動の奨励を行う「きのくに県民カレッジ」を充実するなど、学びたい人がいつでも学べる機会を提供します。【再掲】

キ 誰もが気軽に運動・スポーツに親しむことができる場として、地域において住民主導で活動する「総合型地域スポーツクラブ」の活動を支援します。【再掲】

ク 県民一人一人の文化芸術活動への参加を促進するとともに、優れた文化芸術に直接触れ合う機会を充実します。【再掲】



## 進捗管理目標

| 指 標              | 基準値<br>(2015 年度)      | 目標値<br>(2026 年度)                             |
|------------------|-----------------------|----------------------------------------------|
| 要支援・要介護者数        | 65,668 人<br>(2014 年度) | 72,217 人<br>※施策実施前の推計値<br>(80,032 人) の約 1 割減 |
| 特別養護老人ホーム整備数     | 5,919 床               | 8,100 床<br>(2030 年度)                         |
| 地域包括ケアシステム構築市町村数 | —                     | 全市町村                                         |
| 地域見守り協力員制度実施市町村数 | 20 市町                 | 全市町村                                         |



## 2. 障害者福祉の推進

### 現状・課題

- 障害者手帳所持者は約73,600人（2016（平成28）年3月末現在）となっており、年々増加しています。
- 福祉施設における平均工賃月額是全国平均を上回っていますが、障害のある人が地域で自立して生活していくために、一般就労における職場環境の整備や、福祉的就労におけるさらなる工賃水準の向上が必要です。
- 障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、2016（平成28）年4月から施行されています。

### めざす方向

障害のある人が社会を構成する一員として自己決定と自己選択の下に社会活動に参加し、自分らしく生きることができる環境づくりを進めるとともに、本人の適性と能力に応じて働くことができ、将来にわたって自立して生活を行うことができるよう支援することで、「障害のある人とその家族が安心して暮らせる社会」を実現します。

また、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現します。

### 実施する主な施策

#### 1 社会参加の促進

ア 障害のある人と地域住民が交流する場を創出し、障害への正しい理解を促進するとともに、障害に応じた教育環境や相談体制を充実します。

イ 障害のある人が利用しやすいスポーツ施設の整備や障害者スポーツの指導者・支援者の育成を促進することにより、障害者スポーツ活動の機会を充実します。



ウ 2021（平成33）年度に第21回全国障害者芸術・文化祭を開催し、これを契機として障害のある人が文化活動を発表する機会や芸術文化を鑑賞する機会をさらに充実します。

エ 障害のある人に配慮した生活環境を整備するため、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を推進します。

オ 障害のある人にとって分かりやすく、簡単に情報を入手できる「情報アクセシビリティ」が確立された社会づくりを進めます。

カ 障害のある人が自然の中で農作業を行うことによって身体健康増進や社会参加を図る農福連携を推進します。



## 2 就労・雇用の促進

- ア 福祉的支援を受けながら働く障害のある人が、自らの収入と障害年金等で自立した生活ができることをめざし、障害のある人が働く事業所が、販路を拡大し安定した受注を確保できるよう支援することにより、工賃水準の向上を図ります。
- イ 事業主への理解促進による障害者雇用の場の拡大や、障害のある人の適性に応じた職業訓練を実施します。【再掲】

## 3 生活支援体制の充実

- ア 障害のある人が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、障害福祉サービスの提供体制を充実するとともに、グループホーム等地域生活における住まいの場を確保します。
- イ 精神科病院に入院している障害のある人が地域生活に移行できるよう、住まいの確保や外出の同行などの支援を充実します。
- ウ 発達障害のある人や高次脳機能障害のある人が地域で専門的な支援を受けられる関係機関のネットワークを構築します。
- エ 介護・福祉サービスが適正に提供されるよう、事業者に対する実地指導を行うとともに、事業者への研修や相談窓口の充実を図ります。

## 4 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

- ア 障害のある人への虐待の早期発見・早期対応や、就労支援、障害福祉サービスなどの充実を図り、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。【再掲】

### 進捗管理目標

| 指 標                               | 基準値<br>(2015 年度) | 目標値<br>(2026 年度) |
|-----------------------------------|------------------|------------------|
| 障害者スポーツ参加者数（年間）                   | 2,255 人          | 4,000 人          |
| 福祉施設における平均工賃月額                    | 16,198 円         | 22,000 円         |
| 障害者法定雇用率達成企業の割合<br>【再掲】           | 62 %             | 100 %            |
| 就労系障害福祉サービスから<br>移行して一般就労する人数（年間） | 72 人             | 160 人            |
| グループホームの定員数                       | 1,092 人          | 1,600 人          |



### 3. 困難を抱える家庭等へのきめ細やかな対応と自立支援

#### 現状・課題

- 子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親家庭の親は、生活面や経済面でさまざまな困難を抱えています。
- ひとり親家庭だけではなく、生活に困窮している家庭の子どもは、経済的理由により進学をあきらめるなど、希望する学習機会を得られない場合もあります。
- 生活保護世帯数は、1997（平成9）年度以降増加し続けており、生活に困っている人を支えるとともに、自立を支援することが必要です。
- 児童虐待相談件数は、2008（平成20）年度と比較して約2倍に増加しており、発生の未然防止から子どもの保護・自立に至るまで、総合的な対策が必要です。
- 配偶者等からのDV（ドメスティック・バイオレンス）は、潜在化しやすく、被害が深刻化する特性を有しており、社会全体でその根絶に取り組むことが必要です。
- 性暴力被害は、被害の防止のみならず、被害者が相談しやすく潜在化しない環境づくりが必要です。

#### めざす方向

子どもの将来が生まれ育った環境で左右されることがないように、経済的困窮状態にある家庭の就業、子育て、生活を社会全体で支援することで、「貧困の世代間連鎖を断ち切る」取組を進めます。

また、深刻な権利侵害である児童虐待やDV、重大な犯罪である性暴力については、関係機関が総力を挙げて、その根絶に取り組みます。

こうした取組を実施することにより、さまざまな困難を抱える県民が安心して暮らせるセーフティネットを充実します。

#### 実施する主な施策

##### 1 子どもの貧困対策の推進

- ア 子どもへの教育・生活支援を行うとともに、親に対する就労支援や経済的支援を行うなど総合的な子どもの貧困対策を推進します。
- イ 子どもを安心して暮らせることができるよう、多子世帯の保育料の無料化や乳幼児等医療費の負担軽減など、子育てへの経済的支援を充実します。【再掲】
- ウ 進学意欲と学力が高いにもかかわらず、経済的理由により大学等への進学が困難な子どもを支援する給付型奨学金制度を充実することで、将来の地域を担う子どもの学びと成長を支えます。【再掲】





- エ 帰宅しても一人で過ごさざるを得ないなど、さまざまな事情で寂しさを抱える子どもたちが安心して集える居場所づくりや大人数で食卓を囲み温かい食事の提供を行う団体の取組を支援します。【再掲】

## 2 困難を抱えるひとり親家庭の自立支援

- ア ひとり親家庭が働きながら子どもを安心して育てられるよう、保育所等の優先利用などにより養育環境を充実します。
- イ 延長保育や休日保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業の充実など、働きながら子どもを育てる家庭のニーズに対応したサービスを県内全域で提供します。【再掲】
- ウ 就学前の子どもへの教育・保育の提供や地域における子育て支援を行う認定こども園の整備を進めるとともに、低年齢児の保育体制の整備や事業所内保育所の設置を支援します。【再掲】
- エ 放課後児童クラブの受入児童数の拡大や開所時間の拡充に取り組みます。【再掲】
- オ 母子家庭等就業自立支援センターやハローワークと連携し、就業や資格取得を支援します。

## 3 生活保護世帯等の自立支援

- ア 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、一人一人の状況に応じた相談や自立・就労支援を充実します。
- イ 社会福祉法人と連携して社会貢献活動の場を提供するなど、生活保護受給者が自らの能力を生かして就労する経済的自立を支援します。

## 4 児童虐待への対応強化と要保護児童への支援

- ア 児童相談所、市町村、医療機関、学校、警察、保育所・幼稚園・認定こども園など関係機関が連携し、子どもへの虐待の兆候を見逃すことなく未然に防止するとともに、地域が協力して子どもと家庭を見守り支える体制を構築します。【再掲】
- イ 里親制度を推進するとともに、児童養護施設における小規模グループケアの充実を図り、子どもが家庭的環境で健やかに養育されるよう取り組みます。
- ウ 児童養護施設を退所した子どもの社会的自立に向けた支援を強化します。

## 5 DV 被害対策の充実

- ア 県、市町村、警察等関係機関が連携し、配偶者等からの暴力をなくすための指導、啓発を充実します。
- イ 被害者が安心して相談できる体制を充実するとともに、被害者の保護や自立を支援します。

## 6 性暴力被害対策の充実

- ア 警察等と連携を強化し、性犯罪を許さないという気運を醸成するとともに、企業と連携した働く女性へのきめ細かな啓発を充実することで、被害の発生防止を図ります。
- イ 被害者が安心して相談できるよう、性暴力救援センターわかやま mine（マイン）を中心とした支援体制を充実するとともに、緊急医療や事後の心のケアを行う者への研修を実施します。



## 4. 福祉人材の育成・確保

### 現状・課題

- 産休明けや育休明けの早い時期から保育所の利用を希望する家庭が増えており、保育ニーズの増加に対応する人材確保が求められています。
- 75歳以上の高齢者数は、今後増え続け2030（平成42）年にピークを迎える見込まれており、介護ニーズの増加に対応する人材確保が求められています。
- 保育士や介護職員の収入は、全職種を平均した収入に比べて低く、また、勤続年数も短い状況であり、少子高齢社会を支える職業として適切な処遇改善が必要です。

### めざす方向

女性の社会進出や核家族化の進行による保育ニーズの高まりに対応するため、保育士の資格取得や再就職を支援することにより、保育人材の育成・確保に取り組み、質の高い保育環境を充実します。

また、今後増加が予測される要介護者の安心を支えるため、介護人材の新規就職や再就職を支援することにより、介護人材の育成・確保に取り組み、質の高い介護環境を充実します。

これらの取組により、保育・介護職を、「少子高齢社会において重要な役割を果たす社会的意義と魅力のある職業」へとさらに高めていきます。

### 実施する主な施策

#### 1 保育人材の育成・確保

ア 保育士をめざす学生への返還免除付き修学資金や、保育士資格取得をめざす保育補助者を雇用する事業者への雇上費用貸付制度を充実することにより、低年齢児保育のニーズ増加に対応する保育人材を育成・確保します。

イ 保育に従事していない有資格者に対して、事業者とのマッチングを行うとともに、未就学児をもつ保育士への返還免除付き保育料の一部貸付や再就職準備金を充実し、潜在保育士の現場復帰を後押しします。

ウ 保育日誌等書類作成業務へのICTの活用や、保育補助業務へのベテランシニア人材の活用により、保育士の労働負担の軽減に取り組みます。

エ 関係団体と連携し、保育士の処遇改善について国や事業者に働きかけます。



## 2 介護人材の育成・確保

- ア 介護職員への新規就職や、離職した介護職員の再就職を促進するため、介護福祉士をめざす学生への返還免除付き修学資金や、離職した介護職員の再就職準備金貸付制度を実施するとともに、介護事業所内保育所の整備などにより、地域包括ケアシステム構築の実現を支える介護人材を育成・確保します。
- イ 高等学校と事業所が連携して介護知識や技術を習得する機会を提供し、地域の介護現場で活躍できる人材を育成します。
- ウ 介護ロボットやICTの活用により、介護職員の労働負担軽減に取り組みます。
- エ 関係団体と連携し、介護職員の処遇改善について国や事業者働きかけます。

## 3 多様な福祉人材の確保

- ア 障害者福祉施設等、福祉関係の多様な職場で働く人材を確保するため、福祉人材センターにおける就職相談や職業紹介の機能を充実し、就職希望者と企業のマッチングによる福祉人材の確保と定着を支援します。

### 進捗管理目標

| 指 標                       | 基準値<br>(2015 年度)        | 目標値<br>(2026 年度) |
|---------------------------|-------------------------|------------------|
| 年度途中における保育所の<br>待機児童数【再掲】 | 286 人<br>(2016.10.1 現在) | 解消               |
| 介護職員数                     | 19,552 人<br>(2013 年度)   | 25,200 人         |



## 第5節 地域を創る

### 第1項 活力と魅力のあるまちづくり

#### 1. 和歌山が誇る豊かな自然の継承

##### 現状・課題

- 本県では、温暖多湿な気候と地質的な特異性が多様な自然環境をつくり、豊かな生態系を育んできましたが、天然林の減少や里地・里山の荒廃、外来生物の侵入などの影響により、生物多様性は低下しています。
- 本県の豊かな自然は、人の手を入れることで、地域固有の生態系を保ちつつ、世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」に代表される伝統的な農業や産業を創り出してきました。

##### めざす方向

本県の美しい自然環境と、そこで育まれる多様な生態系を保全するとともに、人と自然のつながりを後世に受け継いでいくため、自分たちの産業は世界的にも有望なものであるという自覚と誇りをもてる教育・啓発を行い、知識の蓄積ができる仕組みをつくることで、「自然資源の循環」を途切れさせることなく、いつまでも守り続けます。

さらに、世界的にも魅力ある本県の自然を最大限に生かし、訪れる人にそこでしか感じるることのできない体験を提供する、観光と融合した「自然資本ビジネス」を推進します。

##### 実施する主な施策

#### 1 自然・生物多様性の保全の推進

- ア 貴重な天然林を、必要に応じ公有林化することで「新紀州御留林」<sup>おとめりん</sup>として保護するとともに、人工林については、間伐など適切な管理を推進します。
- イ 自然や生物多様性の価値を浸透させていく取組を推進するとともに、県民や事業者、NPOによる里地・里山の保全活動や森林づくり活動を支援します。
- ウ 野生鳥獣については、生態系と調和し人間と良好な共存を図るため、科学的な調査に基づき、計画的な保護・管理を進めます。
- エ 外来生物による被害を防止するため、「入れない」「捨てない」「拡げない」という原則を広く啓発するとともに、監視や駆除を推進します。
- オ 本県の豊かな自然の素晴らしさを広く発信するとともに、調べ、体験し、楽しみながら自然を学ぶ環境を提供するため、県立自然博物館を移転・リニューアルし、貴重で膨大な所蔵品を最適な状態に保ち、これらの価値を効果的かつ魅力的に展示する機能の充実を図ります。



## 2 自然資源の持続的活用

- ア 世界農業遺産に認定された「みなべ・田辺の梅システム」の資源循環システムや農村景観、食文化、生物多様性を国内外に広く発信することで、地域の振興を図るとともに、暮らしを支えてきた産業を後世まで持続させます。
- イ 伝統的な農林水産業の継承を目的とする「日本農業遺産」の認定に向けた取組を支援し、その知名度を高め、地域の活性化を図ります。
- ウ 学校教育や地域主体の学習会などを通じて、自然と共生した生産システムの価値を正しく伝えることで、伝統的な農林水産業を守り、生かす新たな担い手を育成します。
- エ ラムサール条約湿地として登録されている「串本沿岸地域」の環境保全活動を推進するとともに、その価値と魅力を国内外に広く発信します。



## 3 自然資本ビジネスの発展

- ア 和歌山の優れた自然を体験できる環境を提供するため、自然公園施設の整備・改修を計画的に進めるとともに、外国人利用者の増加を図るため、案内標識の多言語化、体験メニューの素材発掘、ガイドの養成を推進します。
- イ 貴重な地質や景観を有する「南紀熊野ジオパーク」を世界に発信していくため、ユネスコ世界ジオパーク認定に向けた活動や「南紀熊野ジオパークセンター」の整備、国内外のジオパークと連携した情報発信を推進します。



### 進捗管理目標

| 指 標                         | 基準値<br>(2015 年度)        | 目標値<br>(2026 年度)        |
|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 自然公園利用者数（年間）                | 2,516 万人<br>(2015 年：暦年) | 3,000 万人<br>(2026 年：暦年) |
| 南紀熊野ジオパークの<br>ユネスコ世界ジオパーク認定 | —                       | 認定                      |





## 2. 和歌山が誇る文化遺産や景観の保存・保全と活用

### 現状・課題

- ▶ 本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、貴重な文化遺産が数多くあり、国宝は全国6位、重要文化財は全国7位の指定件数となっています（2017（平成29）年1月現在）。
- ▶ 豊かな自然と、人々の暮らしの中で育まれてきた良好な景観を保全・形成していくために、和歌山県景観条例を制定しています。
- ▶ これらの和歌山が誇る文化遺産・景観を次代に引き継いでいくことが必要です。

### めざす方向

本県の長い歴史の中で形成・伝承されてきた文化遺産と、独特の風土・文化に育まれた魅力ある景観の保存・保全を図ります。

また、観光との融合に積極的に取り組み、多くの人に、その地を訪れ、実際に観て、感動してもらう機会を創出し、地域の活性化につなげていくことで、後世にわたり、文化遺産・景観を守り、引き継いでいく「保存・保全と活用との好循環」を実現します。

### 実施する主な施策

#### 1 文化遺産の保存と活用

- ア 新たな文化財指定・文化財登録や、文化財の保存修理を進めるとともに、文化遺産を県民が正しく理解し、親しむ機会を充実します。
- イ 県立紀伊風土記の丘資料館を考古博物館として再編し、特別史跡「岩橋千塚古墳群」<sup>いわせせんづか</sup>出土遺物を中心とした県内の考古資料の保存と活用を図ります。
- ウ 企業の社会貢献活動や観光客による世界遺産参詣道の補修・清掃活動を推進するなど、訪れた多くの人の手による保全活動を継続的に展開し、文化遺産を未来に引き継いでいくとともに、保全活動を通じて地域の歴史・文化や魅力を発信します。
- エ 各地域の文化遺産を生かし、テーマ性・ストーリー性をもった魅力ある観光周遊ルートを構築します。

#### 2 良好な景観の保全と形成

- ア 古道・街道沿いの街なみや歴史的な建造物が残る地域など、良好な景観を形成していく上で特に重要と認められる地域を、和歌山県景観条例に基づく特定景観形成地域として指定し、地域の特性を生かした良好な景観形成を図ります。





- イ 地域住民による景観づくりに関するルールづくりや、良好な景観形成に寄与している景観資源の推薦・登録を促進することで、住民参画の景観づくりを推進します。
- ウ 高速道路や自動車専用道路の沿道において、和歌山県屋外広告物条例に基づき、周辺景観と調和しつつ、分かりやすく統一感のある案内広告物の整備・誘導を進めます。
- エ 歴史的風致維持向上計画策定の促進や、和歌山県景観条例に基づく事前協議制度の適切な運用により、自然や歴史・文化、景観など地域の特徴を生かしたまちづくりを進めます。

### 進捗管理目標

| 指 標                            | 基準値<br>(2015 年度)          | 目標値<br>(2026 年度)          |
|--------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 国・県指定文化財数                      | 1,024 件                   | 1,120 件                   |
| 文化財保存修理件数<br>(計画期間内の累計)        | 260 件<br>(2008 ～ 2015 年度) | 480 件<br>(2017 ～ 2026 年度) |
| 歴史・景観まちづくりに関する<br>取組を実施している地区数 | 2 地区                      | 8 地区                      |



### 3. 賑わいのあるコンパクトな都市づくり

#### 現状・課題

- 戦後、人口の増加とともにDID（人口集中地区）の面積が拡大してきましたが、近年人口減少に転じたことで、まちなかの居住人口の減少や商店街の衰退に伴う空き家・空き地の増加など、中心市街地の空洞化が進んでいます。
- 住宅、公共施設、大規模商業施設等の郊外立地といった都市機能の外縁部への拡散により、守るべき優良農地が虫食いの的に減少するとともに、道路、水道、下水道の整備・維持など行政コストが増大しています。

#### めざす方向

都市機能の拡散を防止し、都市機能の拠点エリアへの集約やまちなか居住の誘導など空間の密度を高め、徐々に「コンパクトな都市」に戻しつつ、再開発などにより中心部の新陳代謝を盛んにします。

また、車を運転できない高齢者なども含め、誰もがまちに出かけ楽しく過ごせる「賑わいのある魅力的な都市」を創造します。

#### 実施する主な施策

##### 1 コンパクトな都市づくり

- ア 農地法・農業振興地域の整備に関する法律や都市計画法の適切な運用を市町村に働きかけることで、次代のための優良農地を保全しつつ、計画的なまちづくりを進めます。
- イ 立地適正化計画を策定する市町を支援し、都市機能（医療・福祉・教育文化・商業等）の段階的な集約を進めることで、都市構造を再構築します。

##### 2 賑わいのある魅力的な都市づくり

- ア 中心市街地の再開発に市町と連携して取り組むとともに、歩行空間や公園などのまちとしての基盤整備を進めます。
- イ 地域公共交通の確保につながるよう、市町村・事業者・住民と連携して公共交通機関の利用促進に取り組みます。
- ウ 拠点エリアとその周辺の居住エリアを気軽に移動できる地域公共交通ネットワークを整えるとともに、IC決済システムの導入等により利便性の向上に取り組みます。
- エ 防災・衛生・景観などの生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家の除却を促進するとともに、利活用可能な空き家の流通を促進します。



オ 自然豊かで利便性も良い地方都市での暮らしの特色や魅力を発信し、移住・定住や二地域居住を促進します。

### 進捗管理目標

| 指 標                                                    | 基準値<br>(2015 年度) | 目標値<br>(2026 年度) |
|--------------------------------------------------------|------------------|------------------|
| 郊外の開発抑制に向けた<br>都市計画の策定着手市町村数                           | 9 市町             | 23 市町            |
| コンパクトシティ実現に向けた<br>計画策定市町村数                             | —                | 10 市町            |
| 地域公共交通網形成計画<br>策定市町村数                                  | —                | 全市町村             |
| IC カード利用可能駅へ乗り入れる<br>路線バスを運営する事業者の<br>IC 決済システム導入率【再掲】 | —                | 100 %            |
| 空家等対策計画の策定市町村数                                         | 3 市町             | 全市町村             |



## 4. 個性豊かで暮らしやすい中山間地域づくり

### 現状・課題

- 中山間地域では、人口減少や少子高齢化が顕著であり、集落としての維持が困難となっているところがあります。
- 近年、首都圏をはじめとする都市部では、地方への移住・定住や二地域居住に対する住民の関心が高まっています。

### めざす方向

人口減少の中、地域での生活を維持していくため、日常的な生活サービスを楽しむことができる地域（生活拠点）と、その地域と一体性を保つ周辺の集落を「ふるさと生活圏」とし、暮らしの礎とします。

また、存続が見込めない集落にあっては、住民の安全・安心な暮らしを確保するため、住民の意思を尊重しつつ最寄りの生活拠点や周辺集落への移転を促すとともに、ふるさと生活圏内の効果的・効率的な地域公共交通ネットワークを構築するなど、ふるさと生活圏の再編・活性化に取り組みます。

さらに、地域の特色ある資源を地域固有の魅力として磨き上げ、地域や市町村が主体となった個性豊かで活力ある地域づくりを推進するとともに、移住・定住や二地域居住により人の流れを創出し、活性化につなげます。

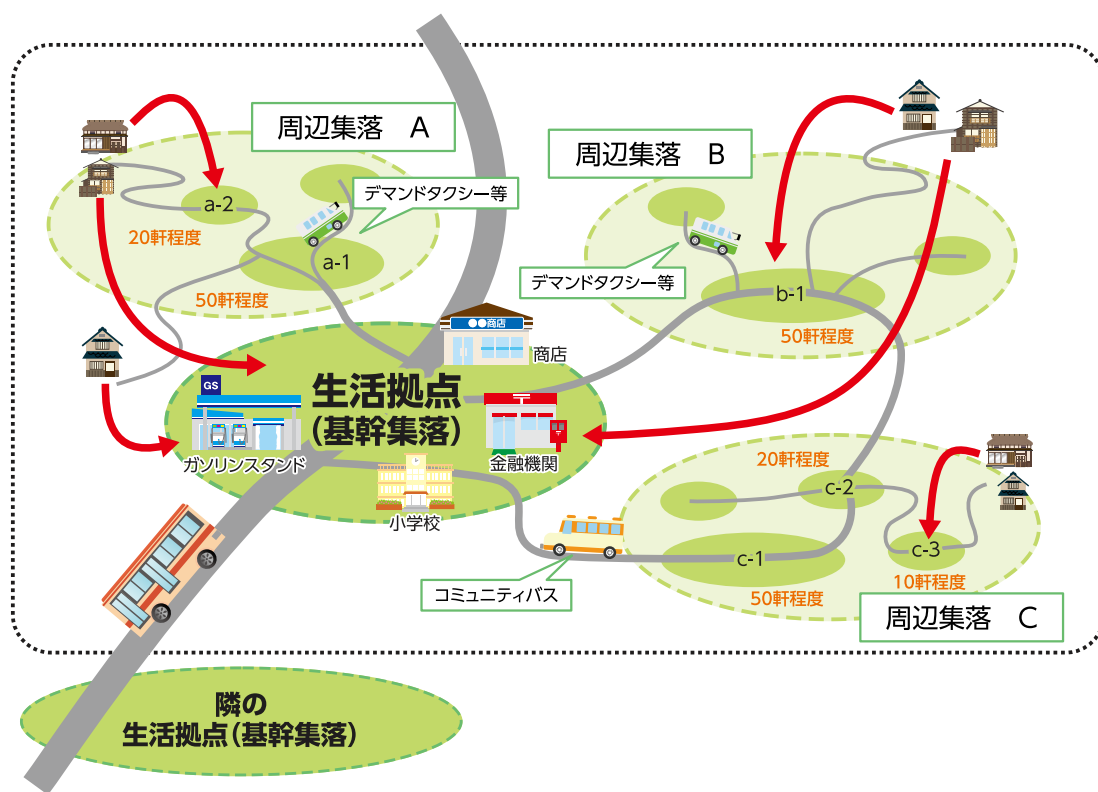
### 実施する主な施策

#### 1 持続可能な地域づくり

- ア ふるさと生活圏単位で、住民が主体となった地域課題に対する取組を支援し、ふるさと生活圏の生活機能の維持や活性化を図ります。
- イ 存続が困難となることが予想される集落について、生活を維持する方策を検討するため、市町村とともに住民との話し合いを進めます。
- ウ 存続が見込めない集落から生活拠点等への移転及び移転後の生活に対する支援制度を設け、住民の安全・安心な暮らしの確保に取り組みます。
- エ 地域公共交通の確保につながるよう、市町村・事業者・住民と連携して公共交通機関の利用促進に取り組みます。【再掲】
- オ 生活拠点と周辺集落等を結ぶ地域公共交通ネットワークを整えると同時に、生活に不可欠な道路を選択と集中により効果的に整備します。



## ふるさと生活圏の姿



## 2 魅力のある地域づくり

- ア 地域が主体となり、魅力のある地域づくりを進めるため、県や市町村の職員が直接地域に入り、活動を支援します。
- イ 地域づくり活動団体ネットワークの拡大を図るとともに、地域づくりを担う人材の育成、移住者の地域活動への参加促進、大学と地域の協働に取り組み、地域づくりを推進します。
- ウ 地域の特色ある資源を発掘し、活用することで地域振興につなげる「わがまち元気プロジェクト」に取り組みます。
- エ ふるさと生活圏単位で、伝統文化の継承や産業振興のための取組を行う住民団体を支援し、地域の活性化を図ります。
- オ 農林漁家に宿泊し、農村での農業体験や加工体験、山村での林業体験や森林セラピー、漁村での漁業体験やマリンスポーツなど、地域との交流を行うグリーンツーリズムやブルーツーリズムを推進します。
- カ 特産物の6次産業化、耕作放棄地・遊休施設の再生、自然や景観を生かした地域づくりなど、地域固有の資源を有効に活用します。



寄合会での話合いの様子



### 3 地域への人の流れの創出

- ア 各地域の暮らしの特色や魅力を情報発信するとともに、相談窓口や地域の受入体制の拡充など、移住後の生活の支援を含めたきめ細やかな対応を行い、移住・定住や二地域居住を推進します。
- イ 空き家の適切な管理と有効活用を進めるとともに、移住希望者に対する空き家の情報提供や改修の支援を行います。
- ウ 移住者の起業や地域には欠かせない商店等の継業を推進し、地域での仕事づくりを支援します。



移住・定住相談会

### 進捗管理目標

| 指 標                       | 基準値<br>(2015 年度) | 目標値<br>(2026 年度) |
|---------------------------|------------------|------------------|
| 集落の活性化に取り組む<br>「ふるさと生活圏」数 | 31 か所            | 85 か所            |
| 地域公共交通網形成計画<br>策定市町村数【再掲】 | —                | 全市町村             |
| グリーンツーリズム推進地域数<br>【再掲】    | 2 地域             | 30 地域            |
| ブルーツーリズム推進地域数<br>【再掲】     | 1 地域             | 20 地域            |
| 移住世帯数（年間）                 | 113 世帯           | 1,000 世帯         |
| 空家等対策計画の策定市町村数<br>【再掲】    | 3 市町             | 全市町村             |





## 5. 交流人口等の増加による地域の活性化

### 現状・課題

- ≫ 和歌山を訪れなくとも、国内外を問わず、さまざまな形で本県とのつながりをもつ人口（関係人口）を増やしていくことが重要です。
- ≫ 観光や二地域居住など何らかの目的で地域を訪れる人口（交流人口）を増加させることで、人口減少の影響を緩和し、地域の活力を取り戻そうとする動きが広がっています。
- ≫ 関係人口や交流人口の増加は、産業の活性化や移住・定住人口の増加につながることを期待されます。

### めざす方向

さまざまな形で本県とつながりをもつ関係人口や、本県を訪れる交流人口を増やします。関係人口・交流人口の増加により、地域での新たな仕事生まれ、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を創出し、定住人口の減少をくい止めます。

### 実施する主な施策

#### 1 関係人口の拡大

- ア 豊かな自然、伝統ある歴史・文化、恵まれた風土、特色ある産業など、和歌山の魅力を積極的に情報発信することで、和歌山を知ってもらい、興味をもつ人を増やします。
- イ 県内企業の海外展開の拡大や県産品の国内外の販路拡大を推し進めて、和歌山の製品、サービス、農林水産物などの魅力を実感してもらう機会を充実します。
- ウ 万国博覧会の大阪府への誘致に関西が一体となって取り組み、世界の人々との交流や和歌山の魅力発信の機会を創出します。
- エ 和歌山に興味をもち、和歌山を感じてもらうことで、和歌山に愛着をもつ「和歌山ファン」を増やします。

#### 2 交流人口の拡大

- ア 本県のもつ多彩な資源を生かした観光の振興、スポーツ・文化活動を通じた交流の推進、産業の活性化や賑わいの創出に積極的に取り組み、多くの人を訪れる和歌山を創ります。
- イ 高速道路や幹線道路の整備、関西国際空港や南紀白浜空港等の利便性の向上に取り組むことにより、国内外からの来県者を増やします。
- ウ 多くの人和歌山を訪れ、県民の温かい人間性や和歌山の暮らしに直接触れてもらうことで、二地域居住や移住・定住人口の増加につなげます。



## 第2項 地域をつなぐネットワーク

### 1. 交通ネットワークのさらなる充実

#### 現状・課題

- 本県が将来にわたり発展し続けるためには、京阪神圏をはじめ、首都圏、中部圏など日本全国につながる道路網や鉄道網、世界との玄関口となる空港・港湾といった交通ネットワークをより一層充実し、「ひと」・「もの」の流れを活性化することが重要です。
- 県内の高速道路の供用率は2016（平成28）年度末で80%と概ね全国平均に到達しましたが、近畿自動車道紀勢線については、未だミッシングリンク（高速道路ネットワークにおいて、未整備のため途中で途切れている区間）が存在しています。
- 関西大環状道路を形成する京奈和自動車道については、県内全線が開通したものの、関西経済の活性化には、さらに放射状道路である府県間道路の整備が必要です。
- X軸ネットワーク道路が2012（平成24）年度に完成し、引き続いて川筋ネットワーク道路の整備を進めていますが、近い将来発生が予測される南海トラフ巨大地震など大規模災害に備え、幹線道路のさらなる強化と代替性の確保が必要です。
- 都市内の円滑な交通・物流を担う都市計画道路の整備が遅れており、渋滞の緩和や中心部へのアクセス機能の向上が必要です。
- 海外との取引拡大や訪日外国人旅行者の増加を図るため、空港・港湾の機能強化や利便性の向上が必要です。

#### めざす方向

企業立地や産業振興、活力ある地域づくりといった本県の将来のチャンスを保障するものとして、また、南海トラフ巨大地震などの大規模災害への備えとして、高速道路や県内の幹線道路を早期に整備し、県内主要都市間の2時間移動を可能にするとともに、県内各地のどこからどこへでも概ね3時間で移動できる「県内3時間移動」を実現します。

関西国際空港の利用促進、南紀白浜空港や各港湾の機能強化を図るとともに、空港・港湾と県内各地とのアクセスを向上させ、国内外からの多くの交流人口や広域的で活発な物流を創り出し、「世界と直接つながる和歌山」を実現します。



## 実施する主な施策

## 1 道路網の整備

## [1] 高速道路ネットワークの早期整備

- ア 本県の将来のチャンスを保障するものとして、さらに大規模災害への備えとしてもミッシングリンクの早期解消は急務であることから、近畿自動車道紀勢線の紀伊半島一周の早期実現に取り組めます。
- イ 活力ある地域発展や、渋滞による経済損失の解消、対面通行による重大事故の防止を図るため、近畿自動車道紀勢線の南紀田辺ICまでの4車線化を早期に実現するとともに、南紀田辺IC～南紀白浜IC間と京奈和自動車道についても交通量の増加に合わせて4車線化に取り組めます。



近畿自動車道紀勢線



京奈和自動車道

## [2] 県内外の一体的発展に寄与する幹線道路の整備推進

- ア 高速道路の整備効果を県内全域さらには近畿全域へ波及させるため、高速道路の整備に合わせ、府県間道路や直轄国道の整備を推進するとともに、県内主要都市間をつなぐX軸ネットワーク道路や川筋ネットワーク道路をさらに強化するなど、高速道路と内陸部との連携を図る幹線道路網を重点的に整備します。

## [3] 都市内道路及び基本的生活に不可欠な道路の整備推進

- ア 日常生活の利便性向上に資する都市内道路や生活に不可欠な道路を選択と集中により効果的に整備します。
- イ 歩行者の安全な通行を確保するため、通学路など生活道路における歩道を加速度的に整備し、2036（平成48）年度までに完成させます。

## [4] 構想路線の具体化

- ア 京奈和自動車道などの整備効果をさらに波及させるため、「京奈和自動車道の第二阪和国道への延伸」や「京奈和関空連絡道路（仮称）」の具体化に取り組めます。

## [5] 地域活性化の視点からの拠点整備

- ア 地域の雇用創出や経済の活性化、災害時の活動拠点としての役割を担う「道の駅」において、新たな施設の設置や既存施設の機能強化を推進します。



## 2 次世代に向けたプロジェクトの推進

- ア 関係自治体と連携し、紀淡海峡ルートの実現に向けて、国に働きかけます。
- イ フリーゲージトレインの紀勢本線への導入実現に向けて、国に働きかけます。



### 「ひと」・「もの」の流れを活性化する交通ネットワーク



[ 紀淡海峡連絡橋のイメージ ]





### 3 空港の機能強化

#### [1] 関西国際空港の利用促進

ア 関西の自治体や経済界と一体となって、急増する外国人観光客に対応するための受入体制の強化やエアポートプロモーション活動の推進に取り組み、関西国際空港の利用促進を図ります。【再掲】

イ 関西国際空港が至近距離にあるメリットを生かし、観光客や企業の誘致、県産品の輸出を促進するとともに、公共交通機関の接続向上や連絡道路の整備など、関西国際空港へのアクセス利便性の向上を図ります。



#### [2] 南紀白浜空港の機能強化と利用促進

ア 首都圏を中心に紀南地域の魅力を積極的に売り出すとともに、空港と各観光地や鉄道駅を連絡する道路の整備やバス・鉄道等の利便性向上を進めることで、観光客やビジネス客の利用促進を図ります。

イ 民間事業者のノウハウを活用した空港運営や国際便の受入体制の強化などに取り組むことで、観光客やビジネス客の利用促進を図り、南紀白浜空港を活性化します。【再掲】



### 4 港湾の機能強化

ア 船舶の大型化への対応や静穏度の確保など港湾の機能拡充により、効率的輸送の推進や物流コストの縮減を図り、海上輸送の利便性向上に取り組みます。

イ 港湾へのアクセス向上に資する高速道路や主要幹線道路等の整備を促進することで利便性向上や物流効率化に取り組みます。

ウ 大型クルーズ客船に対応した施設改良など受入体制の整備を進めるとともに、外航クルーズ客船の寄港増に向けた誘致活動を進めます。【再掲】

エ 放置艇対策として、プレジャーボート係留保管施設の整備と保管施設への係留の呼びかけを行うとともに、不適切な係留に対して行政代執行による強制的な措置を行い、プレジャーボートの適切な係留保管に取り組みます。



### 5 長期的視点にたったインフラの老朽化対策等の推進

ア 高度経済成長期に集中的に整備された道路、港湾などのインフラが今後加速度的に更新時期を迎えるため、構造物の状況により点検サイクルを見極め適切な時期に補修を行う予防保全型の「長寿命化」に取り組むとともに、管理者責任を適切に果たすため必要に応じ、老朽化等に起因する通行規制などの対策を講じます。



## 進捗管理目標

| 指 標                                             | 基準値<br>(2015 年度) | 目標値<br>(2026 年度) |
|-------------------------------------------------|------------------|------------------|
| 主要都市間 2 時間移動                                    | —                | 達成               |
| 県内のどこへでも 3 時間で移動<br>【再掲】                        | —                | 達成               |
| 高速道路の予定延長に対する供用率<br>【再掲】                        | 77 %             | 100 %            |
| 高速道路（近畿自動車道紀勢線府県境～南紀白浜間、京奈和自動車道県内全線）の 4 車線での整備率 | 25 %             | 60 %             |
| 歩道整備率                                           | 54 %             | 77 %             |
| 南紀白浜空港の利用者数（年間）                                 | 127,003 人        | 150,000 人        |
| クルーズ客船の寄港数（年間）<br>【再掲】                          | 11 隻             | 30 隻             |





## 2. 情報通信基盤の整備

### 現状・課題

- ≫ スマートフォンやタブレット端末の普及により、時間・場所を問わずインターネットで世界とつながることが可能となり、年代を超えて利用者は増加しています。
- ≫ 超高速ブロードバンドや携帯電話については、情報通信基盤が整備され、概ね県内全域で利用可能となっています。
- ≫ 情報通信技術が絶え間なく進歩する中、新たな通信技術・サービスの動向を的確に捉える必要があります。

### めざす方向

日常生活に欠かせないインターネットの利用環境の充実や、災害時の情報伝達手段の確保、IoT等の革新的な技術の活用など、情報通信技術の発達の恩恵を享受できる環境を整備します。

### 実施する主な施策

#### 1 超高速ブロードバンドや新たな通信技術・サービスの導入の促進

- ア 国、市町村と連携し、災害時の情報伝達の確保に資する、民間企業による情報通信基盤の整備や携帯電話不感地域の解消を促進します。
- イ 超高速・超低遅延・多数同時接続等の通信が可能となる5G（第5世代移動通信システム）など、新たな通信技術・サービスの動向を的確に捉え、導入を促進します。【再掲】



## 第3章 計画の推進

### 第1節 計画の推進に向けて ..... 142

1. 計画の進行管理 ..... 142
2. 市町村・県民との協働、広域的な連携等 ..... 142

### 第2節 持続可能な財政構造との両立 ..... 142



## 第1節 計画の推進に向けて

### 1. 計画の進捗管理

めざす将来像を実現するためには、計画に盛り込んだ施策をより効果的かつ効率的に実行していかなければなりません。また、その施策が有効に機能するためには、施策を構成する各事務事業を着実に執行するとともに、将来像に向けてどの位置にあるのかを常に認識しておく必要があります。

このため、各分野でそれぞれ策定する個別計画を本計画の実施計画と位置づけ、具体的な施策体系を構築するとともに、毎年度、本計画に掲げた進捗管理目標（第2章「将来像に向けた取組」に記載）や実施計画に掲げた目標の進捗状況を確認します。

そのうえで、各事務事業の評価を行い、必要に応じ見直しを行うとともに新たな施策を展開し、「めざす将来像」を実現するための進捗管理を行っていきます。

### 2. 市町村・県民との協働、広域的な連携等

本計画のめざす将来像を実現するためには、住民に最も身近な市町村との連携が欠かせません。

地域のことは地域で決めることができるよう地方分権を進め、国、県、市町村の適正な役割分担を図るとともに、市町村との意見交換や情報共有を密接に行い、県と市町村は地方行政におけるパートナーであるという認識をより一層深め、市町村と一丸となって地域のニーズに応じた施策を推進していきます。

人口減少が進む中、単独市町村では全ての行政サービスを提供することが困難となる場合があります。各市町村の資源を有効に活用し、安定的・持続的に行政サービスを提供するために、市町村間の事務の共同処理や定住自立圏、連携中枢都市圏の形成を推進するとともに、必要に応じ、県による事務の補完により市町村を支援します。

また、防災や観光などの府県域を越える広域的な課題に適切に対応するため、関西広域連合や関西圏の各府県・関係機関との広域連携を推進していきます。

さらに、行政だけではなく、企業、大学、関係団体、NPO等の多様な主体とも連携・協力していきます。

なお、本計画を推進していくにあたっては、国に対して、権限の委譲、制度の創設・改正、相応の財源措置等を求める必要もあるため、適宜、本県や地方の発展に資する提案・要望活動を行っていきます。

## 第2節 持続可能な財政構造との両立

めざす将来像を実現するためには強固な行財政基盤を確立することが必要です。

本県では、将来にわたり財政の健全性を確保するため、数次にわたる行財政改革推進プランに基づき、不断の行財政改革に取り組んできた結果、簡素で効率的な体制の構築や、財政状況の改善に着実な成果をあげてきました。

しかしながら、今後、高齢化に伴い増嵩する社会保障関係費や公共施設等の老朽化、さらには国の財政健全化に向けた動向による地方財政への影響などに対応していく必要があります。



このため、本計画と併せて策定する新たな行財政改革推進プラン等に基づき、本計画に掲げる行政需要への対応と財政の健全性確保の両立を図っていきます。



## 参考資料

# 「長期総合計画（2008（平成20）年度～）」の主な成果

下記の成果は、2017（平成29）年1月末現在の状況です。

## 1. 長期総合計画に掲げた6つの将来像別の主な成果

### （1）未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山

#### 【確かな学力の向上】

授業力向上のための教員研修や退職教員の派遣、補充学習の充実・強化等の取組を行ってきましたが、授業改善や子どもたち一人一人への対応、家庭の教育力を向上させる取組が不十分であったため、全国学力・学習状況調査の結果は全国平均と比べて改善されていません。

#### 【健やかな体づくり】

2008（平成20）年度から、全ての学校、全ての学年で「児童生徒の体力・運動能力調査」を実施し、その結果に基づき、体育の授業の工夫・改善や「きのくにチャレンジランキング」、「紀州っ子かがやきエクササイズ&ダンス」の活用等に取り組んだ結果、徐々に児童生徒の体力が向上し、全国平均を上回るようになっていきます。

#### 【郷土への愛着を育む教育の充実】

和歌山県版ふるさと教科書「わかやま何でも帳」を作成するとともに、中学校の生徒全員に配布し、全ての学校で副読本を活用した取組を行うことで、郷土への愛着を育んでいます。

#### 【いじめの根絶】

教職員がいじめの定義をきちんと理解し、子どもが発するどんな小さなサインも見逃さず、認知することに取り組んだ結果、千人あたりのいじめ認知件数は2008（平成20）年度0.8件から2015（平成27）年度27.6件まで増加しました。併せて、県、学校、関係機関等が連携して対応する体制を整え、いじめ解消に向けた取組を進めた結果、2015（平成27）年度において、年度内のいじめの解消率は98%で全国2位となっています。

#### 【不登校の解消】

不登校の解消に向けて施策を講じてきましたが、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等については、高い専門性を備えた人材の確保が困難であり、また、適応指導教室などの学校復帰に向けた取組や各学校における早期対応が不十分であったため、2015（平成27）年度の千人あたりの不登校児童・生徒数は小学校が5.2人で全国41位、中学校が28.5人で全国29位と高い状況にあります。2016（平成28）年度には、有識者会議から、これまでの施策の妥当性や新たに付加すべき施策等について提案を受けました。



### 【青少年の健全育成】

青少年に対する有害刃物類の所持禁止や青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を目的とした条例改正を行うとともに、ネットパトロールを実施するなど、青少年の健全育成に取り組みました。

### 【国際交流の推進】

新たに香港貿易発展局(2013(平成25)年)、インド・マハラシュトラ州(2013(平成25)年)、台湾台日産業連携推進オフィス(2014(平成26)年)、ベトナム農業農村開発省(2015(平成27)年)、インドネシア商業省(2016(平成28)年)の5つのアジアの国・地域とMOU(覚書)締結や共同声明を行い、経済交流や観光交流等の連携・協力をスタートさせました。また、2007(平成19)年に中国・山東省、2015(平成27)年にスペイン・ガリシア州と友好交流に係る覚書を締結し、交流団の派遣・受入などの交流を図るとともに、ブルネイとの青少年交流やエルトゥールル号事件を通じたトルコとの交流等を行いました。

### 【動物愛護の推進】

犬・猫の保護・引取数、殺処分数は、2008(平成20)年度と比較していずれも半減しています。また、地域の生活環境の保全と猫の殺処分数の削減を図ることを目的に「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」を改正し、地域猫の不妊去勢手術費用の助成などの支援をスタートさせました。

### 【スポーツ施設の充実】

秋葉山公園県民水泳場や武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ、和歌山セーリングセンター、田辺スポーツパーク等を新設するとともに、紀三井寺公園の陸上競技場や野球場、県営相撲競技場を改修するなど、県民がスポーツに親しみ、楽しめる環境を充実させました。

### 【紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会の開催】

2015(平成27)年に、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会を開催しました。国体では男女総合優勝を達成し、大会では過去最多のメダル127個(金56個、銀33個、銅38個)を獲得するとともに、県民総参加でのおもてなしや、開・閉会式等における本県の魅力発信、障害への理解促進等により、成功裏に終了しました。





## （２）生涯現役で誰もが活躍できる和歌山

### 【少子化対策の充実】

「紀州３人っこ施策」、「こうのとりのサポート」など出会い・結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援に取り組んできた結果、合計特殊出生率が2006（平成18）年1.34（全国31位）から2015（平成27）年1.54（全国23位）に向上しました。

### 【待機児童の解消】

保育の受け皿整備や保育人材確保に取り組んだ結果、3歳未満児の入所児童数は2006（平成18）年4,556人から2016（平成28）年6,489人に増加する中、年度当初の待機児童数は10人前後で推移しています。しかしながら、産休明けや育休明けの早い時期から保育所の利用を希望する女性が増加しており、年度途中の待機児童は、2006（平成18）年度37人から2016（平成28）年度286人に大幅に増加しています。

### 【子育てと仕事の両立】

子育てと仕事を両立し、意欲のある人がいきいきと働けるよう、育児休業の整備を働きかけ、育児休業制度の整備率は2005（平成17）年度61%から2015（平成27）年度79%に上昇しました。

### 【男女共同参画の推進】

男女が共に安心していきいきと働くことができる職場環境づくりに取り組んでいる「男女共同参画推進事業者」は2008（平成20）年度32事業者から2015（平成27）年度90事業者と大幅に増加しました。

### 【児童虐待の防止】

「和歌山県子どもを虐待から守る条例」の制定（2008（平成20）年）や、紀南児童相談所の移転新築（2013（平成25）年）による施設の充実など、子どもを虐待から守るための体制整備に取り組んできました。児童虐待への県民の関心が高まっている一方で、育児不安などストレスを抱えた家庭が地域で孤立化することもあり、児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は、2006（平成18）年度341件から2015（平成27）年度893件に増加しています。

### 【高齢者福祉の充実】

高齢者のニーズに応じた老後の住まいと暮らしの安心確保のため、地域見守り協力員と宅配事業者等による地域見守り協力体制を構築しました。また、特別養護老人ホームの計画的な整備を進めた結果、入所待機者数は2009（平成21）年度の2,875人をピークに2015（平成27）年度には1,153人へ減少しています。

### 【介護予防の推進】

要介護（要支援）認定者数を減少させ、2017（平成29）年度に57,841人とするため介護予防に取り組みました。しかしながら、高齢者単独世帯の割合が全国に比べて高い（16% 全国11%）ことなどを要因とする認定率の上昇により、2014（平成26）年度の認定者数は65,668人となっています。



### 【障害のある人の工賃水準の向上】

魅力ある製品づくりや市場開拓等の支援を行った結果、福祉的支援を受けながら働く障害のある人の平均工賃月額額は2006（平成18）年度12,045円から2014（平成26）年度16,169円となり、2007（平成19）年度以降、全国平均を上回った金額で推移しています。

### 【医師の確保】

医師確保のため、県立医科大学医学部に県民医療枠及び地域医療枠を設け、定員を60名から順次拡大し、2010（平成22）年度には100名となりました。また、近畿大学医学部に和歌山県内で一定期間勤務することを条件とする地域枠を10名設けました。2016（平成28）年度には地域医療枠1期生が、へき地医療拠点病院等で勤務を開始するとともに、自治医科大学卒業医師等を地域の医療機関に派遣することで、地域医療を堅持しています。

### 【がん対策の推進】

全市町村でがん検診の個別勧奨を実施した結果、がん検診受診率は全国平均を上回り上昇傾向にあり、人口10万人あたりのがんで死亡する人は2005（平成17）年98.5人から2015（平成27）年80.3人と減少傾向にあります。

### 【健康づくりの推進】

運動習慣の普及や食育の推進、健康推進員の設置など県民総参加型の健康づくりに取り組んだ結果、本県の健康寿命は2010（平成22）年から2013（平成25）年の3年間で男性70.41歳（全国25位）から71.43歳（全国20位）、女性73.41歳（全国30位）から74.33歳（全国28位）へと伸びています。しかしながら、運動習慣の定着や野菜摂取の促進、特定健診・がん検診の受診率向上等の取組が不十分であったことから、「健康長寿日本一わかやま」には遠い状態です。

## （3）国際競争力のあるたくましい産業を育む和歌山

### 【中小企業の競争力強化】

「わかやま中小企業元気ファンド」や「わかやま農商工連携ファンド」により、新商品や新サービスの開発を促進するとともに、国内外の著名な展示会への集団出展や商談会の開催などの市場開拓、プレミアム和歌山による県産品のブランド化など積極的な販促支援を実施し、元気で頑張る企業の競争力強化に取り組みました。

### 【企業立地の促進】

近畿自動車道紀勢線や京奈和自動車道をはじめとする道路網の整備が進み、京阪神圏や中京圏の市場、関西国際空港との交通アクセスが飛躍的に向上したことや、立地企業奨励金等の支援制度の充実などにより、2008（平成20）年度以降123件の企業立地を実現しました。また、今後の新たな企業誘致の推進に向け、あやの台北部用地（仮称）の開発を進めているところです。



### 【新たな産業の創出】

スタートアップオフィスの整備や(公財)わかやま産業振興財団のインキュベーションマネージャーによる相談対応等、創業支援に取り組んできましたが、官民一体となった支援が不十分であったことなどにより、開業率は2014(平成26)年度で4.2%と全国最下位となっています。

### 【産業人材の育成】

2012(平成24)年度から工業高等学校とものづくり企業が連携した人材育成事業を開始し、2015(平成27)年度からは全産業・全高等学校に拡大して、県内企業と生徒の出会いの場を設け、企業の魅力や和歌山で働く魅力を生徒に伝える取組を進めていますが、効果が顕在化しておらず、高校生の県内就職率は2015(平成27)年度77%で、2009(平成21)年度とほぼ同じ水準となっています。

### 【農業所得の向上】

果樹・野菜・花きの高品質生産、温州みかんの新品種「YN26」・いちごの新品種「まりひめ」などオリジナル品種の開発、6次産業化などに取り組んだ結果、担い手農家の農業所得は2005(平成17)年377万円から一時伸びたものの、果実の価格低下などにより再び下落し、2014(平成26)年は406万円となっています。

### 【農水産物・加工食品の販売促進】

「おいしい!健康わかやま」の魅力発信や国内外の大型展示商談会への出展などにより、県産農水産物・加工食品の販売を促進した結果、首都圏における県産果実のシェアは、金額ベースで2005(平成17)年度4%から2015(平成27)年度5%に上昇しました。また、加工食品の輸出は、2015(平成27)年時点で25品目が定着し、みかん・柿・桃の輸出総額は、2005(平成17)年度0.5億円から2015(平成27)年度1.8億円に増加しました。

### 【鳥獣害対策の推進】

野生鳥獣による農作物被害を減少させるため、捕獲を重点に防護、人材育成などの対策を総合的に推進してきました。有害鳥獣捕獲数は2005(平成17)年2,421頭から2015(平成27)年20,394頭と大幅に増加していますが、野生鳥獣による農作物被害額は、鳥獣の生息域の拡大などにより、2006(平成18)年当時の被害額2.9億円から徐々に増加し、ここ数年3.2～3.5億円で推移しています。

### 【生産性の高い林業・木材産業づくり】

作業道の整備や高性能機械の導入による低コスト林業を推進してきましたが、2005(平成17)年に17万4千 $\text{m}^3$ だった素材生産量は、木材価格の下落による生産現場での採算性悪化や森林所有者の経営意欲減退などにより、2006(平成18)年以降16万 $\text{m}^3$ 程度で推移しました。しかし、合板の新規取引の成立等により、2015(平成27)年には18万1千 $\text{m}^3$ となっています。



### 【全国植樹祭の開催】

豊かな森林と木の文化をより良い姿で次代を担う子どもたちに引き継いでいくため、2011（平成23）年に第62回全国植樹祭を開催しました。



### 【企業の森の推進】

全国初の取組として企業における森林環境保全活動（企業の森）を推進した結果、2007（平成19）年12月に31団体31か所だった企業参画数は、2015（平成27）年度末時点で72団体77か所と大幅に増加しています。

### 【漁業生産量の維持】

資源管理や栽培漁業の推進、水産基盤の整備（魚礁設置・藻場造成）などに取り組んできましたが、漁業生産量は、資源量や漁業者数の減少などにより、2005（平成17）年35,013トンから2015（平成27）年25,746トンまで減少しています。

### 【養殖業の推進】

新たな養殖魚種の開発に取り組み、日本で初めてスマの人工種苗（人工的にふ化させた稚魚）の量産化に向けた技術開発に成功し販売も始まりました。養殖生産量は、クロマグロが大手企業の誘致により増加したものの、マダイとブリが全国的な過剰生産による魚価低迷により大幅に減少したため、2005（平成17）年5,691トンから2015（平成27）年2,845トンまで半減しています。

## （４）癒しと感動を与える誇れる郷土和歌山

### 【観光客の誘致】

2013（平成25）年の伊勢神宮式年遷宮から、2014（平成26）年の高野・熊野の世界遺産登録10周年、それに2015（平成27）年の高野山開創1200年、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会といったビッグイベントが続いた3年間を「ゴールデンイヤー」と位置づけて、全国のメディアや旅行業者へのPRを展開したほか、「和みわかやまプレミアムキャンペーン」でハイシーズン以外の誘客にも取り組みました。また、近畿自動車道紀勢線の延伸などによる交通アクセスの向上や、「和歌山おもてなしトイレ大作戦」による公衆トイレの整備、無料Wi-Fi接続環境の向上などにより、観光客が快適に和歌山を満喫できる環境を整えた結果、2015（平成27）年の入込客数は3,340万人、外国人の宿泊客数は43万人と、いずれも過去最高を記録しました。

### 【移住・定住の推進】

魅力発信から「くらし・しごと・住まい」までを総合的にサポートする「移住・定住大作戦」を展開し、2008（平成20）年度から2015（平成27）年度末までの間で559世帯1,010人の移住を実現しました。



### 【世界遺産の追加登録】

熊野参詣道や高野参詣道のうち、<sup>とうけい</sup>闘雞神社や<sup>くろこみち</sup>黒河道など、新たに22地点が2004（平成16）年に登録された参詣道と同等の価値を有すると認められ、2016（平成28）年、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に追加登録されました。

### 【日本ジオパークの認定】

貴重な地質とそこで育まれた優れた自然や文化、それらを活用する人々の活動が評価され、2014（平成26）年に紀南地方の9市町村のエリアが「南紀熊野ジオパーク」として日本ジオパークに認定されました。



### 【世界農業遺産の認定】

里山の斜面に薪炭林を残しつつ梅林を配置し、薪炭林に住むニホンミツバチを利用した梅の受粉や薪炭林のウバメガシを活用した製炭など地域資源を有効に活用しながら、400年にわたり高品質な梅を栽培するとともに、生物多様性、独特の景観、農文化を育んできた「みなべ・田辺の梅システム」が、2015（平成27）年、世界農業遺産に認定されました。

### 【日本遺産の認定】

熊野灘地域の捕鯨文化の歴史的経緯や、地域の風習に根ざし世代を超えて食、祭り、伝統芸能を受け継いできたことが評価され、2016（平成28）年、「鯨とともに生きる」が日本遺産に認定されました。

### 【生物多様性の保全と活用】

本県における絶滅が危惧される種の数、2001（平成13）年に857種であったものが、2012（平成24）年には974種へと増加しています。こうした状況を受け、2015（平成27）年度には、「生物多様性・和歌山戦略」を策定し、2016（平成28）年度から自然度の高い森林の公有林化による保護や里地・里山環境の保全をする地域団体の活動を支援するなどの取組を本格的にスタートさせました。

### 【景観の保全】

2011（平成23）年に「建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例」を制定し、2015（平成27）年度に初の命令・代執行を行うなど、優れた景観の保全に取り組みました。

### 【廃棄物の適正処理】

監視パトロールの強化や監視カメラの設置などの不法投棄対策により、2005（平成17）年度に1,800件を超えていた不法投棄件数は、2008（平成20）年度以降減少し、近年は300件程度で推移しています。



## (5) 県民の命と暮らしを守る安全安心和歌山

### 【総合的な防災対策の推進】

2011（平成23）年3月に南海トラフと同じ海溝型地震による東日本大震災が発生しました。同年9月には紀伊半島大水害が発生し、死者56名、行方不明者5名、住家被害7,933棟の甚大な被害を受けました。こうした大規模災害を受け、何としても県民の命を守るため、従来の防災・減災対策を一から見直す点検を行いました。2013（平成25）年には、新たな津波浸水想定を公表し、2014（平成26）年には津波避難困難地域（津波到達までに安全な場所へ避難することが困難な地域）の抽出を行い、解消のための具体的な対策をまとめた「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」を、2015（平成27）年には「和歌山県国土強靱化計画」を策定し、ハード・ソフト両面から対策を進めています。

### 【耐震化の推進】

全国トップレベルの支援制度を創設して耐震化を促進してきましたが、住宅の耐震化補助制度の認知が低いことや個人負担が発生することから、住宅の耐震化率は2005（平成17）年67%から2015（平成27）年75%までしか伸びていません。一方、多数の者が利用する建築物の耐震化率については2005（平成17）年74%から2015（平成27）年90%まで向上しました。

### 【大規模土砂災害対策技術センターの誘致】

大規模土砂災害に係る建設技術の研究などを行う国の「大規模土砂災害対策技術センター」を誘致し、得られた成果や過去の災害の教訓を啓発する「県土砂災害啓発センター」を2016（平成28）年度に開所しました。

### 【地域防災力の向上】

地域防災リーダー育成講座「紀の国防災人づくり塾」の修了者を2006（平成18）年度末時点237人から2015（平成27）年度末時点1,454人に増やしました。また、避難所運営リーダー養成講座を新たに創設し、2015（平成27）年度末時点で854人が受講するなど、地域の防災力の向上を進めています。

### 【防災教育の推進】

全ての県立高等学校での「高校生防災スクール」を2013（平成25）年度から実施しています。その「高校生防災スクール」における地域と連携した避難（防災）訓練の実施率は、初年度の57%から2015（平成27）年には67%まで向上しました。また、小学校、中学校、高等学校での避難訓練実施率は2015（平成27）年に100%を達成しています。

### 【治安の向上】

画像解析システム、DNA型鑑定システムなどの捜査支援機材の整備や街頭防犯カメラの設置など、捜査の高度化に取り組んできた結果、刑法犯認知件数は2006（平成18）年の16,026件から連続減少し、2016（平成28）年には6,360件と半数以下まで減少しました。また、刑法犯検挙率は2006（平成18）年の24%と比べ改善傾向にあり、2015（平成27）年から2年連続で40%を超えています。





### 【交通安全の推進】

事故多発地点の交通環境整備や街頭指導などの交通安全啓発活動に取り組んできた結果、人口10万人あたりの年間交通事故発生件数は2006（平成18）年には全国平均を上回っていましたが、2013（平成25）年に全国平均を下回りました。また、高齢者が関係する事故件数は2006（平成18）年の2,191件から2016（平成28）年には1,030件まで減少しています。

## （6）にぎわいと交流を支える公共インフラを整備する和歌山

### 【高速道路ネットワークの早期形成】

高速道路については、2007（平成19）年度末時点で供用率が46％と、全国平均に比べ立ち遅れた状況でしたが、その後、近畿自動車道紀勢線南紀田辺IC～すさみ南IC間や、京奈和自動車道の県内全線などが開通し、供用率も80％と概ね全国平均に到達しました。

### 【県内各地域へ連絡する幹線道路の整備】

計画策定時に構想が確定していた府県間道路は2016（平成28）年度中に概ね完成の目途が立っており、内陸部の骨格道路となるX軸ネットワーク道路は2012（平成24）年度に完成しています。これに続く川筋ネットワーク道路も多くの部分で完成し、残りの部分も完成の目途が立っています。

また、基本的な生活に不可欠な道路整備も進め、生活圏30分圏域人口カバー率は90％、高速道路ICからの60分圏域人口カバー率はほぼ100％となっています。

### 【情報通信基盤の整備】

地域間の情報格差の解消に向けた対策を進めた結果、超高速ブロードバンドと携帯電話は県内全域で概ね利用可能となりました。また、地上デジタル放送難視予想世帯は、2014（平成26）年度に全て解消しました。

### 【生活排水処理の向上】

紀の川流域下水道事業及び紀の川中流流域下水道事業の推進等により、汚水処理人口普及率は2006（平成18）年度末44％から2015（平成27）年度末には61％まで向上しました。しかしながら、市町の厳しい財政状況による下水道整備の遅れや、個人負担を伴う合併処理浄化槽への転換が進まないことなどにより、依然全国でワースト2位と低位な状況となっています。

### 【放置艇対策の推進】

放置艇等による船舶航行の支障、景観悪化や津波来襲時の二次被害軽減への対応のため、「和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」に基づき、係留保管場所の確保や規制強化による放置艇の撤去等を進めています。



## 2. 長期総合計画に掲げた主な数値目標の達成状況

以下の一覧表は、計画の終期である2017（平成29）年度末までに達成する目標と、現時点（2017（平成29）年1月末現在）で把握できる最新のデータを比較したものであり、現時点で達成した目標もあれば、達成できていない目標もあります。

### ■ 長期総合計画（2008（平成20）年度～）に掲げた数値目標の主なもの

| 分野       | 番号 | 長期総合計画の項目名                  | 指標名                            | 基準（起点）値 |                      | 目標値  |                     | 直近実績値 |                      |
|----------|----|-----------------------------|--------------------------------|---------|----------------------|------|---------------------|-------|----------------------|
|          |    |                             |                                | 測定年度    | 数値                   | 測定年度 | 数値                  | 測定年度  | 数値                   |
| 総括事項     | 1  | 計画推進により達成する将来（人口見通し）（経済見通し） | 人口                             | H17     | 103.6 万人             | H29  | 97.5 万人             | H27   | 96.5 万人              |
|          | 2  |                             | 県内総生産                          | H17     | 3.68兆円（全国38位）        |      | 4.65兆円（設定せず）        | H25   | 3.58兆円（全国38位）        |
|          | 3  |                             | 一人あたり県民所得                      | H17     | 270万円（全国30位）         |      | 400万円（設定せず）         | H25   | 282万円（全国24位）         |
| 少子高齢化対策等 | 4  | 少子化対策の充実                    | 合計特殊出生率の全国順位                   | H18     | 31 位                 |      | 同様の立地環境にある他県より相当上位  | H27   | 23 位                 |
|          | 5  |                             | 待機児童                           | H17     | 14 人                 |      | 待機児童ゼロ              | H28   | 10 人                 |
|          | 6  | 高齢化対策の推進                    | 介護を必要とする高齢者数                   | H18     | 49,838 人             |      | 57,841 人            | H26   | 65,668 人             |
|          | 7  | 健康づくりの推進                    | 健康寿命                           | H22     | 男性 70.41<br>女性 73.41 |      | 健康長寿日本一             | H25   | 男性 71.43<br>女性 74.33 |
|          | 8  |                             | がんの年齢調整死亡率（75 歳未満）※人口 10 万人あたり | H17     | 98.5 人               |      | H17 年に比べ 25%以上減少    | H27   | 80.3 人               |
| 産業振興     | 9  | 新たな産業の創出                    | 企業立地件数（累計）                     | H20     | —                    |      | 200 件               | H27   | 123 件                |
|          | 10 | 観光の振興                       | 観光客（日帰り）                       | H17     | 2,519 万人             |      | 2,700 万人            | H27   | 2,771 万人             |
|          | 11 |                             | 観光客（宿泊）                        | H17     | 522 万人               |      | 600 万人              | H27   | 569 万人               |
|          | 12 | 農業の振興                       | 担い手農家の年間農業所得                   | H17     | 377 万円               |      | 550 万円              | H26   | 406 万円               |
|          | 13 | 林業の振興                       | 年間素材生産量                        | H17     | 174 千m <sup>3</sup>  |      | 275 千m <sup>3</sup> | H27   | 181 千m <sup>3</sup>  |
|          | 14 | 水産業の振興                      | 海面漁業生産量                        | H17     | 35,013 t             |      | 35,000 t            | H27   | 25,746 t             |
| 防災       | 15 | 総合的な防災対策の推進                 | 耐震化率（住宅）<br>※共同住宅等を含む総住戸数      | H17     | 67%                  |      | 90%                 | H27   | 75%                  |
|          | 16 |                             | 耐震化率（多数の者が利用する建築物）             | H17     | 74%                  |      | 90%                 | H27   | 90%                  |
| まちづくり等   | 17 | 情報通信基盤の整備                   | 超高速ブロードバンド利用可能世帯数              | H18     | 93.8%                |      | 100%                | H27   | 99.4%                |
|          | 18 | 愛着の持てる元気な農山漁村づくり            | 移住世帯数（累計）                      | H20     | 24 世帯                |      | 1,000 世帯            | H27   | 559 世帯               |
|          | 19 | 快適な生活空間の整備                  | 汚水処理人口普及率                      | H17     | 40.8%                |      | 70%                 | H27   | 60.6%                |



# 和歌山県長期総合計画

世界とつながる 愛着ある元気な和歌山  
～県民みんなが楽しく暮らすために～

発行：2017（平成29）年4月

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

企画部企画政策局企画総務課

TEL：073-441-2337

FAX：073-422-1812

県ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/>



# 和歌山県長期総合計画

世界とつながる 愛着ある元気な和歌山  
～県民みんなが楽しく暮らすために～



和歌山県